

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 31 年 1 月 11 日 (金) 午後 2 時 00 分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
「第 3 期横浜市教育振興基本計画」の策定について
- 3 請願等審査
受理番号 86 教科書採択の審議と採決の適正化を求める要望書
- 4 審議案件
教委第 56 号議案 横浜市学校保健審議会委員の任命について
- 5 その他

平成31年1月11日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○12/21 市立高校生による市会訪問と市会議員との懇談

(2) 報告事項

○「第3期横浜市教育振興基本計画」の策定について

3 その他

第3期横浜市教育振興基本計画を策定しました

横浜市教育委員会では、2018 年に策定した「横浜教育ビジョン 2030」の具現化に向けたアクションプランとして、2018~2022 年度の 5 年間で進める施策や取組をまとめた「第3期横浜市教育振興基本計画」を策定しました。本計画に示す施策や取組を着実に進め、よりよい学校教育を実現するとともに、教育活動を学校内に限定せずに、学校と地域・社会が連携・協働しながら子どもを育んでいきます。

1 基本姿勢

持続可能な学校への変革

- 持続可能な未来の創造・持続可能な学校への変革を目指し、
- SDGs との関係性を意識した教育活動の展開
 - 「教職員の働き方改革」の着実な実施
 - 地域、企業、大学及び関係機関等との連携・協働の推進
 - 自然環境に配慮した学校施設の整備
- を進めます。

客観的な根拠に基づく教育政策の推進

明確な指標設定のもと、大学や企業等と連携し、学力・学習状況調査等のデータの分析や施策・取組の効果検証を踏まえて、授業改善や教育施策を推進します。

2 特に重視するテーマ

1 新学習指導要領の着実な実施と
主体的な学びの実現

2 新時代の到来を見据えた
次世代の教育の推進

3 子どもの健康の増進

4 多様なニーズに対応した
特別支援教育の推進

5 複雑化する課題の解決に
向けた学校組織の体制強化、
福祉・医療との連携強化

6 計画的な学校施設の
建替えの推進

3 策定経過

平成 30 年 9 月 18 日

素案の公表

9 月 28 日～10 月 29 日

パブリックコメントの実施

12 月 19 日

市会第 4 回定例会にて議決

12 月 28 日

策定

4 パブリックコメント実施結果

1 実施概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 実施期間 | 平成 30 年 9 月 28 日（金）～平成 30 年 10 月 29 日（月） |
| (2) 意見提出方法 | 電子メール、FAX、郵送 |
| (3) 素案冊子の配布部数 | 7,500 部 |
| (4) 周知方法 | 各区役所、市民情報センター、市立図書館、行政サービスコーナー、広報よこはま、教育委員会ホームページ、ツイッター 等 |

2 実施結果

(1) 意見提出状況

投稿数 98 通 意見数 246 件

投稿手段	通 数
電子メール	47
FAX	49
郵送	2
計	98

居住地	通 数
市内	89
市外	3
不明	6
計	98

(2) 特にご意見の多かった事項

内 容	意見数	割合
「中学校昼食」について 【主な意見】 ● 中学校給食の実施を望む。 ● その他（家庭弁当の役割）	50	20.3%
「特別支援教育」について 【主な意見】 ● 一般級、個別支援学級等における、子どもの障害特性の理解をはじめとする特別支援教育に関する教職員の専門性向上を望む。 ● 複数の教職員や支援員が学級運営に関わり、子ども一人ひとりの障害特性に応じた教育内容の充実を望む。 ● 放課後等デイサービスなどの関係機関と連携強化を進めるべき。	45	18.3%
「教職員の働き方改革」について 【主な意見】 ● 先生方の負担を減らし、心身の健康の確保を望む。 ● 抜本的な業務内容の見直しや教職員定数増などの施策の実施を望む。	41	16.7%
「不登校児童生徒への支援」について 【主な意見】 ● 不登校が問題なのではなく、様々な学びが認められる社会の実現を望む。 ● 教育機会確保法※に基づき、地方自治体から不登校児童生徒や保護者に対する情報提供や助言、その他支援が行われるようにすべき。 ● 教育委員会と民間のフリースクール等との連携を望む。	31	12.6%
※義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律		

(3) ご意見への対応状況

	対応状況	意見数	割 合
①	ご意見を踏まえ、原案に反映したもの	26	10.6%
②	ご意見の趣旨がすでに素案に含まれているもの (賛同意見等含む)	26	10.6%
③	ご意見として参考とさせていただいたもの	192	78.0%
④	その他	2	0.8%

※ 全体の意見数（246 件）に対する割合については、小数点第二位を四捨五入しています。
端数処理の関係で合計が 100% とならない場合があります。

第3期横浜市教育振興基本計画

(2018 年度～2022 年度)

2018（平成 30）年 12 月
横浜市教育委員会

はじめに

「自ら学び　社会とつながり　ともに未来を創る人」

これは、複雑で変化の激しい時代を見据え、未来を創る子どもたちを育むために策定した「横浜教育ビジョン 2030」の「横浜の教育が目指す人づくり」の姿です。子どもの成長に関わる人とこの理念を広く共有しながら、解が一つではない課題に対し、失敗を恐れずに向き合う子どもたちを社会全体で育んでいきたいと願い、策定しました。今回策定する「第3期横浜市教育振興基本計画」は、この「横浜教育ビジョン 2030」の具現化に向けたアクションプランとなります。

近年の学校教育に対するニーズの変化や課題の複雑化・多様化の中で、学校の果たす役割も変化しています。また、本計画期間中には、新たな学習指導要領の全面実施という大きな節目を迎えます。「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という「社会に開かれた教育課程」の実現のためには、学校と家庭が密に連携を図ることはもちろん、学校教育を学校内に閉じず、学校と地域・社会が連携・協働しながら子どもを育んでいくことが大きな鍵となります。

本計画の素案に対するパブリックコメントでは、本計画の遂行を力強く後押し頂いているご意見、ご自身やお子様が置かれている切実な状況や切なる願い、各施策への厳しいご指摘など、様々なご意見を頂きました。一つずつ貴重なご意見を拝見し、原案に反映できるかどうか、検討を重ねた上で本計画を策定しました。これからも保護者や地域の皆様と共に、未来を創る子どもたちを育てていきたいと、強く願っています。貴重なご意見を頂きましたことに、心より感謝申し上げます。

市立学校に通う約 27 万人の子どもたちのために、本計画に示す施策や取組を着実に進め、横浜の教育が日本の公教育を牽引するという気概をもちながら、よりよい学校教育を実現していきます。

2018 年 12 月
横浜市教育委員会

目 次

第1章 「第3期横浜市教育振興基本計画」について

1 計画策定の趣旨	2
2 横浜市が策定した他の計画等との関係	2
3 「横浜教育ビジョン 2030」	3
4 計画の構成	3

第2章 基本的な方向性

1 基本姿勢	6
2 特に重視するテーマ	7

第3章 14 の柱

1 計画体系	10
2 各柱の内容	
各柱のページの見方	12
<u>柱1 主体的な学び</u>	13
施策1 主体的・対話的で深い学びによる学力の向上	16
施策2 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進	19
施策3 特別支援教育の推進	22
施策4 魅力ある高校教育の推進	26
<u>柱2 創造に向かう学び</u>	29
施策1 グローバル社会で活躍できる人材の育成	31
施策2 情報社会を生きる能力の育成	34
施策3 持続可能な社会の実現に向けて行動する力の育成	37
<u>柱3 支え合う風土</u>	40
施策1 豊かな心の育成	41
<u>柱4 学びと育ちの連続性</u>	44
施策1 つながりを重視した教育の推進	46
施策2 健康な体づくり	49
<u>柱5 安心して学べる学校</u>	53
施策1 安心して学べる学校づくり	54
<u>柱6 社会とつながる学校</u>	57
施策1 地域との連携・協働の推進	58
施策2 自主・自律的な学校運営の推進	60
<u>柱7 いきいきと働く教職員</u>	62
施策1 教職員の働き方改革の推進	64
<u>柱8 学び続ける教職員</u>	68
施策1 教職員の育成、優秀な教職員の確保	69

<u>柱 9 安全・安心な環境</u>	72
<u>施策 1 安全・安心な教育環境の確保</u>	73
<u>施策 2 学校施設の計画的な建替えの推進</u>	75
<u>柱 10 地域とともに歩む学校</u>	77
<u>施策 1 学校規模の適正化</u>	78
<u>施策 2 地域の状況を踏まえた学校づくり</u>	80
<u>柱 11 市民の豊かな学び</u>	81
<u>施策 1 生涯学習の推進</u>	83
<u>施策 2 図書館サービスの充実</u>	85
<u>施策 3 横浜の歴史に関する学習の場の充実</u>	87
<u>柱 12 家庭教育の支援</u>	88
<u>施策 1 家庭教育支援の推進</u>	89
<u>柱 13 多様な主体との連携・協働</u>	91
<u>施策 1 多様な主体との連携・協働の推進</u>	92
<u>柱 14 切れ目のない支援</u>	95
<u>施策 1 福祉・医療との連携による支援の充実</u>	96
<u>施策 2 子どもの貧困対策の推進</u>	97
3 指標一覧	98

資料編

1 教育基本法（抜粋）	102
2 基礎データ	104
3 パブリックコメントの結果	105
4 「横浜教育ビジョン 2030」	108

第1章

「第3期横浜市教育振興基本計画」について

第1章 「第3期横浜市教育振興基本計画」について

1 計画策定の趣旨

(1) 本計画の位置付け

【横浜教育ビジョン 2030 の具現化】

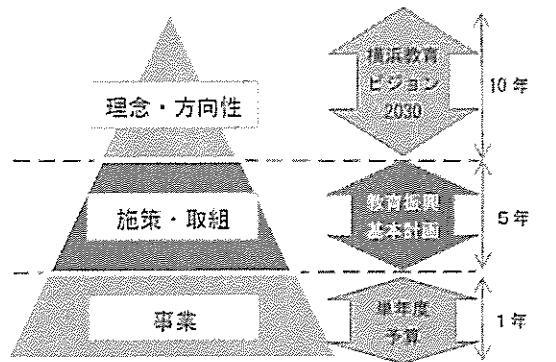
2030 年頃の社会を展望し、横浜の教育が目指す人づくり、横浜の教育が育む力及び横浜の教育の方向性を示す「横浜教育ビジョン 2030」(2018 (平成 30) 年策定) の具現化に向けたアクションプランとして、今後 5 年間で進める施策や取組を「第3期横浜市教育振興基本計画」に定めます。

【教育基本法に基づく法定計画】

「第3期横浜市教育振興基本計画」は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けます。

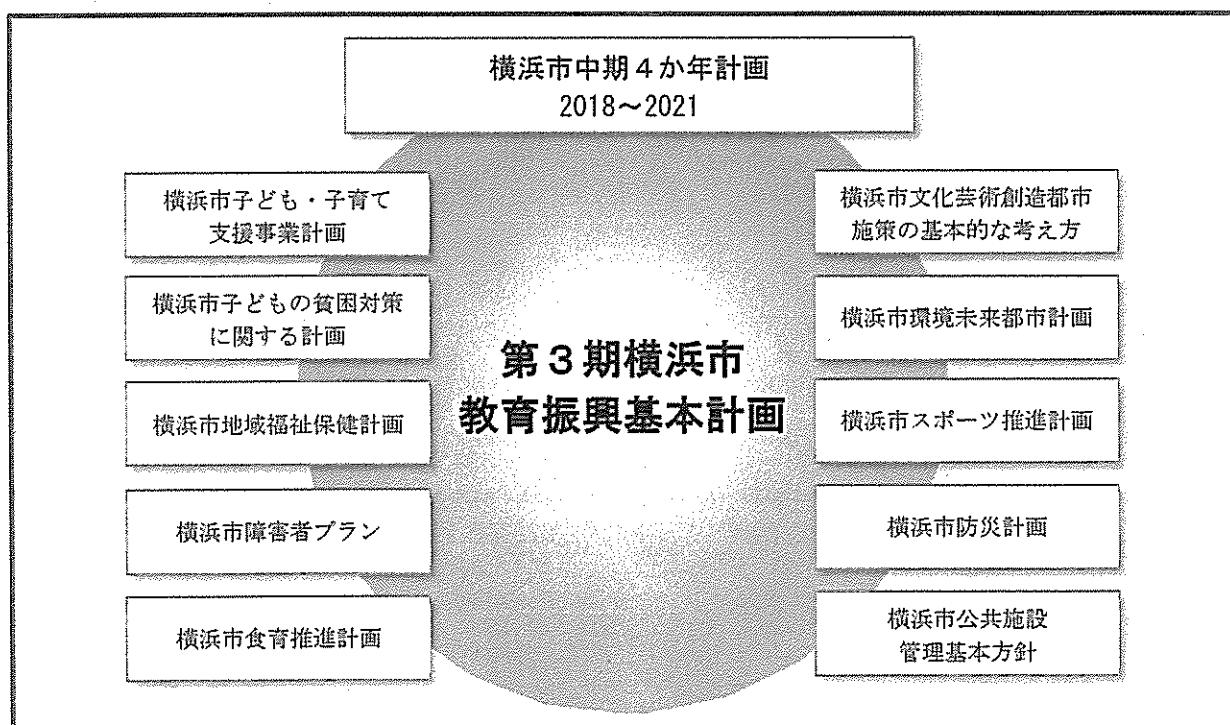
(2) 計画期間

5年間：2018 (平成 30) 年度～2022 (平成 34) 年度



2 横浜市が策定した他の計画等との関係

「第3期横浜市教育振興基本計画」の策定に当たっては、「横浜市中期 4か年計画 2018～2021」をはじめ、子育てや福祉等の各分野別の計画等と関連する部分について、整合を図っています。



3 「横浜教育ビジョン 2030」

■ 横浜の教育が目指す人づくり

自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人

■ 横浜の教育が育む力

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指し、子どもに身に付けてほしい力を五つの視点「知」「徳」「体」「公」「開」で表し、相互に関連付けながらバランスよく育みます。

知 生きてはたらく知

- 基礎・基本を身に付け、自ら問題を発見し、よりよく解決する力
- 主体的に考え、意欲的に学び続ける力
- 知識や経験を活かし、知恵をはたらかせて生きる力

徳 豊かな心

- 自分を大切にし、しなやかに生きる力
- 自分を律する態度と人を思いやる優しさ
- 「本物」に触れることで育む豊かな感性

体 健やかな体

- 自ら健康を保持増進しようとする態度
- 体力づくりを通じ、心身ともにたくましく生きる力
- 生涯にわたって運動やスポーツに親しみた態度

公 公共心と社会参画

- 自分の役割や働くことの意義を理解し、行動する力
- 横溝を愛し、地域や社会のために、他者と協働する力
- 夢や目標を持ち、よりよい社会を創造しようとする態度

開 未来を開く志

- 自分を見つめ、多様性を尊重し、共生する力
- グローバルな視野を持ち、持続可能な社会の実現に向けて行動する力
- 進取の精神を持ち、新たな価値を創造しようとする態度

■ 横浜の教育の方向性 ~多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進します~

方向性1 子どもの可能性を広げます

柱1 主体的な学び 柱2 創造に向かう学び 柱3 支え合う風土 柱4 学びと育ちの連続性

方向性2 魅力ある学校をつくります

柱5 安心して学べる学校 柱6 社会とつながる学校 柱7 いきいきと働く教職員 柱8 学び続ける教職員

方向性3 豊かな教育環境を整えます

柱9 安全・安心な環境 柱10 地域とともに歩む学校 柱11 市民の豊かな学び

方向性4 社会全体で子どもを支えます

柱12 家庭教育の支援 柱13 多様な主体との連携・協働 柱14 切れ目のない支援

4 計画の構成

「横浜教育ビジョン 2030」が示す4つの教育の方向性と14の柱に基づき、「26の施策」を示します。施策ごとに、「指標」、「想定事業量」、「主な取組」を掲げ、PDCAサイクルに基づき、進捗管理を行います。



第2章

基本的な方向性

第2章 基本的な方向性

1 基本姿勢

「横浜教育ビジョン 2030」の具現化に向け、本計画を策定・推進するに当たっての基本姿勢として、次の2点を示します。

(1) 持続可能な学校への改革

持続可能な未来の創造・持続可能な学校への変革を目指し、

- SDGs^{*}との関係性を意識した教育活動の展開
- 「教職員の働き方改革」の着実な実施
「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」4つの戦略・40の取組の着実な推進
(総合学校支援システムの構築、職員室業務アシスタントの全校配置、部活動指導員等の拡充等)
- 地域、企業、大学及び関係機関等との連携・協働の推進
- 自然環境に配慮した学校施設の整備

を進めます。

※ 2015年「国連持続可能な開発サミット」で採択された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)

(2) 客観的な根拠に基づく教育政策の推進 (EBPM[†])

明確な指標設定のもと、大学や企業等と連携し、学力・学習状況調査等のデータの分析や施策・取組の効果検証を踏まえて、授業改善や教育施策を推進します。

※ Evidence Based Policy Making の略称

SDGs(持続可能な開発目標) : 17の目標

SDGsとは、2015年「国連持続可能な開発サミット」で採択された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)です。169の関連ターゲットを伴う17の目標は、先進国を含む国際社会全体の目標であり、各国内での取組も対象としています。



2 特に重視するテーマ

1 新学習指導要領の着実な実施と主体的な学びの実現

2020年から全面実施される新学習指導要領への移行に向けた万全な準備を行い、着実に実施することにより、主体的な学びを実現することができるよう、各取組を推進します。

- (取組例) ○「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」の策定・活用、授業改善
- 「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」に準拠した「横浜市学力・学習状況調査」の実施
- 小学校高学年における一部教科分担制の導入
- 小学校外国語教科化への対応、中学校・高等学校における英語の外部指標の活用
- 学力の定着に困難を抱える子どもへのきめ細かな学習支援、放課後学習支援の実施

2 新時代の到来を見据えた次世代の教育の推進

グローバル化の一層の進展や情報社会、超スマート社会、AIの進化等、新時代の到来を見据え、子どもが地域や社会とのつながりを通して、新たな価値を創造する力を育みます。

- (取組例) ○タブレット端末の整備、ICT支援員の配置
- SGH(スーパーグローバルハイスクール)、SSH(スーパーサイエンスハイスクール)の更なる深化・発展によるグローバルリーダーの育成
- 企業や地域と連携した課題解決の体験型学習「はまっ子未来カンパニープロジェクト」等の推進

3 子どもの健康の増進

生涯にわたって、健康かつ豊かな生活を送ることができるよう、自ら健康を保持増進しようとする態度の育成や、科学的根拠に基づく体力向上に取り組みます。

- (取組例) ○「体力・運動能力調査」の分析・検証を通じた体力向上
- 持続可能な部活動の実現（部活動指針の改訂、部活動指導員の配置）
- ハマ弁を活用した中学校昼食の充実

4 多様なニーズに対応した特別支援教育の推進

共生社会の実現に向け、全ての学校において、インクルーシブ教育システムの構築を更に推進し、多様な教育の場を充実させていくとともに、全ての子どもに、あらゆる教育の場で、一貫した適切な指導や必要な支援を行います。

- (取組例) ○特別支援教室実践推進校への非常勤講師の配置拡充
- 巡回型指導の実施による通級指導教室の充実
- 知的障害・肢体不自由特別支援学校の充実

5 複雑化する課題の解決に向けた学校組織の体制強化、福祉・医療との連携強化

いじめ等の課題の早期発見・解決や日本語指導が必要な児童生徒及び不登校児童生徒への支援の充実に向け、学校組織の体制強化を進めるとともに、貧困・虐待等の課題に対応するため、福祉・医療との連携強化を図ります。

- (取組例) ○児童支援専任・生徒指導専任教諭配置に伴う後補充非常勤職員を常勤化している学校の拡充
- スクールソーシャルワーカーが小・中学校を定期的に訪問できる体制整備
- 日本語指導が必要な児童生徒の増加に合わせた事業の拡充
- 不登校児童生徒を支援するハートフルルーム等の充実
- 医療的ケア児への支援の充実に向けた関係局との連携強化

6 計画的な学校施設の建替えの推進

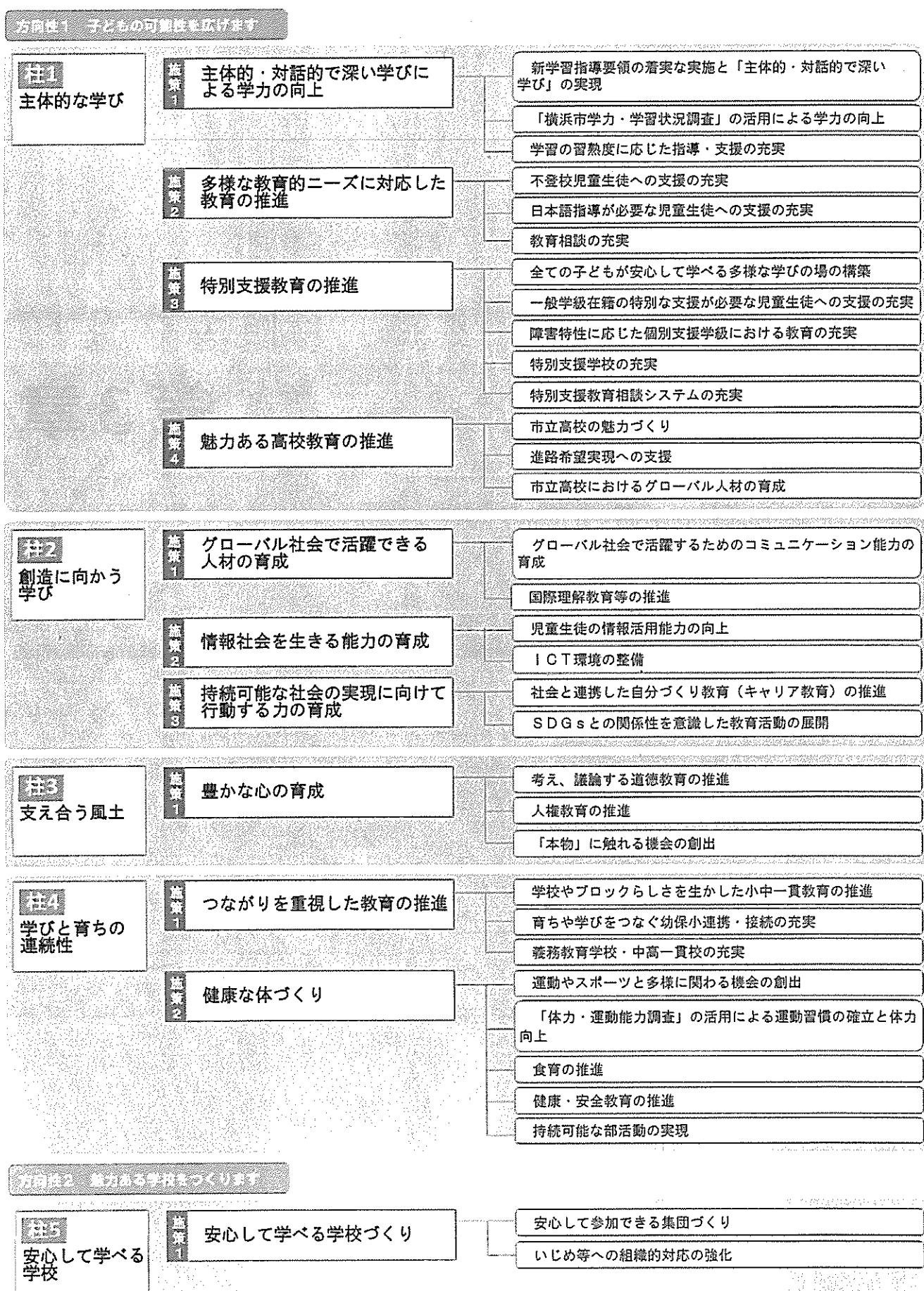
「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」(2017(平成29)年策定)に基づき、老朽化した学校施設の建替えに順次着手します。

- (取組例) ○建替えに向けた調査の実施
- 建替工事の着手

第3章

14の柱

1 計画体系



柱6 社会とつながる学校	基盤1 地域との連携・協働の推進	学校運営協議会の設置推進 地域学校協働活動の推進 学校運営協議会と地域学校協働本部の連携強化 学校マネジメント機能の強化 学校教育事務所による学校支援
	基盤2 自主・自律的な学校運営の推進	
柱7 いきいきと働く教職員	基盤1 教職員の働き方改革の推進	学校の業務改善支援 学校業務の適正化、精査・精選 チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実 教職員の人材育成・意識改革
	基盤2 教職員の育成、優秀な教職員の確保	時代の変化に対応した教職員の人材育成の強化 学び続ける教職員のための環境づくり 優れた教職員の確保
柱8 学び続ける教職員	基盤1 教職員の育成、優秀な教職員の確保	時代の変化に対応した教職員の人材育成の強化 学び続ける教職員のための環境づくり 優れた教職員の確保
	基盤2 安全・安心な環境	
柱9 安全・安心な環境	基盤1 安全・安心な教育環境の確保	児童生徒の安全確保 快適な教育環境の整備 学校施設の計画的な保全
	基盤2 学校施設の計画的な建替えの推進	学校施設の計画的な建替え 自然環境に配慮した学校施設の整備
柱10 地域とともに歩む学校	基盤1 学校規模の適正化	小規模校や過大規模校の対策 通学区域の調整 地域学校協働活動の推進
	基盤2 地域の状況を踏まえた学校づくり	学校施設の複合化等の検討
柱11 市民の豊かな学び	基盤1 生涯学習の推進	生涯学習の推進 読書活動の推進
	基盤2 図書館サービスの充実	子どもの読書習慣の定着と市民の学びの支援
柱12 横浜の歴史に関する学習の場の充実	基盤1 生涯学習の推進	歴史学習の機会の充実 文化財の保全・活用
	基盤2 図書館サービスの充実	
柱13 家庭教育の支援	基盤1 家庭教育支援の推進	家庭教育に関する適切な情報の提供 保護者の学びや交流の促進 関係機関や地域と連携した家庭教育支援
	基盤2 多様な主体との連携・協働の推進	
柱14 多様な主体との連携・協働	基盤1 多様な主体との連携・協働の推進	地域等との連携・協働の推進 企業との連携・協働の推進 大学との連携・協働の推進
	基盤2 切れ目のない支援	
柱15 切れ目のない支援	基盤1 福祉・医療との連携による支援の充実	福祉との連携強化 医療との連携強化 教育機会の保障 地域・関係機関との連携強化
	基盤2 子どもの貧困対策の推進	

2 各柱の内容

【各柱のページの見方】

① 超級魔術

施策・主な取組を体系図で示しています。

卷之三

計画期間内における各施策の成果を分かりやすく示すため、

- ・施策を実施した成果等について、客観的数値として把握できる指標
 - ・施策の中で重要かつ象徴的な事業の実績を表す指標
 - ・施策を実施した成果について、子どもの実感を問う指標

を設定しています。

◎ 程元昌著

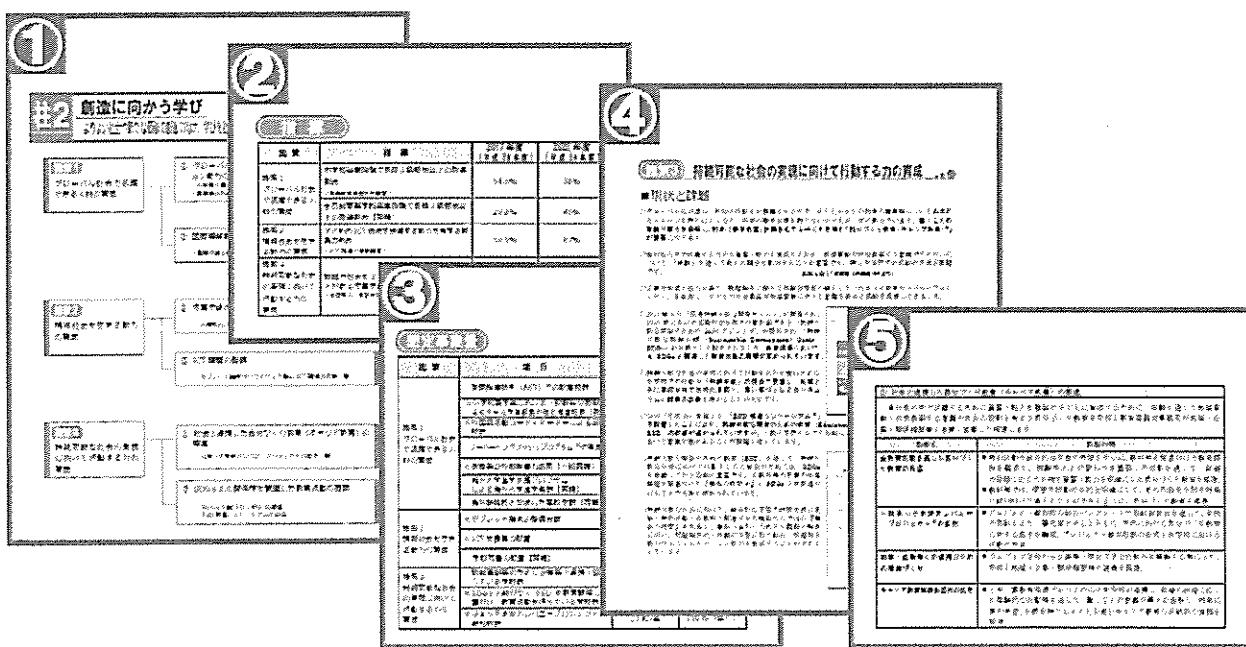
目標の達成や施策の推進のために、計画期間で実施する具体的な事業や取組のうち、量的把握が可能なものを事業量として示しています。事業量は基本的に、累計数を記載しています。

④ 漢代占星學

施策ごとに横浜市を取り巻く状況と課題を示しています。また、現状や課題を踏まえた取組の必要性についても記載しています。

◎ 五五之歌

計画期間に実施する事業や取組のうち、主なものを示しています。また、主な取組の冒頭には、取組全体の方向性を示しています。



- 「基本姿勢」や「特に重視するテーマ」に関連する事業・取組については、☆と示しています。
 - 計画期間に新たに開始する事業・取組については、「NEW」と示しています。
 - 複数の施策に該当する事業・取組については、重複して掲載しており、【再掲】と示しています。

(注) ●横浜市では、小中一貫教育を行う「義務教育学校」を2校設置していますが、本計画では、「小学校」には義務教育学校前期課程（小学校教育に相当する6年間）、「中学校」には義務教育学校後期課程（中学校教育に相当する3年間）を含みます。「小学生」「中学生」についても同様の考え方です。

- ・小中一貫教育を推進するために、中学校区を基本として設置する基本的な単位として「小中一貫教育推進ブロック」を設置しています（139ブロック：2018年4月現在）。本計画の中では、「ブロック」と表記しています。

- 調査等の出典がないものは、基本的に横浜市教育委員会が独自に調査したものになります。

柱1

主体的な学び

主体的な学びを引き出し、様々な教育的ニーズに応じて、個性や能力を伸ばします

柱1 主体的・対話的で深い学びによる学力の向上

- ① 新学習指導要領の着実な実施と「主体的・対話的で深い学び」の実現
 - ・小学校高学年における一部教科分担制の導入
 - ・総合学校支援システムの構築 等
- ② 「横浜市学力・学習状況調査」の活用による学力の向上
 - ・新学習指導要領を踏まえた調査内容の改訂 等
- ③ 学習の習熟度に応じた指導・支援の充実
 - ・学力の定着に困難を抱える子どもへのきめ細かな学習支援 等

柱2 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進

- ① 不登校児童生徒への支援の充実
 - ・横浜教育支援センターによる支援の充実 等
- ② 日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実
 - ・日本語支援拠点施設「ひまわり」の機能充実 等
- ③ 教育相談の充実
 - ・機関連携等による課題解決のための仕組みづくり 等

柱3 特別支援教育の推進

- ① 全ての子どもが安心して学べる多様な学びの場の構築
 - ・教職員の専門性の向上
 - ・ユニバーサルデザインの視点に基づく授業の実践 等
- ② 一般学級在籍の特別な支援が必要な児童生徒への支援の充実
 - ・児童生徒の特性に応じた指導・支援の充実 等
- ③ 障害特性に応じた個別支援学級における教育の充実
 - ・障害種に応じた指導の充実及び学級経営のための環境整備 等
- ④ 特別支援学校の充実
 - ・知的障害・肢体不自由特別支援学校の充実 等
- ⑤ 特別支援教育相談システムの充実
 - ・特別支援教育総合センターにおける相談機能の充実 等

柱4 魅力ある高校教育の推進

- ① 市立高校の魅力づくり
 - ・市立高校魅力発信事業の推進 等
- ② 進路希望実現への支援
 - ・課題探究型学習の推進 等
- ③ 市立高校におけるグローバル人材の育成
 - ・海外大学進学支援プログラムの実施 等

指 標

施 策	指 標	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年度 (平成 34 年度)
施策 1 主体的・対話的 で深い学びによ る学力の向上	課題の解決に向け、話し合い、発表する等の学習活動に取り組んでいると答える児童生徒の割合 <全国学力・学習状況調査>	小6：74.3% 中3：64.0%	小6：80% 中3：70%
	「全国学力・学習状況調査」の平均正答率	全国を上回る	毎年、全国を上回る
	「全国学力・学習状況調査」の下位層 ¹ の割合	全国より少ない	毎年、全国より少ない
施策 2 多様な教育的二 一ツに対応した 教育の推進	不登校児童生徒のうち横浜教育支援センタ ² の支援を受けている児童生徒の割合	12.5%	17.4%
施策 3 特別支援教育の 推進	卒業後を見通した学習が行われていると答える特別支援学校の保護者の割合	88.0%	100%
	個別支援学級 ³ の担当教員の特別支援学校教諭免許状保有率	小：25.3% 中：31.1%	小：32% 中：38%
施策 4 魅力ある高校教 育の推進	全日制高等学校卒業段階で英検 2 級相当以上の取得割合	29.8%	50%

1 正答数分布の状況から四分位により、正答数の高い順に学力層を 4 つに分けた場合の一番学力が低い層。

2 不登校になった小中学生を対象に、ハートフルフレンド（大学生等）による家庭訪問や、ハートフルスペース（適応指導教室）及びハートフルルーム（相談指導学級）における様々な活動を通した支援。

3 障害種ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人ひとりに応じた教育を行う学級。国の「特別支援学級」に相当する学級。

想定事業量

施 策	項 目	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年度 (平成 34 年度)
施策 1 主体的・対話的 で深い学びによ る学力の向上	☆「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメ ント要領 ⁴ 」の策定・活用	「総則」策定	実施
	☆「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメ ント要領」に準拠した「横浜市学力・学 習状況調査 ⁵ 」の実施	—	実施
	☆小学校高学年における一部教科分担制を 伴うチーム学年経営の強化推進校数	—	48 校
	☆「読みのスキル」向上推進校数	—	18 校
	☆「放課後学び場事業 ⁶ 」実施校数 (中学校)	42 校	94 校
	学校司書の配置校数	全小・中・ 特別支援学校	全小・中・ 特別支援学校
	理科支援員 ⁷ の配置校数	231 校	全小学校
施策 2 多様な教育的 ニーズに対応し た教育の推進	☆ハートフルスペース ⁸ ・ハートフルレー ム ⁹ の拡張か所数	—	3 か所
	外国語補助指導員 ¹⁰ の配置人数	8 人	13 人
施策 3 特別支援教育の 推進	☆特別支援教室 ¹¹ 実践推進校	8 校/年	152 校 (延べ)
	☆巡回型指導を行う通級指導教室 ¹² 設置校 数	—	10 校
	☆特別支援学校の充実	左近山特別支援 学校の工事着手	推進
	特別支援学校教諭免許状取得支援により 免許状を取得した人数	92 人/年	580 人 (5 か年累計)
施策 4 魅力ある高校教 育の推進	☆SGH ¹³ (スーパーグローバルハイスクー ル)、SSH ¹⁴ (スーパーインスハイスクール) の取組の継続	2 校	2 校
	課題探究型学習による成果の発表	1 回/年	3 回/年
	☆英検等の外部指標の活用	全高等学校	全高等学校
	海外大学進学支援プログラム ¹⁵ による海 外大学進学者数	4 人/年	26 人 (5 か年累計)
	海外姉妹校と交流した高校生数	140 人/年	180 人/年

4 新学習指導要領の全面実施に向けて、各学校やブロックが自主的・自律的に教育課程を編成・実施・評価・改善するための要領。

5 児童生徒の学習状況について、分析的・総合的に把握し、教育施策に活用するとともに、学力向上に生かすために、小学校、中学校の全児童生徒を対象にした横浜市独自に毎年実施する調査。

6 学習支援が必要な生徒を対象に、学習習慣の確立や基礎学力の向上のため、地域と連携した中学校における放課後の学習支援。

7 小学校の理科で、観察・実験の準備・補助等を行う非常勤職員。

8 登校はできないものの外出ができる児童生徒に対して、創作活動・スポーツ体験活動等を通し、社会的自立に向けた相談や支援を行う適応指導教室。

9 児童生徒が、在籍する学級（一般学級、個別支援学級）を離れて、特別の場で学習するためのスペース。指導及び支援を受けるためには、特別支援教育に関する校内委員会での判断、個別の指導計画の作成、保護者の同意を要する。

10 日本語指導が必要な児童生徒が一定数以上在籍する学校に配置され、児童生徒・保護者の母語を用いた支援を行う非常勤職員。

11 児童生徒が、在籍する学級（一般学級、個別支援学級）を離れて、特別の場で学習するためのスペース。指導及び支援を受けるためには、特別支援教育に関する校内委員会での判断、個別の指導計画の作成、保護者の同意を要する。

12 一般学級・個別支援学級に在籍する、学習・生活上の困難を抱える児童生徒が学習する場。

13 語学力や幅広い教養、問題解決力等の素養を備え、将来国際的に活躍できるリーダーを育成するために文部科学省が指定した高等学校。

14 理数系教育に重点を置き、国際的な科学技術人材を育成するために文部科学省が指定した高等学校。

15 海外大学進学を希望する市立高校生向けの支援プログラム。

施策① 主体的・対話的で深い学びによる学力の向上

■ 現状と課題

○質的にも量的にも大きな変化を伴う新学習指導要領が、小学校では2020（平成32）年度、中学校では2021（平成33）年度、高等学校では2022（平成34）年度より順次、全面実施されます。

○新学習指導要領の実施に伴い、「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた「授業改善」が求められます。児童生徒が自ら問い合わせ解決していく過程の中で、実生活を含む様々な場で活用可能な資質・能力を身に付けることができるよう、全ての教員が授業改善に取り組み、学校全体でカリキュラム・マネジメントを進めていく必要があります。

○2018（平成30）年度の「全国学力・学習状況調査」では、各教科の「知識」に関する問題と「活用」に関する問題共に、横浜市立小・中学校の平均正答率が、全国平均と同程度あるいは上回る結果となっていますが、その一方で、横浜市では、個人の正答率の差が大きく、学習の習熟度に応じた指導が求められています。

○「横浜市学力・学習状況調査」では、新学習指導要領において求められる資質・能力の測定や、個人の状況のきめ細かな把握ができるよう、調査内容の全面的な見直しが必要です。

○各学校では、「横浜市学力・学習状況調査」結果の分析チャート等を活用して「学力向上アクションプラン¹⁶」を作成し、授業改善や児童生徒への学習支援を行いました。各学校において、分析チャートから分かる児童生徒の学力の状況について、保護者・地域や小中一貫教育¹⁷推進プロック（以下「プロック」といいます。）内での共有等は進みましたが、よりきめ細かな指導・支援を行うため、分析チャートの一層の活用を図る必要があります。

○学習支援が必要な生徒を対象に、学習習慣の確立や基礎学力の向上のため、地域と連携した中学校における放課後の学習支援「放課後学び場事業」を2016（平成28）年度より一部の学校で実施していますが、本事業の更なる拡充が求められています。なお、小学校についても、一部の地域において2017（平成29）年度より放課後学習支援を開始しました。

コラム 横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領

2017年3月に公示された学習指導要領の理念や方向性を踏まえた上で、横浜市立の各学校や小中一貫教育推進プロックが教育課程を自主的・自律的に編成・実施・評価・改善していく際の拠り所となるものです。「横浜教育ビジョン2030」に示されている「横浜の教育が目指す人づくり」を実現するために、教育課程の編成等を通して、取り組むべき教育の在り方を示すものです。

学習指導要領改訂のスケジュール

		小学校	中学校	高校
2016 年度	改訂	中教審答申		
		周知・徹底	改訂	周知・徹底
17				
18	移行期間			
19			改訂	
20	金面実施			
21			金面実施	
22				実施

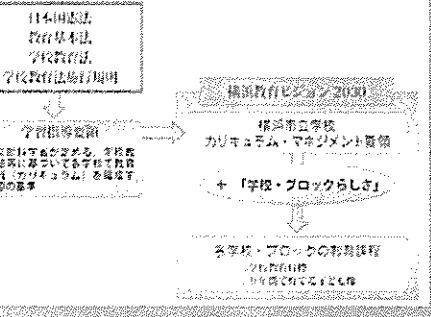
※高校は22年度の新入生から学年ごとに実施

全国学力・学習状況調査の結果

小学校「平均正答率（%）」					
	国語・A	国語・B	数学・A	数学・B	理科
横浜市	73	56	66	54	61
全国との差	+2	+1	+2	+2	+1
全国	71	55	64	52	60
神奈川県	70	54	64	52	60

中学校「平均正答率（%）」					
	国語・A	国語・B	数学・A	数学・B	理科
横浜市	76	63	67	50	66
全国との差	±0	+2	+1	+3	±0
全国	76	61	66	47	66
神奈川県	76	62	66	48	66

A :「知識」に関する問題、B :「活用」に関する問題
(出典) 全国学力・学習状況調査 : 2018(平成30)年度



16 「横浜市子ども学力向上プログラム」に基づき、「横浜市学力・学習状況調査」結果を活用し、各学校が子どもの状況等を踏まえて作成した、学力向上に向けた具体的な目標や取組。

17 義務教育9年間の連続性のあるカリキュラムに基づき、学力向上と児童生徒指導上の課題解決を図るための教育。

■ 主な取組

① 新学習指導要領の着実な実施と「主体的・対話的で深い学び」の実現

新学習指導要領の全面実施に向けて、円滑な移行ができるよう、移行するために必要な措置や移行期間中における学習指導等について周知・徹底を図ります。「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」に基づいた各学校やブロックの自主的・自律的な教育課程の編成・実施・評価・改善のためのきめ細かなサポートを進めます。子どもの主体的・意欲的な学習活動を充実させるためにも、各教科等に関する教員の専門性と組織力の向上を目指した環境整備を図り、授業改善を推進します。

取組名	取組内容
☆ 小学校高学年における一部教科分担制の導入 NEW	● 小学校高学年に学級をもたない学年主任等を配置し、学年経営の充実を図るとともに、英語の教科化等、新学習指導要領の実施も踏まえた一部教科分担制を導入。授業の質を高め、子どもの資質・能力を育成。各学校での実施に向けて、推進校を指定し、具体的な実践や研究の成果を発信しながら、市内全小学校での展開を視野に入れ、強力に推進。
☆ 総合学校支援システムの構築 NEW	● 授業力向上による教育の質の向上や校務の更なる効率化を進めるために、教材等の共有化システム、e ラーニングシステム ¹⁸ 、グループウェア ¹⁹ 等を統合したシステム構築を検討。
デジタル教科書 ²⁰ の活用に向けた検討 NEW	● デジタル教科書の効果的な活用に向けて、具体方策を検討。
学校図書館の充実と学校司書との連携による授業改善	● 学校司書が教員と連携し、子どもの読書習慣の定着や資料準備等の授業支援を推進し、子どもの主体的な学びをサポート。学校図書館が「読書センター」「学習センター」「情報センター」の役割を担う「メディアセンター」としての機能強化に向けて、学校図書館資料の充実を図るため、他の学校図書館とのネットワークを構築。
理科支援員を活用した授業改善	● 理科の授業をサポートする理科支援員の活用により、小学校における観察・実験活動を充実させ、実感を伴った深い学びを実現する授業改善を推進。

コラム

小学校高学年における一部教科分担制を伴うチーム学年経営の強化

中学校との接続期である小学校高学年においては、児童指導上の課題が多様化・複雑化し、学習指導の内容も専門的になります。学級をもたない学年主任等をチーム・マネジャーとして配置するとともに、一部教科分担制を導入することで組織的・効果的な学年経営を強化します。

【児童の学力向上】

教員一人が担当する教科数が少なくなるため、教材研究がより深まることにより、授業改善につながります。

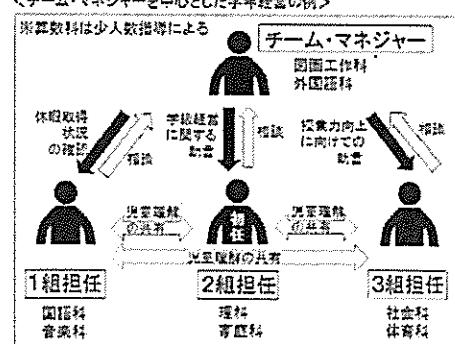
【児童の心の安定】

一人の児童に複数の教員が関わることにより、多面的に児童の状況を理解することができます。

【教職員の働き方改革】

チーム・マネジャーを中心とした学年経営により、ワーク・ライフ・バランスが推進されます。

＜チーム・マネジャーを中心とした学年経営の例＞



18 ウェブ上で必要な知識等を学習できるシステム。

19 組織内のコンピュータネットワークを活用した情報共有のためのシステム。

20 教科書の内容を電磁的に記録した教材。学校教育法の改正により、2019（平成31）年度から、通常の紙の教科書に代えて使用が認められている。

②「横浜市学力・学習状況調査」の活用による学力の向上

「横浜市学力・学習状況調査」の全面的な改訂を行うとともに、国と市の学力・学習状況調査の評価・分析について、大学等の専門機関と連携し、多面的・多角的に組み合わせた分析を進めます。また、個人単位での分析も進め、より客観的な根拠に基づいた授業改善と授業力の向上を進めます。

取組名	取組内容
☆新学習指導要領を踏まえた調査内容の改訂 NEW	<ul style="list-style-type: none"> 新学習指導要領において求められる資質・能力の測定や、子どもの「個々」の学びの状況を把握できるよう、生活意識調査や実施時期も含め、調査内容の全面的な改訂を検討。
☆国と市の学力・学習状況調査の分析・活用の深化 NEW	<ul style="list-style-type: none"> 学習・生活意識と学力の相関関係等も含めた多面的な分析を進め、授業改善の根拠として活用できるよう、各学校の状況を表すアセスメントシートを開発。また、学校やブロック単位だけではなく、子ども一人ひとりの学力・学習状況を分析し、個人単位の分析結果を子どもや保護者と共有できるアセスメントシートを開発。
「横浜市子ども学力向上プログラム」の改訂等 NEW	<ul style="list-style-type: none"> 「横浜市子ども学力向上プログラム（改訂版）」を踏まえ、各学校では、子どもの実態に合わせた「学力向上アクションプラン」を作成し、学力層を意識した学習支援や指導を組織的・効果的に実施。

③学習の習熟度に応じた指導・支援の充実

国と市の学力・学習状況調査等の分析を生かしながら、学校や個人の学習実態等に応じた多様な学びの環境を整備していきます。また、学習習慣の定着に向けて、放課後の学習支援等を活用します。

取組名	取組内容
データに基づく学習支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> 国と市の学力・学習状況調査等のデータの総合的な分析を基にした個人票を活用し、子ども一人ひとりの課題や学習習熟度に合わせた学習支援ができる環境を整備。
☆学力の定着に困難を抱える子どもへのきめ細かな学習支援 NEW	<ul style="list-style-type: none"> 一般学級において、異なる学力層の子どものニーズへの対応や、つまずきが重篤化する前の指導・支援を推進。特に、全ての教科等の基本となる「読みのスキル」に関するアセスメントに基づき、効果的な指導を実施。
☆放課後の学習支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> 中学校における学習支援活動である「放課後学び場事業」について、様々な状況の生徒の参加促進や、大学等との連携による学習支援ボランティアの確保等、課題への対応を進めながら、地域等による放課後の学習支援を拡充。 小学校における放課後の学習支援活動についても一部実施し、効果を検証。

施策2

多様な教育的ニーズに対応した教育の推進

■ 現状と課題

不登校児童生徒への支援

○2017（平成29）年度の「児童生徒の問題行動等諸課題に関する調査」によると、長期欠席（年間30日以上欠席）した児童生徒数は増加傾向にあり、そのうち不登校児童生徒数は、2013（平成25）年度に比べ約1,100人増加しています。不登校の要因と考えられる状況として、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「学業の不振」及び「家庭に係る状況」が高い割合を占めています。

○不登校児童生徒等に対する多様な学習活動の充実や個々の状況に応じた支援の推進等を目指し、2016（平成28）年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が制定され、学校内外における子どもの多様な学びの場の確保及び充実が求められています。

○学校では、カウンセラーによる相談や児童支援・生徒指導専任教諭²¹及び養護教諭等による指導・支援を行っています。また、学校外においても、社会的自立を目指し、ハートフルフレンド²²・ハートフルスペース・ハートフルルームによる支援を行っており、子ども一人ひとりの状況に応じた支援を行うために、支援員等の人材の確保や専門性の向上が求められています。さらに、民間教育施設が運営するフリースペース「ハートフルみなみ」への助成等を行うとともに、他の民間教育施設等との連携を進めています。

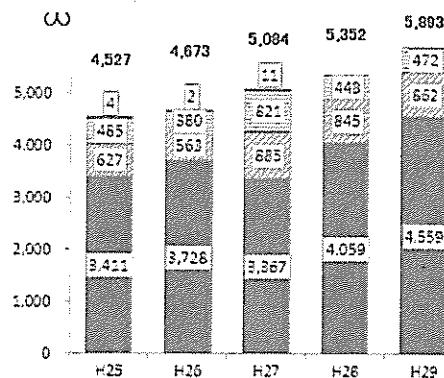
日本語指導が必要な児童生徒への支援

○日本語指導が必要な児童生徒数が、2013（平成25）年から2018（平成30）年の間に約900人増加しており、在籍が一部の地域に集中する「集住」と、少人数がそれぞれ幅広い地域に在籍する「散在」が同時に進んでいます。

○学校における日本語教室の取組や母語による支援、外国語補助指導員の配置、国際教室²³担当教員の配置の拡充等に加え、日本語支援拠点施設「ひまわり²⁴」の開設による児童生徒の受入れに対する支援の強化等、総合的な支援の充実を進めてきました。

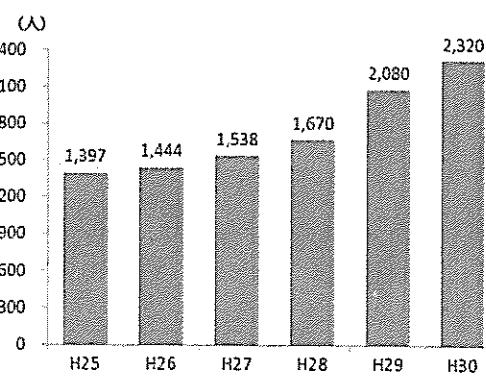
○日本語指導が必要な児童生徒の増加に伴い、言語に加え、発達や家庭環境等の課題を抱えた児童生徒も増加する傾向にあり、支援体制の強化や専門性の向上が求められています。

長期欠席（不登校等）児童生徒数



（出典）児童生徒の問題行動等諸課題に関する調査：2017（平成29）年度

日本語指導が必要な児童生徒数



21 いじめや不登校等の課題に対応するため、児童生徒指導の学校内での中心的役割や関係機関及び地域との連携窓口を担う教諭。

22 ひきこもりがちな児童生徒の家庭に大学生等を派遣し、話し相手や遊び相手となることで状態の緩和等を図る支援制度。

23 日本語指導が必要な児童生徒が一定数以上在籍する学校に配置される国際教室担当教員が日本語指導、教科指導、生活適応指導等を行う教室。

24 日本語指導が必要な児童生徒・保護者等への支援であるプレクラス、学校ガイダンス、就学前教室「さくら教室」、日本語教室等を実施する施設。

教育相談の充実

○各学校においては、教職員やカウンセラー等が、児童生徒や保護者に寄り添い、適切な支援や助言を行う教育相談を実施しています。また、必要に応じて、心理、医療、社会福祉等の専門家や区役所等の関係機関、不登校児童生徒への支援を行う横浜教育支援センター等へつないでいます。

○各学校において、教職員やカウンセラー等が、組織的に適切な教育相談を行うことや、学校と関係機関が「顔の見える関係」を作り、それぞれの強みを生かした連携を図ることが求められています。

■ 主な取組

① 不登校児童生徒への支援の充実	
不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた適切な支援を充実するために、支援員の専門性向上等を図るとともに、不登校児童生徒の支援に係る事業等の課題整理を踏まえ、支援の在り方を検討します。さらに、民間教育施設等との連携・協働を一層進め、多様な教育機会の確保に努めます。	
取組名	取組内容
☆横浜教育支援センターによる支援の充実	<ul style="list-style-type: none">●ハートフルスペース、ハートフルルームの支援員等の人材の確保や専門性の向上のための研修を実施するとともに、利用希望者が多く定員超のハートフルスペース・ハートフルルームを拡張。●大学等と連携したハートフルフレンドの人材を確保。●保護者向けパンフレットの活用や保護者会の実施等による保護者支援の充実。
不登校児童生徒への支援の在り方検討	<ul style="list-style-type: none">●不登校児童生徒の実態把握を踏まえ、学校の取組や、横浜教育支援センター及び「ハートフルみなみ」の事業等の課題整理を行い、不登校児童生徒支援の在り方を検討。
民間教育施設等との連携	<ul style="list-style-type: none">●民間教育施設との連絡会や体験活動等の協働事業を実施するとともに、民間教育施設との連携の在り方を検討。
不登校児童生徒や保護者への情報提供	<ul style="list-style-type: none">●個々の状況に応じた教育機会の確保や社会的自立につながる活動が行われるよう、不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言等を実施。

② 日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実	
日本語支援拠点施設「ひまわり」での取組を推進するとともに、拠点での情報の集約や発信を進めます。また、全ての学校が、日本語指導が必要な児童生徒に対する理解を深められるよう、教職員への研修を充実します。	
取組名	取組内容
日本語支援拠点施設「ひまわり」の機能充実	<ul style="list-style-type: none">●日本語支援拠点施設「ひまわり」において、「プレクラス」「学校ガイダンス」を継続して実施するとともに、教材・指導案等の整備による教員の指導力の向上。
☆日本語指導が必要な児童生徒の増加に合わせた事業の拡充	<ul style="list-style-type: none">●「日本語教室」、「母語による初期適応・学習支援」、「学校通訳ボランティア」等の事業を拡充するとともに、より効果的な支援体制を構築。
日本語指導が必要な児童生徒についての理解促進に向けた研修の充実	<ul style="list-style-type: none">●教職員の理解促進のため、日本語指導が必要な児童生徒の状況等に関する研修を実施。また、校内の支援体制構築を促進するため、校長・副校長を対象とした研修を実施。
日本語指導が必要で発達に課題のある児童生徒への対応 NEW	<ul style="list-style-type: none">●日本語指導が必要で発達に課題のある児童生徒にも対応できるよう日本語教室講師等を対象に特別支援に関する研修を実施。
外国語補助指導員の配置拡充及び支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none">●母語で対応できる外国語補助指導員の配置を拡充するとともに、外国語補助指導員が連携し合えるネットワークを構築。

③ 教育相談の充実

様々な教育的ニーズを抱える児童生徒及びその保護者に対し、各学校において適切な教育相談を行い、必要に応じて専門相談等へ引継ぎを行い、各専門家が知見を生かして対応します。

取組名	取組内容
多様な教育的ニーズに関する教職員の理解促進	● 特別な配慮や医療的ケアを必要とする児童生徒や、貧困や家庭環境等の様々な課題を抱える児童生徒等、一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じた指導や支援を行えるよう、研修等を通して教職員の理解を促進。
機関連携等による課題解決のための仕組みづくり NEW	● 学校、学校教育事務所、各区子ども・家庭支援相談、特別支援教育総合センター、教育総合相談センター、地域療育センター等、教育相談に関わる機関が、相互に連携して、多様な課題を抱える児童生徒を多角的に支援することができるよう、課題解決のための仕組みづくりを推進。

コラム

日本語支援拠点施設「ひまわり」

来日間もない児童生徒や保護者の不安を軽減し、新たに転・編入をする在籍校で学校生活に速やかに適応できるよう、児童生徒の実態に合わせて支援するための施設です。

【学校ガイダンス】

保護者及び児童生徒に日本の学校生活について説明するほか、書類の記入支援、児童生徒の学習状況の確認等を実施

(実施言語：中国語、タガログ語、英語、やさしい日本語)

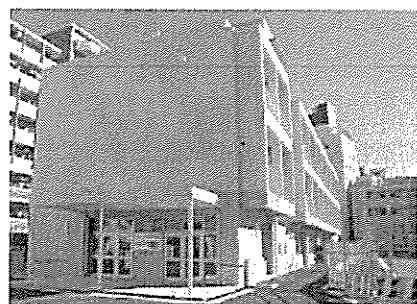
【プレクラス】

来日して間もない児童生徒を対象に週3日、4週間集中的な日本語指導と学校生活の体験を実施

【さくら教室】

外国につながる小学校新一年生を対象に学校生活の体験を実施するとともに、保護者を対象に日本の学校生活についての説明や書類の記入支援等を実施

(実施言語：中国語、タガログ語、英語、タイ語、ベトナム語、ポルトガル語、ロシア語、やさしい日本語)



＜日本語支援拠点施設「ひまわり」＞

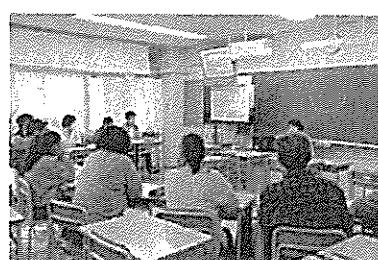
コラム

夜間学級（夜間中学）～蒔田中学校の取組み～

夜間学級（夜間中学）は、2017年（平成29年）現在、全国8都道府県31校に設置されており、中学校を卒業していない人等に対して中学校教育を行っています。

横浜市では、南区蒔田中学校に設置されています。市内在住・在勤の方を対象とし、様々な国や地域、年齢層の生徒たちが集まって、基礎学力の定着と主体的・対話的で深い学びを目標に、様々な学校行事にも取り組みながら充実した中学校生活を送っています。

また、一般学級の生徒たちと、体育祭や文化祭（花ノ木祭）等を通して、積極的な交流を図っています。



＜夜間学級の様子＞

施策③ 特別支援教育の推進

■現状と課題

○特別な支援が必要な子どもが増えている中、国のインクルーシブ教育システム構築の考え方²⁵も踏まえ、様々なニーズに対応することが求められています。また、多様な学びの場で、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導・支援を行っていくためには、全ての教職員の特別支援教育に対する専門性の向上が必要不可欠です。さらに、医療的ケアを必要とする子どもへの対応や、多様なニーズに応じた学びの場の提供、保護者の負担軽減に向けた取組が求められています。

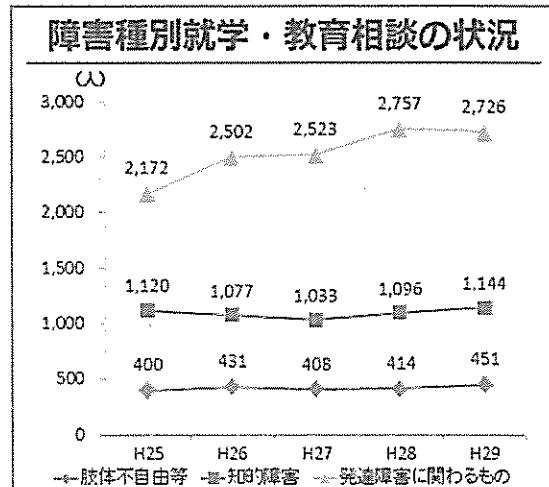
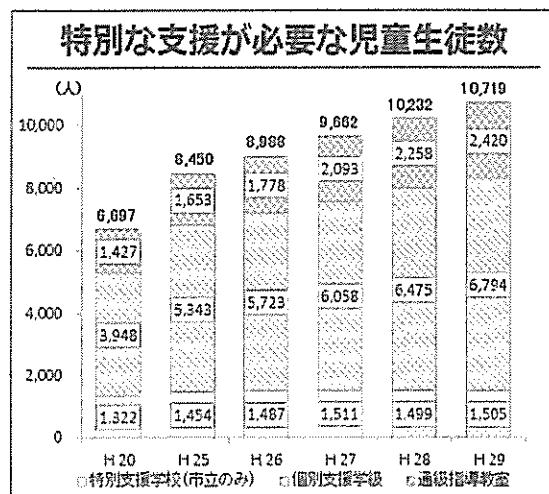
○一般学級において特別な配慮や支援を必要とする児童生徒が増加しており、特別支援教育の視点に基づく、児童生徒に対する理解と授業の実践が必要です。そのため、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーター²⁶を中心とした校内支援体制の充実が求められています。また、横浜型センター的機能²⁷の効果的な活用により、障害種ごとの専門性を生かした学校支援が必要です。

○通級指導教室²⁸の利用人数は、この10年間で約1.7倍になっており、一人当たりの適切な指導回数や指導時間の確保が困難になっています。教職員の専門性の向上や人的配置を含めた環境整備とともに、巡回型指導の実施等、一人ひとりのニーズに応じた指導体制の強化が求められています。また、各学校の特別支援教室においても、通級指導教室と連携した指導・支援体制の充実が求められています。

○個別支援学級の在籍児童生徒数は、この10年間で約1.7倍になるとともに、障害の多様化や重度化により、一人ひとりのニーズに応じた丁寧な指導が難しくなっています。そのため、教職員の専門性の向上や人的配置を含めた環境整備により、障害種に応じた指導体制の充実が求められています。

○特別支援学校では、在籍児童生徒数の増加による過大規模化や障害の多様化、重度化及び重複化への対応が求められています。その中でも、知的障害特別支援学校は、入学希望者が増加しており、受入れのための具体的な対応が求められています。また、中学校個別支援学級の卒業生の増加を踏まえ、生徒の状況に応じた進路指導を行う必要があります。神奈川県のインクルーシブ教育の推進状況も踏まえた連携強化が求められています。

○特別支援教育総合センターでは、近年特に、知的に遅れはないが、発達障害等により配慮が必要な児童生徒の相談が増えています。より適切に相談に対応できるよう、相談機能の更なる充実や、教育相談に関わる機関が連携して児童生徒を支援する仕組みづくりが求められています。



25 同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること。

26 特別支援教育推進のため、各学校において、関係諸機関や他校との連絡・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担う教員。

27 横浜市立学校に在籍する支援の必要な児童生徒のために、特別支援学校・通級指導教室・地域療育センター等が、障害種ごとの専門性を生かし、学校のニーズに応じて行う学校支援。

28 一般学級に在籍する、比較的軽度の障害（言語・難聴障害、情緒障害、LD、ADHD等）がある児童生徒に対して、個々の状態に応じて特別な指導をするための場。

■ 主な取組

① 全ての子どもが安心して学べる多様な学びの場の構築	
国インクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえ、全ての子どもにあらゆる教育の場で、一貫した適切な指導・支援や必要な合理的配慮を提供するとともに、全ての教職員の特別支援教育に対する専門性を向上し、校内支援体制の充実を図ります。	
取組名	取組内容
教職員の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の特別支援教育に対する専門性向上を図るために、「横浜市 教員のキャリアステージにおける人材育成指標」の資質・能力を身に付けられるよう、関係機関等と連携した研修や学校支援を実施。
ユニバーサルデザインの視点に基づく授業の実践	<ul style="list-style-type: none"> 一般学級の教科学習において、特別支援教育で生み出された様々な工夫を取り入れ、全ての子どもの意欲を高め、理解を深める授業づくりを推進。
特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育の校内支援体制の充実に向け、特別支援教育コーディネーターの機能強化と学校内での位置づけを明確化。 横浜型センター的機能により、相談や研修を実施。 特別支援教育コーディネーターのスキルアップと組織化を進めるために、チーフコーディネーターを中心とした協議会を充実。
特別支援教育支援員事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 学校内での学習面や行動面に特別な支援を必要とする児童生徒の支援を行う支援員を配置。また、校内支援体制や児童生徒の実情等を踏まえた支援員の適正な配置や専門性の向上のための研修を充実。
障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供	<ul style="list-style-type: none"> 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市立学校教職員対応要領」に基づき、児童生徒等※に対する合理的配慮を提供するとともに、教職員への啓発を実施。 ※特別支援学校の「児童生徒」には、幼稚部に通う幼児を含みます。
医療的ケア等を必要とする児童生徒の受入体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア等を必要とする児童生徒に対応するため、医療機関等との更なる連携を強化するとともに、様々なニーズへの必要な対応について検討。特に、特別支援学校における、校内や通学時の学校看護師の役割を明確化する等、学校での医療的ケアを充実させ、保護者の負担を軽減。

② 一般学級在籍の特別な支援が必要な児童生徒への支援の充実	
特別支援教育の視点に基づき、児童生徒の理解が深まるような授業を実践します。特別支援教室は、巡回型の通級指導教室と連携し、充実を図ります。通級指導教室は、従来の通級型（在籍校から通う）に加え、巡回型による指導を併用し、児童生徒の在籍校における指導・支援の充実を図ります。	
取組名	取組内容
児童生徒の特性に応じた指導・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒のアセスメントから指導上必要な情報を収集した上で、適切な目標を設定し、指導・支援体制を充実。
☆特別支援教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教室実践推進校に非常勤講師を配置し、実践研究を行うとともに、各学校においては、特別支援教育コーディネーターが中心となって、通級指導教室と連携を図りながら、組織的な指導・支援体制を確立。
☆巡回型指導の実施による通級指導教室の充実 NEW	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の在籍校を巡回して指導を行うモデル校を指定して、在籍校での児童生徒の学校生活を支援し、教員への指導・助言を実施。 モデル校での効果を検証し、指導体制を充実。
通級指導教室担当教員の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 通級指導教室担当教員に必要な専門性を明確化し、研修を充実するとともに、学識経験者や医療分野等の専門職との連携により、指導を充実。

③ 障害特性に応じた個別支援学級における教育の充実

個別支援学級では、児童生徒の障害の特性や状態に応じた教育の充実のため、教育内容及び教育環境の見直しを行うとともに、教員の専門性向上に向け、教職員の研修の充実や特別支援学校教員免許状の取得促進を図ります。

取組名	取組内容
障害種に応じた指導の充実及び学級経営のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の障害の特性や状態に応じた教育を推進するため、障害種に応じた教育課程の再編成と運営改善を実施。 障害種に応じた個別支援指導が可能な指導体制の構築や適切な教室数の確保。
個別支援学級担任の専門性向上に向けた研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害の特性理解や指導・支援方法及び進路指導等、個別支援学級の担任に必要な専門性を明確化し、より充実した研修を実施。
特別支援学校教諭免許状の取得支援 NEW	<ul style="list-style-type: none"> 教員の専門性の向上に向け、神奈川県と連携した特別支援学校教諭免許状の取得促進のための事業推進や同免許状取得に係る大学等における単位取得のための受講料補助等を検討。

④ 特別支援学校の充実

特別支援学校では、様々な障害の特性や状態に応じた専門的な教育を更に推進するため、教育課程の再編成を行うとともに、知的障害特別支援学校の過大規模化への対応や、教育環境の充実を図ります。また、小・中・高等学校との連続した学びの場であることを踏まえ、横浜型センター的機能の担当教員により、効果的な学校支援を行います。

取組名	取組内容
☆知的障害特別支援学校の充実	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害特別支援学校への入学希望者の増加に対応するため、神奈川県教育委員会との連携を強化。 中学校の個別支援学級の進路指導の充実に向け、特別支援学校の教育内容の理解促進及び進路指導に関する研修を充実。
特別支援学校における就労支援	<ul style="list-style-type: none"> 各障害種の特別支援学校の枠を超えて、進路指導担当者を組織化し、必要な情報共有を図るとともに、就労に向けたキャリア教育²⁹の充実と、関係機関と連携した就労後の定着支援を充実。
☆肢体不自由特別支援学校の充実 NEW	<ul style="list-style-type: none"> 肢体不自由特別支援学校において、様々な障害の児童生徒に幅広く対応できるよう、教育課程や教育環境を充実。 2019（平成31）年度に開校予定の左近山特別支援学校において、福祉と連携した放課後等デイサービス³⁰をモデル実施。

⑤ 特別支援教育相談システムの充実

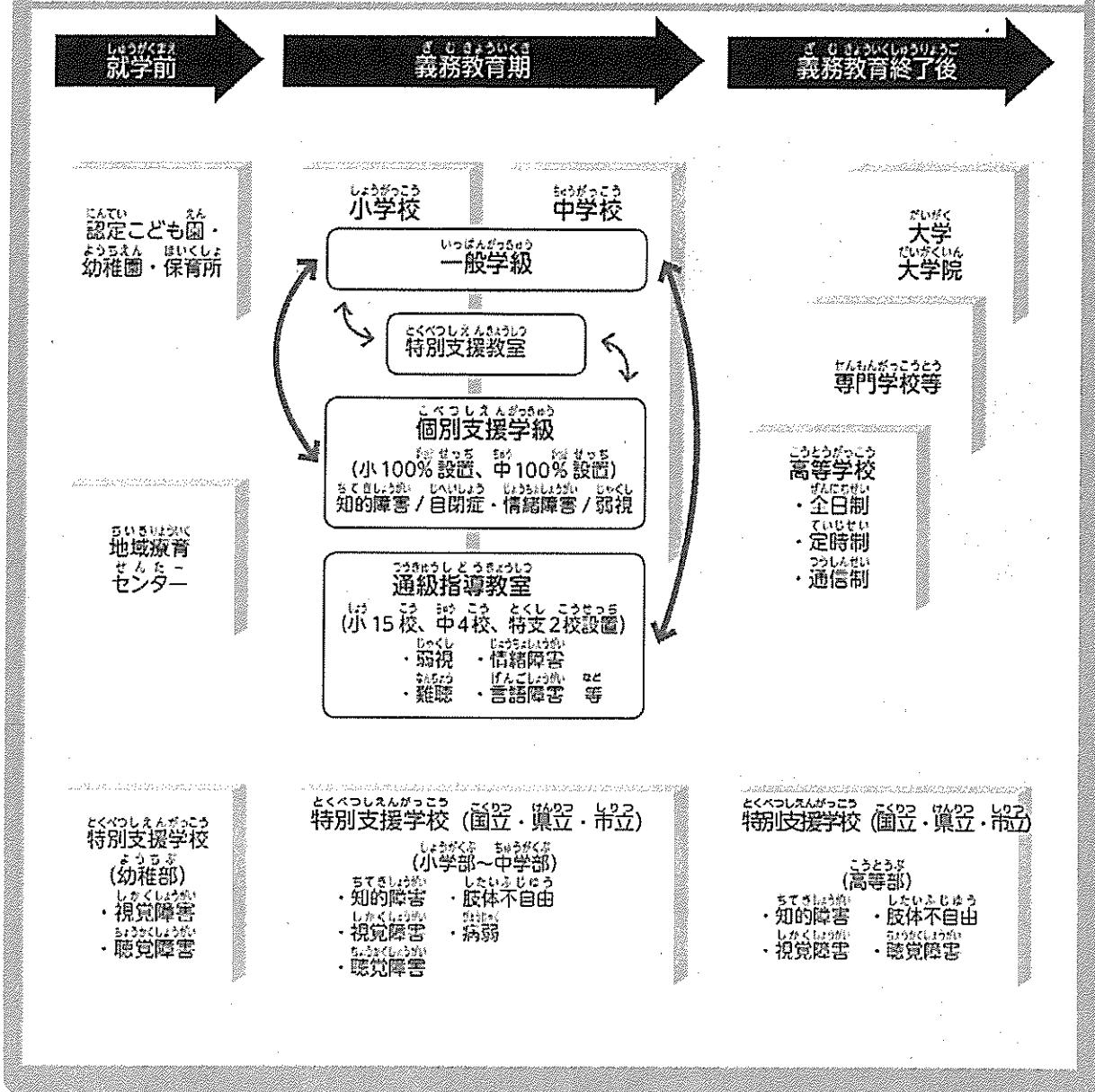
特別支援教育総合センターにおける就学相談・教育相談については、適切な学校種・学級種等の判断ができるよう、相談機能を充実していきます。

取組名	取組内容
特別支援教育総合センターにおける相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> より専門性の高い相談を実現するために、特別支援教育に関わる専門職を効果的に配置することで、相談機能を充実。 特別支援教育に係る本人及び保護者のニーズや学校の状況を把握し、相談の手法や在り方を検討。
機関連携等による課題解決のための仕組みづくり 【再掲】 NEW	<ul style="list-style-type: none"> 学校、学校教育事務所、各区子ども・家庭支援相談、特別支援教育総合センター、教育総合相談センター、地域療育センター等、教育相談に関わる機関が、相互に連携して、多様な課題を抱える児童生徒を多角的に支援することができるよう、課題解決のための仕組みづくりを推進。

29 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための教育。

30 6歳～18歳までの障害のある子どもや発達に特性のある子どもが、放課後や夏休み等の長期休暇に利用できる福祉サービス。

横浜市における特別支援教育の場（2017（平成29）年現在）



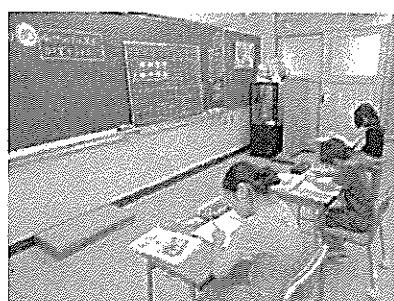
コラム

特別支援教室

横浜市立小・中学校では、児童生徒が、在籍する学級を離れて学習するためのスペースとして、「特別支援教室※」を設置しています。

特別支援教室では、学習のための丁寧な導入、スマーリルステップによる基礎の定着、在籍学級での学習を安定・充実させるためのベースづくり等、一人ひとりの困難さに応じた指導とともに、子どものよさを生かした学びができるようにしています。

※実際の教室の名前は、各学校によって異なります。



〈特別支援教室での学習の様子〉

施策4 魅力ある高校教育の推進

■ 現状と課題

○2022（平成34）年度からの新学習指導要領の全面実施や、高大接続改革（「高校教育」と「大学教育」及び両者を接続する「大学入学者選抜」の一体的な改革）等、高等学校を取り巻く環境が急速に変化しています。

○高大接続改革の動向を見据え、知識基盤社会やグローバル社会で求められる「知識と智恵」を育成することが求められています。

○全市立高校では、生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばす特色ある取組やグローバル化への対応等、魅力ある学びの創出に向けた取組を推進しています。

○横浜市内の公立中学校卒業予定者数が減少に転じている一方で、市立高校については、例年多くの中学生が志願しています。引き続き、各市立高校の魅力づくりを進めるとともに、学校運営について、自己評価や学校関係者評価、第三者評価を活用することにより、更なる改善に向けた取組が必要です。

○進路に対する目的意識や将来ビジョンが曖昧なまま進学することなどがないよう、生徒一人ひとりが主体的に目標を決めて、意欲をもって学び、働くことの重要性や意義を理解することができるよう「キャリア教育」を推進していく必要があります。

○各市立高校の老朽化や立地条件を踏まえ、地域の声や各学校の特色を考慮しながら、学校の改築等について検討を進めていく必要があります。

学力の3要素を多角的に評価する
大学入学者選抜

高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜
の一括的改革（高大接続改革）

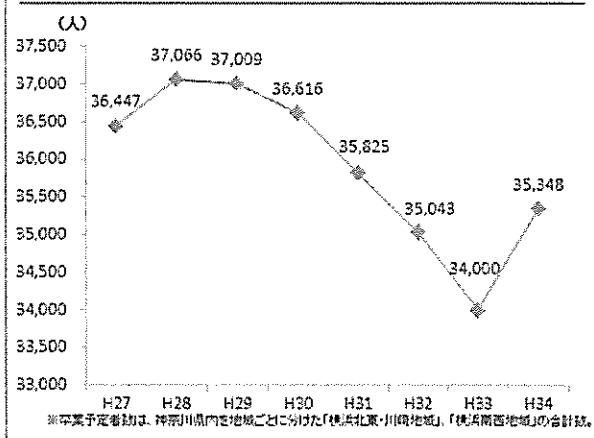
学力の3要素を育成する
高校教育

高校までに培った力を更に
向上・発展させ、社会に
送り出すための大学教育

横浜市立高校の概要

	学校名	学科	創立年
全 日 制	横浜商業高等学校	商業科・国際学科 スポーツマネジメント科	明治15年
	南高等学校	普通科	昭和28年
	桜丘高等学校	普通科	大正15年
	金沢高等学校	普通科	昭和26年
全 日 制	東高等学校	普通科	昭和38年
	戸塚高等学校	普通科 （一般コース・音楽コース）	昭和3年
	横浜ワイエンスフロンティア高等学校	理数科	平成21年
	みどり総合高等学校	総合学科	平成14年
定 時 制	戸塚高等学校	普通科	昭和23年
定 時 制	横浜総合高等学校	総合学科 (I部・II部・III部)	平成14年

公立中学校卒業予定者数（推計）



■ 主な取組

① 市立高校の魅力づくり	
時代や市民ニーズに対応した高校教育を推進していくために、生徒一人ひとりの能力を最大限伸ばす教育の充実やグローバル化への対応等、魅力ある高校づくりを推進していきます。	
取組名	取組内容
市立高校魅力発信事業の推進 NEW	<ul style="list-style-type: none"> 各学校の特色洗い出しと新たな魅力の発信を支援。魅力発信事業推進校として指定し、指定期間内に事業・取組内容について広く周知。
個性を伸ばす専門教育の推進 NEW	<ul style="list-style-type: none"> 専門教育の充実と発展に向け、大学や企業等連携先の拡充や生徒の進路希望を叶えるカリキュラムを検討。
☆SGH、SSH の更なる深化・発展	<ul style="list-style-type: none"> 国から指定を受けている SGH (スーパーグローバルハイスクール)、SSH (スーパーサイエンスハイスクール) のこれまでの取組の成果を、さらに発展させていくための支援を充実。 県内外の高等学校と連携し、取組内容の充実を図れるように支援。 研究の成果を小・中学生に普及する機会を増やし、将来のグローバル人材、理系人材の育成を推進。
中高一貫教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 中高一貫教育校 2 校において、6 年間の一貫教育により健全な心身を育み、思考力・判断力・表現力を高め主体的に課題発見・解決できる真の学力育成を推進。
市立高校の施設・設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> 各学校の特色に十分配慮し、立地条件や築年数を考慮した校舎改築と施設・設備の充実を検討。

② 進路希望実現への支援	
高大接続改革を見据え、課題探究型の学習を更に進め、求められている学力の育成を推進します。また、キャリア教育の充実と進路選択の支援を図るため、大学や企業と連携し、生徒が将来ビジョンをもつことができるような取組を進めます。	
取組名	取組内容
課題探究型学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 生徒自らが設定した課題について研究を進め、その成果を校内で発表し、各学校代表生徒による「市立高校課題探究発表会」を実施し、生徒の探究力の育成を推進。
学力の水準向上を図る授業改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> 授業評価の活用による授業改善の推進。取組の改善と評価のサイクルによる学力水準の向上を図るカリキュラム・マネジメント確立への支援。
地域との連携を生かしたプログラムの推進	<ul style="list-style-type: none"> 「社会に開かれた教育課程³¹」を実現するため、地域社会の人的及び物的な資源を活用した取組を推進。
進路目標の設定と目標達成に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の実態と希望に応じた進路目標を設定し、その実現に向けた効果的な各学校の取組への支援。
大学・企業・専門機関等と連携した特色ある教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 新しい学びや発見を生徒に体験させるため、大学連携事業の更なる推進および企業や専門機関と連携した取組を推進。
ポートフォリオを活用したキャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ポートフォリオ³²を活用し、生徒の省察力を高めるとともに、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度の育成を推進。

31 「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもに育むような教育課程。

32 生徒の学習における成果や様々な活動の記録を蓄積したもの。

③ 市立高校におけるグローバル人材の育成

社会がグローバル化へと進んでいる中、多様な文化・価値観を理解し、協働・共生できる人材を育成するとともに、海外大学へ進学を希望する生徒への支援等を進めます。

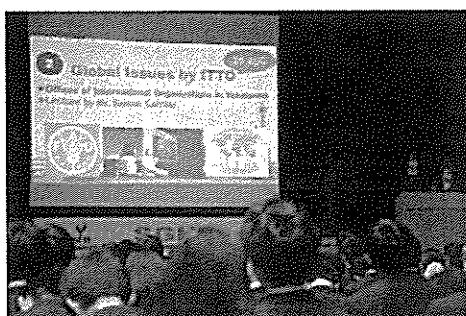
取組名	取組内容
グローバル人材育成プログラムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本や横浜の歴史や文化・伝統への理解を深め、自らのアイデンティティーを確立するとともに、多様な文化・価値観への理解、世界的視野に立った問題解決能力、異文化間コミュニケーション能力、チャレンジ精神と意欲の育成を推進。 ● 各学校代表生徒による「市立高校課題探究発表会」を継続実施し、横断的視点を持って知識の活用や論理的思考力や表現力、自ら課題を見出し探究する力の育成を推進。
海外大学進学支援プログラムの実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外大学への進学を希望する市立高校生に対し、拠点校での講習、自宅でのWEB学習、カウンセリング等により英語力や自己表現力、思考スキル等を高め、海外大学進学をかなえる支援プログラムを継続実施。
国際交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な国際イベント（第7回アフリカ開発会議、ラグビーワールドカップ2019™、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等）を契機とした国際交流の推進。 ● 教職員の海外研修派遣等を契機とした国際交流の推進。 ● 市立高校の国際交流プログラムでは、横浜市の姉妹都市・パートナー都市（バンクーバー市、サンディエゴ市、上海市、フランクフルト市）にある姉妹校との生徒間交流を推進。
☆英検等の外部指標の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 生徒自身が達成感を確認し、今後の学習目標をもつとともに、各学校が結果を基にした授業改善を行うことをねらいとし、外部指標の活用を全日制高等学校3年生に実施。

コラム

SGH（スーパーグローバルハイスクール）の取組

将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を図ることを目的として、大学、企業等と連携を図りながら、グローバルな社会課題等をテーマに探究的な学習を行う「スーパーグローバルハイスクール」として、横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校と南高等学校が文部科学省の指定を受けています。

授業における課題研究のほかにも海外研修や、英語による研究成果発表を行うことで、課題研究力・コミュニケーション能力の育成を図ります。



＜横浜サイエンスフロンティア高等学校でのSGH課題研究発表会の様子＞

柱2

創造に向かう学び

よりよい社会や新たな価値の創造に向け、学びを社会と関連付け、他者と協働する機会を創出します

施策①

グローバル社会で活躍
できる人材の育成

- ① グローバル社会で活躍するためのコミュニケーション能力の育成
・小中高一貫した英語教育の推進
・英検等の外部指標の活用 等

② 国際理解教育等の推進

- ・国際交流の促進 等

施策②

情報社会を生きる能力
の育成

① 児童生徒の情報活用能力の向上

- ・小学校のプログラミング教育の推進 等

② ICT 環境の整備

- ・タブレット端末やソフトウェア等の ICT 環境の充実 等

施策③

持続可能な社会の実現
に向けて行動する力の
育成

① 社会と連携した自分づくり教育（キャリア教育）の
推進

- ・はまっ子未来カンパニープロジェクトの拡充 等

② SDGs との関係性を意識した教育活動の展開

- ・SDGs と結びつく ESD の推進
・ESD 推進コンソーシアムの活用

指標

施策	指標	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策1 グローバル社会で活躍できる人材の育成	中学校卒業段階で英検3級相当以上の取得割合 <英語教育実施状況調査>	54.0%	58%
	全日制高等学校卒業段階で英検2級相当以上の取得割合【再掲】	29.8%	50%
施策2 情報社会を生きる能力の育成	児童生徒のICT活用を指導する能力を有する教員の割合 <ICT指導力実態調査>	59.9%	67%
施策3 持続可能な社会の実現に向けて行動する力の育成	地域や社会をよりよくすることを考えることがあると答える児童生徒の割合 <全国学力・学習状況調査>	小6:46.8% 中3:32.6%	小6:55% 中3:45%

実現度量

施策	項目	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策1 グローバル社会で活躍できる人材の育成	英語指導助手(AET) ³³ の配置校数	全小・中・高等学校	全小・中・高等学校
	☆小学校高学年における一部教科分担制を伴うチーム学年経営の強化推進校数【再掲】	—	48校
	☆外国語活動コーディネーターによる巡回校数	—	全小学校
	スーパーイングリッシュプログラム ³⁴ の実施	140校	全中学校
	☆英検等の外部指標の活用【一部再掲】	全中・高等学校	全中・高等学校
	海外大学進学支援プログラムによる海外大学進学者数【再掲】	4人/年 (5か年累計)	26人
施策2 情報社会を生きる能力の育成	海外姉妹校と交流した高校生数【再掲】	140人/年	180人/年
	☆タブレット端末の整備台数	1校当たり10台	1校当たり40台 (大規模校等80台)
	☆ICT支援員の配置	—	全小・中学校を定期的に訪問できる体制
施策3 持続可能な社会の実現に向けて行動する力の育成	学校司書の配置【再掲】	全小・中・特別支援学校	全小・中・特別支援学校
	地域貢献等のために企業等と連携・協働している学校数	— (調査未実施)	全小・中学校
	☆SDGsと結びつくESDを教育課程に位置付け、教育活動を行っている学校数	— (調査未実施)	全小・中学校
	☆はまっ子未来カンパニープロジェクト ³⁵ 参加校数	27校/年	150校(延べ)

33 Assistant English Teacher の略。英語を母語とし、担任等を補助する講師。

34 中学校に複数のAET(生徒6人程度に対し1人のAET)を配置し、英語でコミュニケーションを図る機会を設定する取組。

35 地域、企業、関係機関等と連携・協働し、起業体験に関する学習を行う中で、子どもの社会参画や地域貢献に対する意識を高める取組。

施策① グローバル社会で活躍できる人材の育成

■ 現状と課題

○グローバル化が加速度的に進む社会では、様々な言語や文化、価値観をもつ人々と合意形成を図りながら協働する機会が増えています。その際、自分の考えをしっかりと伝えるためのコミュニケーションツールとして、英語をはじめとした外国語を使うことや、自国の文化及び歴史を理解し、国内外に向けて発信していくことができる力をもつことがより一層求められています。

○横浜市では全国に先駆けて小学校1年生から外国語活動を展開してきました。その結果、児童の英語への慣れ親しみや、コミュニケーションを図ろうとする態度等でその成果が表れてきています。こうした横浜の外国語活動の成果を生かしながら、2020（平成32）年度の外国語教科化に向けて、これまで以上に指導者の育成が急務となっています。

○中学校の生徒の英語力向上と教員の授業力向上を目指し、全中学校で「実用英語技能検定（英検）」を実施しています。2017（平成29）年度の「英語教育実施状況調査」では、英検3級以上を取得している生徒及び英検3級以上相当の英語力を有する生徒の割合が54%となり、当初の達成目標(40%以上)を大きく上回りました。これは、4技能（「読む」、「聞く」、「話す」、「書く」）についてバランスよく授業で取り組んできた成果であると考えられますが、英検の分析結果を踏まえ、更なる授業改善を図る必要があります。

○高等学校においては、情報や考え方などを的確に理解することや適切に伝えることのできる能力を更に伸ばし、国際社会で活用できるようにするために、英語の4技能を測定できる外部指標の活用が必要です。

○グローバル人材育成プログラムでは、生徒に身に付けてほしい力と態度を示し、市立高校の全教科でグローバル人材育成に向けた取組を進めています。グローバル社会では語学力はもとより、異文化間コミュニケーション能力やチャレンジ精神の育成が求められており、課題発見と解決に向けた主体的・協働的な学習により、学びの質を充実させることが必要です。

コラム

よこはま子どもピースメッセンジャー

教育委員会では「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」を実施し、毎年50,000人以上の児童生徒が参加しています。児童生徒はSDGs（持続可能な開発目標）に基づいて「国際平和のために、自分がやりたいこと」というテーマでスピーチを行いますが、市長賞を受賞した小学生2名、中学生2名は「よこはま子どもピースメッセンジャー」として委嘱を受け、ニューヨークの国連本部やユネセフ本部に派遣されます。ニューヨークでは、平和に対する児童生徒の願いをまとめた「よこはま子どもピースメッセージ」を伝えるとともに、市立学校で行った平和募金の寄託などを行っています。過去には国連事務総長と会談することができたこともあります。児童生徒にとって大変貴重な機会となっています。



＜国連事務次長訪問の様子（2018年）＞

■ 主な取組

① グローバル社会で活躍するためのコミュニケーション能力の育成

<p>「横浜市小中高等学校英語教育推進プログラム」に基づき、小学校では英語の教科化を見据え、授業づくり事例集やビデオ教材の作成等を通じたサポート体制の充実を図ります。中学校、高等学校では、4技能をバランスよく指導し、生徒自らの思考・判断を伴う表現活動を行い活用していく授業を目指します。また、児童生徒が英語にじかに触れる機会を確保し、中学校、高等学校の授業改善等につなげられるよう外部指標の活用を進めます。</p>	
取組名	取組内容
小中高一貫した英語教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「横浜市小中高等学校英語教育推進プログラム」に基づき、英語教育を推進。 「横浜市小中高等学校英語教育推進プログラム」事例集、授業改善・評価の手引を作成し、プログラムの考え方を授業に生かすための具体的な手立てを提示。
☆英検等の外部指標の活用 【一部再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 生徒自身が達成度を確認し今後の学習目標をもつとともに、各学校が結果を基にした授業改善を行うことをねらいとし、外部指標の活用を全中学3年生及び全日制高等学校3年生に実施。
☆小学校における英語教科化に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 小学校における英語の教科化を踏まえ、指導内容の事例集やビデオ教材等の作成、研修の充実を推進。 小学校を訪問して授業づくりや校内研修等の助言を行う「外国語活動コーディネーター」を配置。
活用の場面、体験的な活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 全小・中学校へのAETの恒常的な配置をするとともに、全小学校でIUI³⁶による国際理解教室の実施。 中学校におけるスーパーイングリッシュプログラムやイングリッシュフェスティバル³⁷、小学校における英語村³⁸を拡充し、児童生徒が英語を活用できる場面や体験的な活動を充実。
グローバル人材育成プログラムの推進【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 日本や横浜の歴史や文化・伝統への理解を深め、自らのアイデンティティーを確立するとともに、多様な文化・価値観への理解、世界的視野に立った問題解決能力、異文化間コミュニケーション能力、チャレンジ精神と意欲の育成を全市立高校で推進。
海外大学進学支援プログラムの実施【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 海外大学への進学を希望する市立高校生に対し、拠点校での講習、自宅でのWEB学習、カウンセリング等により英語力や自己表現力、思考スキル等を高め、海外大学進学をかなえる支援プログラムを継続実施。
☆小学校高学年における一部教科分担制の導入 NEW 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 小学校高学年に学級をもたない学年主任等を配置し、学年経営の充実を図るとともに、英語の教科化等、新学習指導要領の実施も踏まえた一部教科分担制を導入。授業の質を高め、子どもの資質・能力を育成。各学校での実施に向けて、推進校を指定し、具体的な実践や研究の成果を発信しながら、全小学校での展開を視野に入れ、強力に推進。
国際交流の促進【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な国際イベント（第7回アフリカ開発会議、ラグビーワールドカップ2019TM、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等）を契機とした国際交流の推進。 教職員の海外研修派遣等を契機とした国際交流の推進。 市立高校の国際交流プログラムでは、横浜市の姉妹都市・パートナーネット（バンクーバー市、サンディエゴ市、上海市、フランクフルト市）にある姉妹校との生徒間交流を推進。

36 International Understanding Instructor の略。外国の生活や文化を英語で紹介する外国出身の講師。

37 学校外の施設に複数のAETを配置し、中学生が英語のみを使ってコミュニケーションを図る場を設定する取組。

38 小学校において複数のAETを配置して実施する、実践的に英語を体験する活動。

② 国際理解教育等の推進

国際理解教室の実施等を通じ、英語を使う意欲を高め、国際性を養うことを目指します。海外の学校等との国際交流、よこはま子ども国際平和プログラム等を通じ、多様性を尊重し、協働、共生できる人の育成を図ります。

取組名	取組内容
国際理解教室の実施	● 小学校における英語教科化を踏まえ、国際理解教室の実施内容を整理するとともに、英語を使って行う体験的な異なる文化の学習を実施。
国際交流の促進【再掲】	● 大規模な国際イベント（第7回アフリカ開発会議、ラグビーワールドカップ2019™、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等）を契機とした国際交流の推進。 ● 教職員の海外研修派遣等を契機とした国際交流の推進。 ● 市立高校の国際交流プログラムでは、横浜市の姉妹都市・パートナー都市（バンクーバー市、サンディエゴ市、上海市、フランクフルト市）にある姉妹校との生徒間交流を推進。
横浜の歴史や伝統・文化に関する学習の推進	● 開港期の日本において、重要な役割を果たした横浜の歴史に関する理解を深めるために、開港の地「横浜」の歴史・文化遺産を活用した学習の推進。文化や価値観が異なる相手を理解し、協働する姿勢を育成するために、横浜や日本の伝統音楽や文化に関する学習の推進。

コラム

アフリカとの一校一国

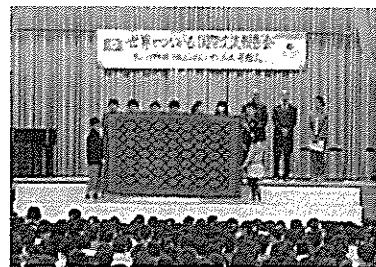
横浜は、過去2回、アフリカ開発会議の開催地となり、小・中学校において、「アフリカとの一校一国」の取組を展開してきました。一つの学校が、アフリカの国を対象国として、児童生徒が対象国に縁のある人々と実際に交流を行い、体験的にアフリカについて理解を深めてきました。

神奈川区白幡小学校では、2013年に「アフリカとの一校一国」の取組を開始して以来、現在に至るまでチュニジア共和国と交流しています。

2013年にはテレビ電話による文化紹介等の交流を実施したほか、その後も活動を継続し、2017年3月には、チュニジアの特命全権大使ら3名が来校し、手織りじゅうたん「キリム・マルグム」とオリーブの木を寄贈していただきました。寄贈セレモニーでは、6年生が取り組んできた国際理解に関する活動を発表したほか、かつて「一校一国」で同国について学んだ卒業生である中学生3人（当時6年生）が来校し、国際社会に目を向ける大切さを後輩たちに伝えました。

2018年には、白幡小学校の教員が、「海外研修派遣」でチュニジア共和国の姉妹校を訪れる等、交流が続いている。

2019年に開催される第7回アフリカ開発会議に向けて、アフリカの国々や各国大使館と協力して、小・中学校で更なる「アフリカとの一校一国」の取組を進めています。



く手織じゅうたんの寄贈セレモニーく

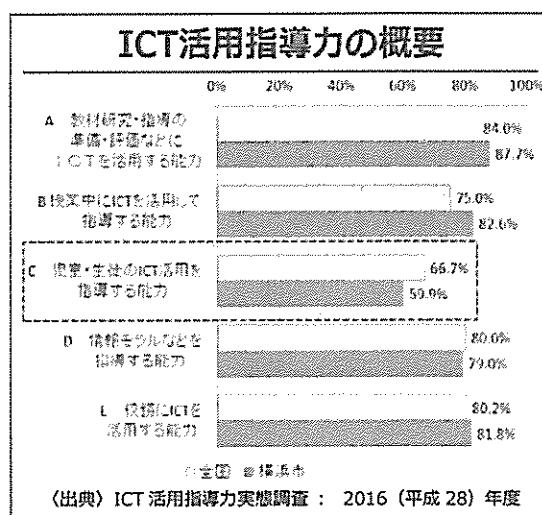
施策2

情報社会を生きる能力の育成



■ 現状と課題

- 情報化が急速に進展する社会において、「情報活用能力³⁹」の育成の必要性が高まっています。情報活用能力を、学習の基盤となる資質・能力として位置付け、各学校におけるカリキュラム・マネジメントにより教育課程全体で確実に育成していく必要があります。
- 新学習指導要領において必修となったプログラミング教育の推進が必要です。「プログラミング的思考」は、子どもが将来どのような職業に就くとしても時代を超えて普遍的に求められる力です。プログラミング等の体験を通して、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を育む学習活動を計画的に実施することが求められます。
- 2016（平成28）年度の「ICT活用指導力実態調査」によると、横浜市は、児童生徒のICT活用を指導する教員の能力が全国平均より低い水準となっており、児童生徒がICT機器を効果的に活用することができるよう、教員のスキルアップが求められています。
- プログラミング教育については、地域や民間等と連携しながら推進する学校が増えています。今後は、プログラミング教育等の実施を官民が連携して支援する体制を構築することが望まれています。
- 他都市に比べてICT環境の整備が遅れている状況です。ICT機器の整備について、タブレット端末を学習者用として小・中学校に10台ずつ導入しましたが、一度に複数のクラスで活用するために更なる整備が必要です。また、現場のニーズに応じて行ってきた校務システムの保守・改修や「Y・Y NET⁴⁰」の運用管理サポートをはじめ、安全で安定したシステム運用が必要です。
- 近年のスマートフォン等の急速な普及に伴い、高い利便性を得る一方、無料通話アプリやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、オンラインゲームの利用等を通して、長時間利用による生活習慣の乱れや不適切な利用によるいわゆる「ネット依存」、ネット詐欺・不正請求等の「ネット被害」、SNSによるトラブル等、情報化の進展に伴う新たな問題が、児童生徒にも生じています。学校教育においては、家庭と連携して情報モラル・マナーを育成することが求められています。



項目	横浜市の現状 (2018年3月末現在)	横浜市の目指す方向性	国の方針 (教育のICT化に向けた環境整備5か年計画)
学習者用 コンピュータ	パソコン：学校毎40台 タブレット端末： 【小】40台（18校） 10台（323校） 【中】10台	パソコン：学校毎40台 タブレット端末： 【小・中】40台、 80台（大規模校等）	3クラスに1クラス分程度
指導者用 コンピュータ	普通教室・特別教室に1台	普通教室・特別教室に1台	授業を担任する教員1人1台
ネットワーク	無線LAN：移動式2台 有線LAN：普通教室 +特別教室	無線LAN：移動式8台 有線LAN：普通教室 +特別教室	無線LAN：普通教室+特別教室 有線LAN：特別教室（コンピューター教室）
ICT支援員	一部実施 (機器サポート、研修)	全小・中学校を定期的に訪問できる体制	4校に1人配置

39 コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・比較・発信・伝達したりする力であり、さらに、基本的な操作技能やプログラミング的思考、情報モラル、統計等に関する資質・能力等も含むもの。

40 横浜市教育委員会及び横浜市立学校内ネットワーク等から構成されている横浜市教育情報ネットワーク。

■主な取組

①児童生徒の情報活用能力の向上	
<p>小学校からプログラミング教育を展開し、プログラミングの体験を通じた論理的思考力の育成を目指すとともに、それらを中学校、高等学校における各教科につなげていきます。また、教職員がICT機器を効果的に利活用し、地域や学校の特色に合わせたICTを活用した学習活動を推進できるように、教員研修の充実とともに、企業や大学等との連携を進めていきます。</p>	
取組名	取組内容
「情報教育の全体計画」の策定支援 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ●情報活用能力の育成に向け、「情報教育推進プログラム⁴¹」に基づく情報教育実践推進校の実践事例の紹介など、各学校の情報教育全体計画作成、推進を支援。
小学校のプログラミング教育の推進 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ●情報教育実践推進校での成果を基に、モデルカリキュラムや指導事例の作成、指導体制等について検討。全小学校が学校の特色に合わせて取り組めるよう支援。 ●各小学校が、特色を生かしたプログラミング教育が実施できるよう企業や教育機関等と連携する体制の構築。
ICTを活用した学習活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●校内のICT機器の活用や実践方法について、情報教育実践推進校と連携しながら検討を行い、授業公開や成果報告会を通して各学校に発信。 ●タブレット端末を先行して導入した学校等の取組を全校に発信することにより、各校におけるICTを活用した学習活動を推進。
☆児童生徒がICTを効果的に活用する授業づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒がICT機器を活用する授業の支援や、効果的な機器操作の補助を担うICT支援員のモデル事業における成果を踏まえ、今後、ICT支援員が全小・中学校を定期的に訪問できる体制を整備。 ●ICTインストラクター派遣研修や夏季集合研修「教育の情報化」研修を推進し、児童生徒がICTを効果的に活用する授業づくりを支援。 ●校内研修のコーディネートやICTを活用する授業の支援の充実に向けた体制の構築を検討。
情報モラル・マナーを育成する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●スマートフォンやSNSが普及し、これらを巡るトラブルの被害者になるだけでなく、トラブルの原因や加害者になる可能性を踏まえ、情報モラル・マナーに関する学習の一層の充実。 ●保護者に対するフィルタリングの活用や家庭でのルールづくりの啓発及び子ども同士によるルールづくりの推進。
学校図書館の充実と学校司書との連携による授業改善【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ●学校司書が教員と連携し、子どもの読書習慣の定着や資料準備等の授業支援を推進し、子どもの主体的な学びをサポート。学校図書館が「読書センター」「学習センター」「情報センター」の役割を担う「メディアセンター」としての機能強化に向けて、学校図書館資料の充実を図るために、他の学校図書館とのネットワークを構築。

41 学校と教育委員会事務局とが連携して計画的に情報教育を推進し、子どもの情報活用能力を育成するための指針。

② ICT 環境の整備

2018（平成 30）年度に策定した「情報教育推進プログラム」を基に、タブレット端末をはじめとした ICT 機器の整備、無線 LAN やサーバ等の環境整備を進めます。

取組名	取組内容
☆タブレット端末やソフトウェア等の ICT 環境の充実	<ul style="list-style-type: none">●全小・中学校へのタブレット端末の配当を順次拡充。●学校の機器整備は、試行導入を行ながら、ハードウェアやソフトウェアを順次更新。●新設校、校舎建替え等の際、無線 LAN のアクセスポイントを普通教室等に常設設備。●ICT 機器の整備・活用に伴う各学校での機器の管理・メンテナンス等の負担増に対応した負担軽減策を検討。
☆総合学校支援システムの構築 NEW 【再掲】	<ul style="list-style-type: none">●授業力向上による教育の質の向上や校務の更なる効率化を進めるために、教材等の共有化システム、e ラーニングシステム、グループウェア⁴²等を統合したシステム構築を検討。
校務システムの安全性や安定性を確保した改修・運用	<ul style="list-style-type: none">●個人情報を取り扱う校務システムが安全で安定したシステムであるだけでなく、より使い勝手が良いシステム構築に向けて、教職員からの改修ニーズを定期的に把握しながら、必要に応じてシステムを改修。

コラム 企業連携によるプログラミング教室

小学校で、新学習指導要領実施に伴い、2020（平成 32）年に必修化となる「プログラミング教育」。先行して、企業等を招いて授業を行う学校が増えています。

「プログラミング教育」を実践している神奈川区子安小学校では、「プログラマー」を育てるのではなく「自らの発想を自分の思考、行動によって具現化できるようにすること」を目指しています。

5・6年生が、総合的な学習の時間の中で行っています。日常生活で不便に思うことをロボットに解決させようと、自由にアイデアを出し合い、実際に自分でプログラミングを行いました。

「消しゴムのかすを取るロボット」「野菜を切るロボット」等、子どもたちが考えるロボットは、アイデアにあふれています。自分でプログラミングした指示どおりにロボットが動くと歓声が上がっていました。

この取組は、『一般社団法人横浜すばいす』の方のコーディネートにより、『(株) アクセンチュア』『CANVAS』『学校法人岩崎学園 情報科学専門学校』と連携して行われました。当日、情報科学専門学校の学生のサポートもあり、子どもたちは目を輝かせて取り組んでいました。



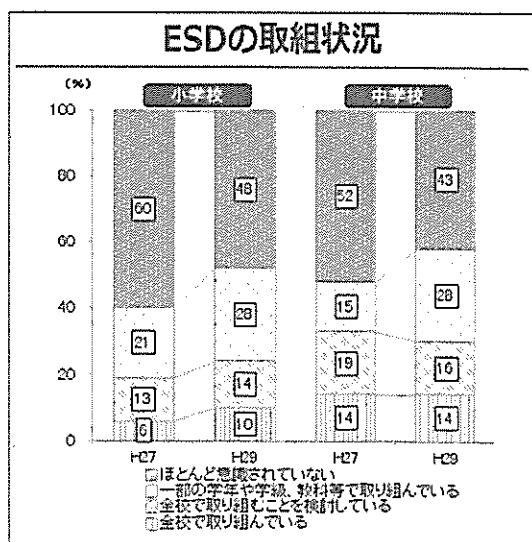
〈ロボットの動きをプログラミングする小学生〉

施策3

持続可能な社会の実現に向けて行動する力の育成

■ 現状と課題

- グローバル化が進み、社会の仕組みが複雑化する中で、子どもが将来就きたい職業等について具体的なイメージを描くことが難しくなっています。働くことの意義や尊さを理解し、将来に夢や希望、目標をもつことができる子どもを育む「自分づくり教育（キャリア教育）⁴³」が重要になります。
- 実社会で活躍するための資質・能力の育成に向けて、地域貢献や社会参画の意義、やりがいについて、「体験」を通して考える機会を創出することが重要です。特に中学校における取組の充実が課題です。
- 企業や地域の協力を得て、課題解決に関する体験型学習の場として「はまっ子未来カンパニープロジェクト」を実施し、子どもの地域貢献や社会参画に対する意識を高める取組を推進してきました。
- 2015（平成27）年に「国連持続可能な開発サミット」が開催され、2030年に向けた国際社会全体の行動計画である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」が目標として設定されました。教育現場においても、SDGsと関連した教育活動の展開が求められています。
- 持続可能な社会の実現に向けて行動する力を育むために、各学校の活動をESD（持続可能な開発のための教育）の視点で捉え直すことにより、カリキュラムと授業の改善を進め、学校や地域の更なる活性化を図ることが大切です。
- 2016（平成28）年度より、「ESD推進コンソーシアム⁴⁴」を設置し、ESDを推進していますが、より多くの学校で取組を進めていくことが課題となっています。



43 横浜で学ぶ子どもが未来を生きていく力につけるために、学校と社会が一丸となった横浜らしいキャリア教育。

44 教育委員会事務局が、大学やNGO等と連携し、ESDのモデルとなる取組を推進し、全校に積極的に発信していく組織。

45 「総合的な学習の時間」を核として、各教科等との関連を重視しながら、社会性や協働性、課題解決能力やコミュニケーション能力を高めるために、地域や社会、自然等と触れ合う豊かな体験を通して、様々な人々と関わりながら行う、探究的な学習。

■ 主な取組

① 社会と連携した自分づくり教育（キャリア教育）の推進

実社会の中で活躍するための資質・能力を育成するために、体験を通して地域貢献・社会参画する意義や自分の役割を考える自分づくり教育を学校と教育委員会事務局が地域、企業、関係機関等と連携・協働して推進します。

取組名	取組内容
全教育活動を通した自分づくり教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別活動や総合的な学習の時間を中心に、教科等を関連付けた教育課程を編成し、体験や人との関わりを重視した活動を通して、発達の段階に応じて目指す資質・能力を明確にした自分づくり教育を推進。 ● 教科等では、学習や活動の目的を明確にして、その内容を生活や将来に結び付けて考えることができるよう、自分づくり教育を推進。
☆はまっ子未来カンパニー プロジェクト ⁴⁶ の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクト参加校の紹介パンフレットや取組発表会を通して、学校の取組をより一層充実させるとともに、市内における自分づくり教育に対する風土を醸成。プロジェクト参加校数の拡充と各学校における活動の充実。
地域・企業等との連携のための環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● ウェブ上で学校から企業等へ照会できる仕組みを構築する等により、学校と地域、企業、関係機関等の連携を推進。
キャリア教育実践推進校の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ● ブロック内の小・中学校が連携し、発達の段階に応じた体験的な活動等を通して、働くことの意義や尊さを理解し、将来に夢や希望、目標をもつことができる子どもを育むキャリア教育の系統的な実践を推進。

② SDGsとの関係性を意識した教育活動の展開

持続可能な社会づくりを通して、SDGs の 17 全ての目標の達成に貢献するために、カリキュラムデザインと学校運営の両面で、更に学校が活性化するためにも持続可能な開発のための教育（ESD）の充実を目指します。

取組名	取組内容
☆ SDGs と結びつく ESD の推進 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● 各学校の学校経営や年間指導計画、「横浜の時間」等の授業実践に、ESD の考え方方が盛り込まれ、SDGs につながる教育活動を推進。 ● 「横浜の時間」等を生かして ESD に積極的に取り組んでいる学校を ESD 推進校として指定し、専門家や外部機関の紹介等の支援を実施。 ● SDGs との関係性を意識した研修資料（手引）等の作成。
ESD 推進コンソーシアムの活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学や NGO 等と連携し、推進組織（コンソーシアム）を活用しながら、SDGs との関係を意識した教育活動の事例を全校に積極的に発信。 ● コンソーシアムを活用して作成した冊子を基に、カリキュラムデザインや学校運営を改善するための研修や講座を実施。

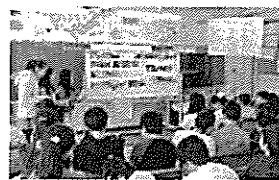
46 地域、企業、関係機関等と連携・協働し、起業体験に関する学習を行う中で、子どもの社会参画や地元貢献に対する意識を高める取組。

コラム

はまっ子未来カンパニープロジェクト 「学べる・楽しめる・ふれあえる」in 市電保存館 ～マネキンチャレンジ動画で魅力を発信しよう・知ってもらおう～

磯子区滝頭小学校では、「リニューアルしたことを知ってもらいたい、展示してある資料等を学習に生かしてもらいたい」という市電保存館の館長の声を聞き、子どもたちが「自分たちのまちのシンボルでもある市電保存館の魅力を多くの方たちに知ってもらいたい。保存館を活気ある場所にしたい。」という思いや願いをもってPR活動に取り組みました。街頭アンケートを基に、最も効果的なPR方法について話し合い、「マネキンチャレンジ動画」で効果的に発信できると考えました。作成にあたって、『(株)野毛印刷社』にも協力をいただき、「動画を見る方たちの立場になって内容や構成を考えること。表情やポーズで何を伝えたいのかについて明確な意図をもつこと。その一場面一場面にドラマがあるようにすること。」等をご指導いただきました。何度も試行錯誤を重ねて完成したPR動画は、横浜市営バス内のモニターで放送していただけることになり、効果的な宣伝方法の一つとすることができます。

子どもたちは、活動を通し、普段は何気なく利用している保存館にも、利用者の要望や思い、そこで働く職員の方たちの努力や願いがあることに気づき、自分たちも保存館のためにできることは何かを考え続け、実践する姿勢が見られるようになりました。



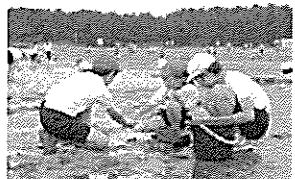
＜作成した動画をプレゼンしている様子＞

コラム

「6年間でつながる～海の環境教育～」

金沢区金沢小学校では、海の近くという環境を生かし、身近な自然に親しみながら金沢区の海へ愛着をもつとともに、海の恵みへの感謝の気持ちや、海をはじめとする地球環境への関心を育むために、6年間の「海の環境教育」をテーマに設定し、「横浜の時間」の中で年間10時間の学習を行っています。子どもたちの願いや問題意識、教師のねらいに合わせ、平潟湾で働く漁師、東京湾の環境改善に取り組むNPO、国土交通省等の関係機関と連携し、黒鯛稚魚放流体験、ワカメの植え付けと収穫、海苔づくり体験、海洋研究開発機構による深海についての特別授業と施設見学、アマモ場再生への協力、海の公園の清掃活動等、さまざまな活動に持続的に取り組むことで、SDGsの14「海洋資源」等のゴールを目指しています。

学年	海の環境教育テーマ例
1年	うみとなかよし
2年	うみのたからもの
3年	海の生き物
4年	海の森
5年	海の力
6年	海の命



＜2年生「うみのたからもの」の活動の様子＞

コラム

小学生が考えるSDGs 未来都市・横浜 「環境絵日記」

横浜市資源リサイクル事業協同組合が、小学生を対象に環境に関する絵と作文を日記の形で募集しています。2000年に始まり、応募点数は2009年には1万点、2014年には2万点を超えるました。作品の展示や表彰式が行われる「環境絵日記展」は、大桟橋ホールに6千人以上を集める大きなイベントとなっており、小中学生が環境に関する調査や活動について発表する「こどもエコフォーラム」も同時に開催しています。2018年に「SDGs未来都市」に選定された横浜市の未来像を小学生が考えるよい機会となっています。



＜教育長賞(2018年)＞

柱3

支え合う風土

相手と心から向き合うことを（想）を大切にし、多様な価値観を認め、支え合う風土を醸成します



豊かな心の育成

① 考え、議論する道徳教育の推進

- ・「道徳授業力向上推進校・拠点校」における研究の推進
- ・各教科等と関連付けを明確化するための「道徳教育全体計画」「全体計画の別葉」「年間指導計画」の改訂

② 人権教育の推進

- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の効果的な活用 等

③ 「本物」に触れる機会の創出

- ・他局と連携した多様な教育機会の創出

指標

施策	指標	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策1 豊かな心の育成	学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると答える児童生徒の割合 <全国学力・学習状況調査>	小6：69% 中3：60%	小6：82% 中3：76%
	自分には良いところがあると答える児童生徒の割合 <全国学力・学習状況調査>	小6：76.6% 中3：67.1%	小6：84% 中3：79%

想定事業量

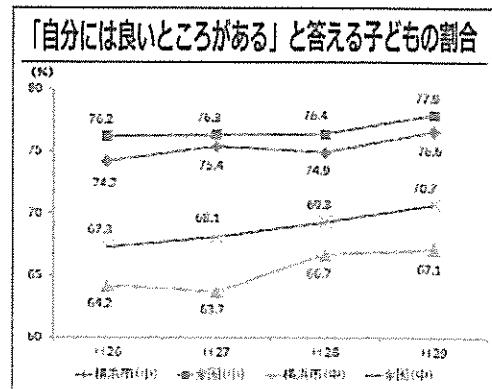
施策	項目	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策1 豊かな心の育成	道徳授業力向上推進校数・拠点校数	推進校：36校/年 拠点校：4校/年	推進校：180校 拠点校：10校 (共に延べ)
	人権教育実践推進校数	38校/年	138校(延べ)
	「子どもの社会的スキル横浜プログラム ⁴⁷ 」の実践推進校数	—	18校(延べ)

⁴⁷ 子どもが日常生活の様々な問題を自らの力で解決できるよう、年齢相応の社会的スキルを育成することを目的とする「指導プログラム」と、学級や個人の社会的スキルの育成の状況を把握し、改善の方法を探る「Y-Pアセスメント」からなる横浜独自のプログラム。

■ 現状と課題

- 学習指導要領の改訂により、2018（平成30）年度から、「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」として位置付けられ、「考え、議論する道徳」への質的転換を図ることとなりました。小学校では2018（平成30）年度から、中学校では2019（平成31）年度から全面実施になり、道徳科の教科書の使用が開始されることになりますが、横浜市では、国に先駆けて2017（平成29）年度から「特別の教科 道徳」を実施しました。指導と評価の手引となる「特別の教科 道徳 サポートブック」を作成し、道徳教育の充実に向けて取り組んでいます。
- 道徳授業力向上推進校・拠点校の取組を全市に広げていくことにより、道徳科の授業改善に取り組んできました。より主体的・対話的で深い学びとなるように、指導の改善を図ることが求められています。
- 子どもを巡る人権課題としては、その背景が複雑化・多様化する中で、虐待や貧困等の課題、いじめや暴力等の人権侵害、また障害者や外国人、性的少数者等への差別や偏見が顕在化しています。そのような中、自分も他の人も大切にし、尊重することや、多様性を認め、様々な人権課題を自分のこととして捉え、共に解決に向かう子どもを育てることが求められています。
- 横浜市では、2001（平成13）年度に『『だれもが』『安心して』『豊かに』生活できる学校をめざして』を、2003（平成15）年度に「人権尊重の精神を基盤とする教育（人権教育）について」を示し、人権教育を推進してきました。2017（平成29）年度より「人権教育の充実に向けて『想（おもい）』」を発出し、「『だれもが』『安心して』『豊かに』生活できる学校をめざして」、「人ととのつながりから学び、自分も他の人も大切にできる子どもの育成」という2つの理念で人権教育を推進しています。

- 児童生徒の自己肯定感等の高まりが見られます。これは、道徳教育や道徳的な実践の場でもある特別活動を中心として、互いの関わりを大切にした集団活動の充実がなされるとともに、子どもの人権を尊重した学校づくりを推進してきた結果、自他共に人格を尊重する意識が醸成されたと考えられます。一方、全国平均と比較してやや低い傾向があるため、「考え、議論する道徳」の充実をはじめ、自己肯定感を高める取組が求められています。



- 豊かな心の育成のために、市内文化施設や芸術団体等がコーディネーターとして、様々な分野で活躍する芸術家と学校をつなぎ、子どもが「本物」に触れる機会を創出しました。情報通信技術の一層の進展が見込まれる中、文化芸術の創造性や表現力に触れる機会を通して、豊かな感性や情操を育むことが期待されています。

■ 主な取組

① 考え、議論する道徳教育の推進

子どもが道徳科の授業と実生活を関連付けて理解することができ、より主体的、対話的で深い学びができるように、指導方法や評価の在り方、教科書の効果的な活用方法等について、研究を推進します。「道徳授業力向上推進校・拠点校」における研究等を推進し、成果を全校に発信することで、指導と評価の質的向上を図ります。道徳科を要として学校の全教育活動を通して、未来を担う子どもの人格形成の基盤となる道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度等を育成します。喫緊の課題であるいじめの未然防止に関しては、「友情、信頼」「公正、公平、社会正義」「相互理解、寛容」等の学習指導要領上の内容項目を重視し、SNS上のいじめについても情報モラルに関する指導を充実します。

取組名	取組内容
「道徳授業力向上推進校・拠点校」における研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> 年間1回以上全クラス公開授業の実施。 道徳教育推進教師⁴⁸等の教職員、保護者、地域等を対象に研究の成果を発信。 授業と評価の質的向上を図るための研究の推進と発信力の強化。
各教科等と関連付けを明確化するための「道徳教育全体計画」「全体計画の別葉」「年間指導計画」の改訂	<ul style="list-style-type: none"> 道徳教育目標達成のための「道徳教育全体計画」の見直し。 学校や地域の状況、子どもの実態に基づいた重点目標と重点内容項目の設定。 各教科等における道徳教育に関わる指導の内容や時期を整理した「全体計画の別葉」の見直し。 「道徳教育全体計画」に基づく「年間指導計画」の見直し。

② 人権教育の推進

「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校をめざし、人とのつながりから学び、自分も他の人も大切にできる子どもの育成に向けて、人権教育を推進します。教職員が自らの意識を絶えず振り返りながら人権感覚を磨き、人権意識を高めます。日々の授業や教育活動の改善を通して、子どもが安心して参加でき、「できた」「わかった」「楽しい」と感じられる体験を通して、自尊感情や人権意識を高めていきます。

取組名	取組内容
「人権教育実践推進校」における授業研究の実施	<ul style="list-style-type: none"> 各区、校種別の「人権教育推進校」における授業研究を核とした取組の推進。人権教育だより等を活用した実践内容の発信。
「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の効果的な活用	<ul style="list-style-type: none"> 個の力を育てるとともに、個が安心して自分らしさを發揮することができる集団を育てることうを柱とした「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を授業や学校行事の場面でより効果的に活用。 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を効果的に活用するための校内研修の充実及び研修指導者の養成。
人権教育推進協議会を中心とした授業研究や子どもの自尊感情を育てる取組の発信	<ul style="list-style-type: none"> 虐待や貧困等の課題、いじめや暴力等の人権侵害、障害者や外国人、性的少数者等への差別や偏見が顕在化していることを踏まえ、人権尊重を基盤とする授業づくりについて、区や校種別協議会において取組を発信。 人権啓発研修における、学校の実態に即した人権教育の推進の取組発表と情報共有。

48 道徳教育全体計画の作成や保護者・地域との連携体制の整備等に取り組むため、小・中・特別支援学校の主幹教諭から選任した教師。

③ 「本物」に触れる機会の創出

横浜市の取組や施設、活躍している団体等を生かし、身近な自然から得られる発見や感動、人と人がじかに触れ合うあたたかな交流や優れた文化芸術に触れる機会等、様々な「本物」に触れる体験を通して、豊かな感性と創造性を育みます。

取組名	取組内容
他局と連携した多様な教育機会の創出	<ul style="list-style-type: none">学校にアーティストを派遣する芸術文化教育プログラムのほか、特色ある芸術フェスティバル、「ラグビーワールドカップ 2019TM」「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」等を契機とした様々な取組を推進。

コラム

子どもの社会的スキル横浜プログラム（Y-P）

子どもがコミュニケーション能力や人間関係を築く力を育むために、横浜市が開発したプログラム。子どもの社会的スキルの育成状況を把握する「Y-P アセスメント」とスキルを高める「指導プログラム」からできています。

＜Y-P アセスメント＞は、児童生徒向けの「学校生活についてのアンケート」と教師向け「学校風土チェックシート」の2つを合わせて行います。この結果について、複数の教師で話し合い、学級や児童生徒に関する多面的で総合的な理解を深め、支援の方法を決める「支援検討会」を行います。支援の一つである＜指導プログラム＞では、3つのアプローチの視点（「自分づくり」「仲間づくり」「集団づくり」）からの体験を通して、子ども自身の「気づき」や「分かち合い」から、社会的スキルを身に付けることができるよう構成されています。

日々の授業に「横浜プログラムのねらいや進め方」を取り入れ、教科等のねらいを達成しながら、互いに認め合う「あたたかな学級風土」を育てていきます。

コラム

横浜市芸術文化教育プラットフォーム

横浜の子どもたちの創造性を育み、豊かな情操を養う機会を拡大するために、横浜等で活動を続けるアートNPOや芸術団体と、地域の文化施設を中心に、学校、アーティスト（芸術家）、企業、地域住民、行政等が緩やかに連携・協働する場が、芸術文化教育プラットフォームです。学校教育とアートをつなぐ「学校プログラム」を通して、新しい可能性を探っています。

アーティストが直接学校へ出かける3日間程度の「体験型プログラム」と1日で終了する「鑑賞型プログラム」があります。主なプログラムとして、「音楽」「演劇」「ダンス」「美術」「伝統芸能」があり、普段、文化施設や芸術団体で活躍しているスタッフが、学校での実施内容を調整するコーディネーターとして、授業づくりを支援します。

青葉区鴨志田第一小学校では、2年生がダンスを体験しました。自分たちで動きを考えたコンテンポラリーダンス。日常のしぐさを発展させ、ダンスをつくります。お互いの動きを見合う時間では、集中して鑑賞する場面もあり、表現だけでなく、読み取ることにも意識を向けていました。子どもたちは、「自由に踊ることができて楽しかった。」という声が聞かれました。



＜アーティストとともに自由な動きを楽しむ様子＞

柱4

学びと育ちの連続性

幼児期から社会的自立までの成長過程における学びや育ちの連続性を大切にします

柱質1

つながりを重視した
教育の推進

① 学校やブロックらしさを生かした小中一貫教育の推進

- ・「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」に基づく
9年間を通した資質・能力の育成 等

② 育ちや学びをつなぐ幼保小連携・接続の充実

- ・スタートカリキュラムの充実 等

③ 義務教育学校・中高一貫校の充実

- ・義務教育学校の先進的な実践・研究の成果の発信
- ・中高一貫教育の推進

柱質2

健康な体づくり

① 運動やスポーツと多様に関わる機会の創出

- ・オリンピック・パラリンピック教育の推進 等

② 「体力・運動能力調査」の活用による運動習慣の確立と体力向上

- ・体力向上に向けた科学的・分析的な取組の推進 等

③ 食育の推進

- ・中学校昼食（ハマ弁）の充実 等

④ 健康・安全教育の推進

- ・健康・安全教育の推進 等

⑤ 持続可能な部活動の実現

- ・部活動指導員の配置 等

指標

施策	指標	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策1 つながりを重視した教育の推進	小中一貫教育推進ブロック内で教育課程に関する共通の取組を行ったと答える学校の割合	82.9%	100%
施策2 健康な体づくり	一週間の総運動時間（体育、保健体育の授業を除く）が7時間未満の児童生徒の割合 <全国体力・運動能力調査>	小：58.1% 中：28.4%	小：56% 中：25%
	「ハマ弁」の喫食率 ⁴⁹	1.3% (2018年3月)	20% (2020年度)

想定事業量

施策	項目	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策1 つながりを重視した教育の推進	併設型小・中学校制度を導入するブロック数	4ブロック	27ブロック
	☆小学校高学年における一部教科分担を伴うチーム学年経営の強化推進校数【再掲】	—	48校
	幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続のためのカリキュラム実施率	66.8%	86.6% (2021年度)
	義務教育学校数	2校	3校
施策2 健康な体づくり	オリンピック・パラリンピック教育推進校数	—	60校 (2020年度)
	保護者や地域、大学、企業等と連携し体力向上の取組を実施している学校数	— (調査未実施)	50校
	☆ハマ弁がより使いやすくなるような取組の推進	ハマ弁の利便性向上に向けた取組の実施	推進
	民間企業等による食育出前講座の受講可能校数	300校	350校
	栄養教諭を中心とした食育推進ネットワークをもつブロック数	69ブロック	80ブロック
	歯科保健教育を実施している学校数	124校	400校
	薬物乱用防止教室の実施率	小：57.0% 中：100%	小：62% 中：100%
	☆部活動休養日の設定校数	— (調査未実施)	全中学校・特別支援学校（中学部）
	☆部活動指導員 ⁵⁰ の配置校数（中学校）	—	全中学校

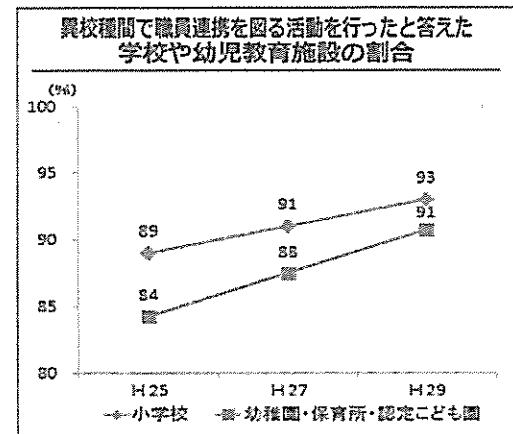
49 中学校の生徒のうち、ハマ弁を注文した生徒の割合

50 校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする非常勤職員。

施策1 つながりを重視した教育の推進

■ 現状と課題

- 小中一貫教育推進ブロック（以下「ブロック」といいます。）の設定により、ブロック内での教職員の情報共有の機会が増え、小中9年間を意識した指導内容や指導方法等、学びの連続性を意識した授業改善が進みました。また、教職員にとっても、小学校の学校全体で取り組む授業研究や中学校の組織的な生徒指導等、互いの良さを吸収し合い、指導力の向上につながりました。
- ブロック内で、児童生徒の交流や教職員の情報共有が進んだことにより、児童生徒指導の充実が図られ、中1ギャップの軽減等につながりました。今後は、学校生活のきまりや学校行事等、ブロックの実態に応じて情報共有を進めるとともに、学力面でのギャップの解消を図っていく必要があります。
- 「義務教育学校」制度の創設を受け、2016（平成28）年4月に霧が丘小中学校を「横浜市立義務教育学校 霧が丘学園」に移行し、2017（平成29）年4月に西金沢小中学校を「横浜市立義務教育学校 西金沢学園」に移行しました。現在、3校目となる「横浜市立緑園義務教育学校」の設置に向けた準備を進めています。2つの義務教育学校では、9年間を通して学習指導及び生活指導の円滑な接続を図るため、特色ある教育活動が展開されています。教職員の交流や情報交換により9年間を見通した指導ができ、子どもが安心して学校生活を送ることができます。
- 併設型小・中学校⁵¹は、指導内容の入替えや移行、新しい科目的設定等、学習指導要領の枠を柔軟に捉えた教育課程の編成においてメリットの多い制度であるため、小中一貫教育の一層の充実を目指し、2017（平成29）年4月に4つのブロックで導入しました。
- 「横浜版接続期カリキュラム⁵²」に基づき、幼保小連携の取組を推進しました。その結果、教職員の連携や情報共有が進み、子どもの安心感の高まりや人間関係形成が見られました。さらに、園と小学校が編成するカリキュラムの相互理解と連携を推進することによって、園での育ちと小学校の学びをより円滑に接続する必要があります。



小中一貫教育に関する制度の類型

		中学校併設型小学校、小学校併設型中学校	義務教育学校
修業年限	小学校6年、中学校3年	9年（前期課程6年+後期課程3年）	
組織・運営	それぞれの学校に校長、教職員組織 小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件	一人の校長、一つの教職員組織	
免許	所属する学校の免許状を保有	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	
教育課程		9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 9年間の教育目標の設定	
教育課程特例	一貫教育に必要な独自の教科の設定	○	○
	指導内容の入替・移行	○	○
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型	
設置基準	小学校には小学校設置基準、 中学校には中学校設置基準を適用	前期課程には小学校設置基準、 後期課程には中学校設置基準を準用	
名称	○○小学校、○○中学校	○○義務教育学校（○○学園）	
設置手続	市町村教育委員会の規則等	市町村の条例	

51 義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す小・中学校。

52 幼児教育と小学校の円滑な接続を目指したカリキュラム作りと実践の推進のために作られたもの。

■ 主な取組

① 学校やブロックらしさを生かした小中一貫教育の推進	
全てのブロックにおいて、それぞれの特色を生かした教育課題に応じて9年間一貫した教育を推進することによって、学力向上と児童生徒指導の充実を図り、9年間を通して児童生徒の資質・能力を育成します。	
取組名	取組内容
「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」に基づく9年間を通した資質・能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 「9年間で育てる子ども像」やその実現に向けた全体計画をブロック内の全教職員、家庭、地域と共有。 ● 9年間を通した資質・能力の育成を目指す教育課程の編成・実施・評価・改善。 ● 「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」の「『授業』のつながり」、「『人』のつながり」、「『学びの場』のつながり」の「三つのつながり」の各項目をブロックの特色を踏まえて重点化。
9年間を通した資質・能力の育成を目指す授業改善、授業交流	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校段階間の効果的な接続を目指した教職員一人ひとりの授業改善。 ● 異校種との合同授業研究会の実施による授業改善。 ● 9年間の学びの接続のための異校種校との交流授業の実施。
併設型小・中学校の設置拡充	<ul style="list-style-type: none"> ● ブロック内の合同組織や体制、運営の仕組み等、設置ができるよう に、システムの整備。また、学校運営協議会⁵³等を活用した地域との連携・協働による「社会に開かれた教育課程⁵⁴」の実現に向けた組織的な取組の推進。これまでのブロックでの取組を生かしながら、更に学校やブロックらしさを出すことができるブロックでは、併設型小・中学校の制度の導入を推進。
小学校高学年における一部教科分担制の導入 NEW 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学校高学年に学級をもたない学年主任等を配置し、学年経営の充実を図るとともに、英語の教科化等、新学習指導要領の実施も踏まえた一部教科分担制を導入。授業の質を高め、子どもの資質・能力を育成。各学校での実施に向けて、推進校を指定し、具体的な実践や研究の成果を発信しながら、市内全小学校での展開を視野に入れ、強力に推進。

② 育ちや学びをつなぐ幼保小連携・接続の充実	
円滑な接続のために、園と小学校で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、小学校ではこの姿を踏まえて、スタートカリキュラム ⁵⁵ の編成、実施を行います。「社会に開かれた教育課程」の中に、幼保小中高連携の機会を積極的に設け、ブロックを中心とした積極的な取組を推進します。	
取組名	取組内容
スタートカリキュラムの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 「横浜版接続期カリキュラム～育ちと学びをつなぐ～」の改訂を踏まえた、幼児期の育ちと学びが小学校以降の学びへと円滑に接続するスタートカリキュラムの更なる充実。特に、子どもが主体的に学ぶ意欲を高めるため、生活科を中心とした各教科等と合科的・関連的な指導や子どもの生活とつながる学習活動を取り入れたカリキュラムの推進。
幼保小中高の連携した取組の教育課程への位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の幼保小中高の連携した取組をより一層充実させる形で、積極的に連携を推進。地域防災拠点訓練やキャリア教育等、学校の実態や特色を生かしながら、教育課程上に明確に位置付け、継続的な連携体制を整備。学校運営協議会を活用した取組等、各学校の取組を発信。

53 保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく仕組み。

54 「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもに育むような教育課程。

55 小学校で徐々に学校生活に慣れ、意欲的に教科等の学習に移行できるように工夫した、小学校入学期のカリキュラム。

③ 義務教育学校・中高一貫校の充実

義務教育学校や中高一貫校において、特色を生かした教育課程を編成し、先進的な実践や研究を推進します。

取組名	取組内容
義務教育学校の先進的な実践・研究の成果の発信	<ul style="list-style-type: none">● 義務教育学校では、特色を生かした教育課程の編成を行い、先進的な実践・研究を推進。● 市内3校目となる義務教育学校の設置（2022（平成34）年4月開校）については、保護者や地域の理解を得ながら準備を推進。また、更なる義務教育学校の設置拡充について、引き続き検討。
中高一貫教育の推進【再掲】	<ul style="list-style-type: none">● 中高一貫教育校2校において、6年間の一貫教育により健全な心身を育み、思考力・判断力・表現力を高め主体的に課題発見や課題解決できる真の学力育成を推進。

コラム

義務教育学校～小中一貫教育のメリットを生かした活動～

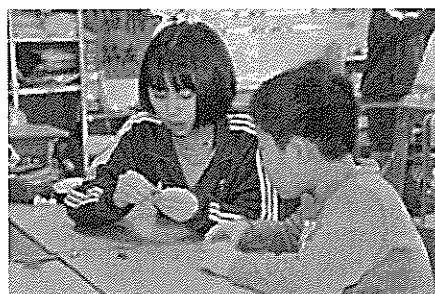
9年間を通して学習指導及び生活指導の円滑な接続を図ることを目的とし、特色ある教育活動を展開する義務教育学校として、「霧が丘学園」「西金沢学園」を設置しています。

その一つである緑区霧が丘学園では、年間を通じた児童生徒交流が盛んです。

「きりたまタイム」と言われる児童生徒が一緒に活動をする時間では、中学部生がリーダーとなって異学年交流が行われています。小学部生は、身近な中学部生との関わり合いを通して、あこがれの気持ちを抱いたり、中学部生は、年少者に対する相手意識をもった言動が見られたりする等、学校全体として子どもの自己有用感が高まっています。

また、日常的な交流ができるというメリットを生かし、小学部と中学部の教員が協働し、児童生徒の指導・支援を行っています。

なかでも、特色ある教育活動の一つになっている小学部・中学部相互の授業乗り入れがあります。中学部教員が、小学部で専門性を生かして授業を行ったり、小学部教員が、小学部での学びがどのように中学部につながるのかを理解して、一人ひとりに寄り添った学習を展開したりしています。



＜中学部と小学部の異学年交流の様子＞

また、小学部6年生が11月から部活動に参加できる等、子どもがスムーズに中学部へ進むことができるための取組が様々な場面で見られます。

特色ある教育活動を展開するためには、教職員が小中9年間で育成を目指す資質・能力を共有して、子どもに関わることが大切です。義務教育学校では、一人の校長のもと、1つの組織として一貫した教育が行われています。



＜朝の登校の様子＞

施策2 健康な体づくり

■ 現状と課題

○横浜市の児童生徒は、運動や健康に対する意識が高いのが特徴です。一方で、児童生徒の運動習慣については、運動する子どもとしない子どもの二極化や男女間の差が課題となっています。また、運動能力の状況は、経年変化を見ると僅かに上昇傾向にあるものの、依然として全国平均より低い状態にあります。

○各学校では「体育・健康プラン⁵⁶」を作成し、運動習慣の確立に向けて、「体力向上1校1実践運動⁵⁷」等を行ってきました。しかし、健康な体づくりのためには、学校だけでなく、家庭や地域と連携して、体力向上や運動習慣・生活習慣の改善に取り組むことが必要です。また、「体力・運動能力調査」の結果を家庭等と共有するために、より効果的な方法が求められています。

○新学習指導要領の実施に伴い、運動やスポーツを「する・みる・支える・知る」と多様な関わり方で親しむことが求められます。学校教育だけでなく、地域や行政、企業、大学等が連携する仕組みづくりを進める必要があります。

○「ラグビーワールドカップ2019™」及び「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」に向け、はまっ子スポーツウェーブ⁵⁸や中学校総合体育大会閉会式等にオリンピアン・パラリンピアン等を招き、「本物」に触れる機会を設けてきました。

○食育推進研修会において、食育実践推進校における保護者や地域と連携した食育の取組やブロックでの食育実践事例等、日常の食生活を改善する取組が報告、発信されました。推進校の実践を参考に、多くの学校において、日々の給食指導や、保護者や地域の生産者と連携した食育の取組を進めてきました。また、市や県の関連機関及び一般企業が実施している「食育出前講座」を受講する学校数が、延べ300校を超えるようになりました。

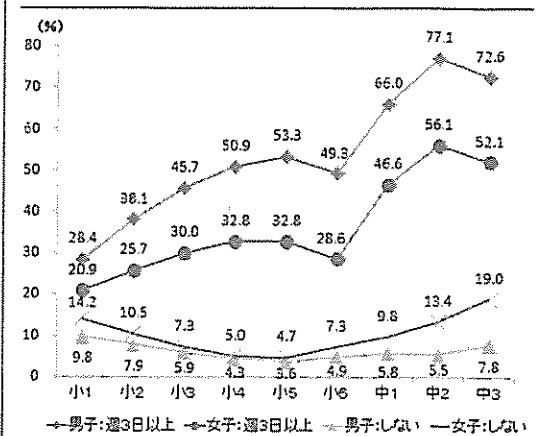
○2017(平成29)年1月から、全中学校で横浜型配達弁当「ハマ弁」を実施しました。ハマ弁の利便性向上のため、ポイント制の導入やスマホアプリの開発を行いました。また、ハマ弁の良さを周知する取組として、小学校を対象にした食育セミナーや試食会を行いましたが、喫食率が2018(平成30)年3月時点で1.3%と低迷しています。

○「第2期健康横浜21⁵⁹」中間報告において、生涯の健康づくりにおける学童期での健康教育の推進が求められています。歯・口腔では歯肉炎の割合の減少を目指した歯科保健教育を、家庭と連携して進めていくことが必要です。

○「薬物乱用防止教育プログラム」(2016(平成28)年度)、「飲酒防止教育プログラム」(2017(平成29)年度)及び「喫煙防止教育プログラム」(2018(平成30)年度作成予定)を活用し、学校薬剤師等の外部講師と連携して、小学校段階から薬物乱用、喫煙及び飲酒の防止に関する教育を進めていく必要があります。

○成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、部活動の適切な休養日や活動時間を設定することが重要です。また、生徒数の減少や顧問の長時間労働の問題等を踏まえ、部活動の在り方を見直すことが必要です。

運動頻度が「週3日以上」、「しない」と答えた割合



56 体育・健康に関する指導の全体計画で、各学校の実態を踏まえ作成するプラン。

57 「体育・健康プラン」に基づく、自校の特色を生かした体力向上の取組。

58 児童を対象とした4つの大会（体育大会、水泳大会、球技大会、体育実技発表会）の総称。

59 生活習慣病等に着目した横浜市の健康づくりの指針。

■ 主な取組

① 運動やスポーツと多様に関わる機会の創出	
<p>「ラグビーワールドカップ 2019™」「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」を通して、運動やスポーツを「する・みる・支える・知る」と多様な視点から親しむことができるよう、学校と行政や企業、大学、NPO 等が連携してその機会を創出します。</p>	
取組名	取組内容
行政、地域、企業、大学等との連携による機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ● 運動やスポーツに「する・みる・支える・知る」と多様な視点から親しむことができるよう、学校と行政や企業、大学等をつなぐ仕組みの構築による機会の創出。
オリンピック・パラリンピック教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての市立学校を「オリンピック・パラリンピック教育実施校」として指定し、公認マークの活用等による大会に向けた機運醸成及びオリンピック・パラリンピック教育の推進。 ● 「オリンピック・パラリンピック教育推進校」を指定し、アスリート等との交流や競技体験、教育課程内の様々な学校行事等によりスポーツとの多様な関わり方、ボランティアマインド、共生社会への理解等の学習を年間を通して実施。 ● オリンピアン・パラリンピアンの学校訪問や市が主催する各種大会等へのトップアスリートの招へい。
放課後の時間帯を活用した機会の創出 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後児童健全育成事業所⁶⁰の職員等に対し、子どもが運動やスポーツに親しむ活動を紹介する等により、放課後においても運動やスポーツと多様に関わる機会を創出。

② 「体力・運動能力調査」の活用による運動習慣の確立と体力向上	
<p>子どもの頃に、身体を動かす楽しさや喜びを味わうことを通して、生涯にわたってスポーツに親しみ、身体を動かす機会の増大を目指し、結果として、体力の向上を図ることができます。</p>	
取組名	取組内容
☆体力向上に向けた科学的・分析的な取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 全校児童生徒が実施する「体力・運動能力調査」を横浜市立大学データサイエンス学部等での分析を進め、学校の体力向上に向けた取組の改善。
総合的な健康に関する指導の全体計画としての「体育・健康プラン」の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 「体力・運動能力調査」の分析チャート等の活用による、客観的な根拠に基づく分析による実態把握、学校保健委員会⁶¹の取組等、生活習慣、運動習慣も含めた総合的な健康に関する指導の全体計画としての「体育・健康プラン」の改善への支援。
個人や保護者へのフィードバックの充実 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● 「体力・運動能力調査」の結果の推移や全国、市と比較できるよう改良し、個人や家庭等との共有につなげるためのシステムの構築。結果を保護者とも共有し、運動習慣の改善につなげる支援（個人シートの改良等）を実施。

60 「放課後キッズクラブ」や「放課後児童クラブ」等の子どもが安全で豊かな放課後を過ごすための居場所。

61 学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進する組織。校長、養護教諭等の教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表等で構成され、各学校に設置。

③ 食育の推進

学校だけでなく、家庭や民間企業等と連携し、より一層食育を推進していきます。栄養教諭を中心とした食育推進ネットワークを拡大するとともに、民間企業等による「食育出前講座」の受講機会への利用拡大にも努めています。また、横浜らしい中学校昼食を推進します。

取組名	取組内容
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 食育の授業を充実するために、家庭や民間企業等と連携し、栄養教諭を中心とするネットワーク活動を拡大しながら、学校、家庭、地域との協働による食育を推進。学校内の組織の確立、食の全体計画や年間指導計画の見直しを進め、計画的な食育を推進。食育推進の参考となるような実践事例の発信。
☆中学校昼食（ハマ弁）の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 利便性向上に向けた取組を検討し、ハマ弁をより利用しやすくなる環境を整備。現行のハマ弁の事業期間は、2020（平成32年）年度までの5年間であり、それ以後については、選択制の良さを生かしながらも、様々な課題や意見等を踏まえ、昼食の充実を検討。

④ 健康・安全教育の推進

「第2期健康横浜21」を基に、生涯の健康づくりにおける学童期での健康教育を推進します。また、歯科医師会との連携による歯科保健教育や学校薬剤師との連携による薬物乱用防止教室を推進します。

取組名	取組内容
健康・安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 規則正しい生活習慣の確立と病気の予防に関する教育、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する教育、日常生活における事故やけがの防止に関する教育等における、関係機関や家庭等と連携した取組の推進。
歯科保健教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校、家庭、歯科医師会との連携による、生涯を通じた歯肉炎の割合の減少を目指す歯科保健教育の推進。
薬物乱用防止教室の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学校段階から「薬物乱用防止教育横浜型プログラム」を活用し、学校薬剤師等の専門家と連携した薬物乱用防止教室を実施。中学校・高等学校でも引き続き全校で実施。

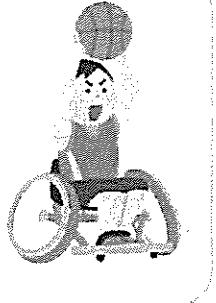
⑤ 持続可能な部活動の実現

持続可能な部活動を目指し、「部活動の指針」の改訂や、従来の部活動外部指導者に加えて、部活動指導員を配置するとともに、部活動休養日の設定、また、横浜の実態に応じた多様な部活動支援の方法を検討し、生徒の活動機会の保障や活動の質の向上、教員の負担軽減等を考慮した持続可能な部活動の実現に向けた取組を進めます。

取組名	取組内容
☆「横浜の部活動～部活動の指針～」の改訂 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、「横浜の部活動～部活動の指針～」を改訂。
☆部活動指導員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 部活動の顧問としての役割を担うことができる「部活動指導員」を配置し、その効果検証を踏まえて、配置を拡充。
☆部活動休養日の設定	<ul style="list-style-type: none"> ● 「週に平日1日以上、土日どちらか1日以上」を部活動休養日として、全中学校及び特別支援学校中学部で設定。

「いつもやっているバスケットボールなのに、パスもドリブルもシュートも難しかったです。少しずつ慣れてくると、車いすバスケットボールの面白さに気付きました。でも、一方で、負けたくない！という気持ちも湧いてきました！」【中学生：バスケットボール部所属】

「車いすに乗っている人と一緒にスポーツをするのは初めてでしたが、とても楽しくプレーすることができました。2020年に開かれるパラリンピックでは、車いすバスケットだけでなく他の競技を会場で見てみたいと思いました。」【小学生（5年）】



これは、車いすバスケットボールを体験した子どもの感想です。バスケットボール部所属の中学生は、車いすバスケットボールの難しさとともに楽しさを、小学生は初めてのパラスポーツ体験を通して、パラリンピックそのもののへの関心をもったようです。

2020年、日本で初めて「東京2020パラリンピック競技大会」が開かれます。多くの日本人が、今まで以上に、障がい者スポーツを身近に感じるとともに、共生社会や多様性等について考え、自分を見つめ直すきっかけになることでしょう。この機を逃すことなく、未来を創っていく子どもたちにこそ、パラリンピックを学び、パラスポーツを体験してほしいものです。

横浜市教育委員会では、「オリンピック・パラリンピック教育推進校」として2020（平成32）年度まで累計60校を指定していきます。推進校では、パラリンピックメダリストを招いてお話を伺ったり、ボッチャやブラインドサッカー等、パラスポーツを観戦したり、体験したりする活動を行っていきます。

中区本町小学校では、パラリンピックメダリストの成田真由美さんをお招きし、水泳を始めたきっかけやパラリンピックでメダルを争ったドイツ選手との交流の話などを伺いました。成田さんは、金メダルを7個持ってきてくださり、子どもたち全員に触られてくれました。また、実際にプールで泳ぐ姿も披露してくださいました。子どもたちは、本物に触れる貴重な体験ができました。

本事業や横浜ラポールのパラスポーツ体験会等を通して、子どもたちに新たな気付きを促し、未来に続く価値の創造へつなげてみませんか。



＜パラリンピックメダリスト成田真由美さん（水泳選手）と交流する子どもたちの様子＞

パラリンピック豆知識

- パラリンピック起源は、1948年、医師ルードヴィッヒ・グットマン博士の提唱によって、ロンドン郊外のストーク・マンデビル病院内で開かれたアーチェリーの競技会です。
- 第2次世界大戦で主に脊髄を損傷した兵士たちの、リハビリの一環として行われたこの大会は回を重ね、1952年に国際大会になりました。
- 1988年のソウル大会からはオリンピックの後に同じ場所で開催されるようになりました。出場者も「車いす使用者」から対象が広がり、Para（沿う、並行）+ Olympic（オリンピック）という意味で、「パラリンピック」という公式名称も定めされました。
- 競技種目も年々増加し、「東京2020パラリンピック競技大会」では、22競技540種目が行われ、4400名の選手が参加します。2020年8月25日～9月6日の13日間、トップアスリートの熱い戦いが繰り広げられます。

〔東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会ホームページより〕

柱5

安心して学べる学校

教職員が子どもの理解を深め、いじめなどの課題をチームで解決し、安心して学べる学校をつくります



安心して学べる学校づくり

① 安心して参加できる集団づくり

・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の効果的な活用 等

② いじめ等への組織的対応の強化

・児童生徒支援体制の充実 等

指標

施策	指標	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策1 安心して学べる 学校づくり	1,000人当たりの不登校児童生徒数 (小・中学校)	17.5人	16.1人
	スクールソーシャルワーカー ⁶² (SSW) が 行った支援により児童生徒の状況が改善し た割合 ⁶³	75.8%	80%

想定事業量

施策	項目	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策1 安心して学べる 学校づくり	☆児童支援・生徒指導専任教諭 ⁶⁴ 配置に伴う 後補充非常勤職員を常勤化している学校数	小：40校 中：121校	拡充
	☆スクールソーシャルワーカー (SSW) の 配置	区担当 SSW (1 名) が学校の要請 により訪問する 体制	SSW が全小・中 学校を定期的に 訪問できる体制 (2021年度)
	小中一貫型カウンセラー配置 ⁶⁵ の実施	全ブロック・義務 教育学校に配置	全ブロック・義務 教育学校に配置
	☆小学校高学年における一部教科分担制を伴う チーム学年経営の強化推進校数【再掲】	—	48校
	「子どもの社会的スキル横浜プログラム ⁶⁶ 」 の実践推進校数【再掲】	—	18校(延べ)
	「魅力ある学校づくり」事業の実践校数	—	18校(延べ)

62 いじめや不登校等の課題の解決に向けて、福祉的な視点で支援を行うとともに、関係機関との連携調整を図る専門職。

63 SSW が対応した件数のうち、「SSW の支援により当該児童生徒の置かれている状況が改善した」と学校長が回答した件数の割合。

64 いじめや不登校等の課題に対応するため、児童生徒指導の学校内での中心的役割や関係機関及び地域との連携窓口を担う教諭。

65 中学校と同一学区にある小学校へ同じカウンセラーを派遣する横浜独自の制度。

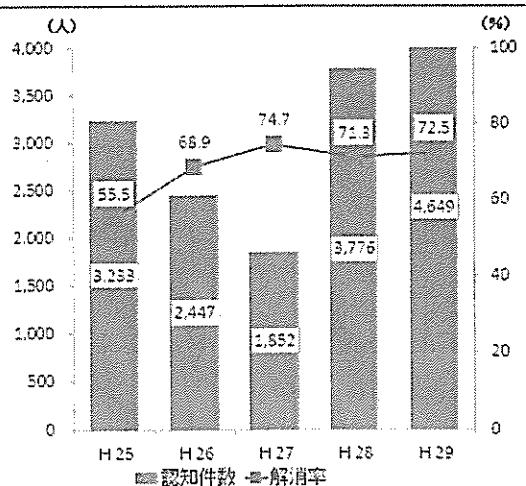
66 子どもが日常生活の様々な問題を自らの力で解決できるよう、年齢相応の社会的スキルを育成することを目的とする「指導プログラム」と、学級や個人の社会的スキルの育成の状況を把握し、改善の方法を探る「Y-P アセスメント」からなる横浜独自のプログラム。

施策① 安心して学べる学校づくり

■ 現状と課題

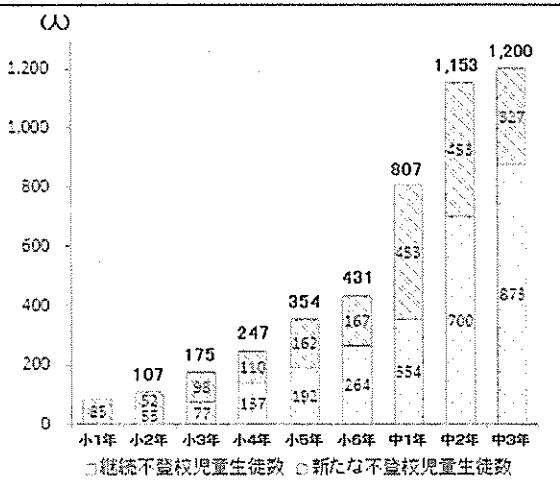
- 辛い思いをしている児童生徒に気付き、表面化していない心理や特性を理解できるよう、一人の児童生徒に対して複数の教職員が関わり、多面的に児童生徒の状況を捉えることが求められています。
- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等の活用を図り、だれもが安心して参加でき、自己肯定感を高められる授業づくり・集団づくりを引き続き進めることが重要です。
- 「横浜子ども会議」等を通して、いじめ未然防止等に向けた、子ども自身の主体的・実践的な取組を促進していくことが重要です。
- 各学校が組織的にいじめに関する情報を共有し、確実に判断・対応できる体制を整備し、仕組みを構築する等、「いじめ重大事態に関する再発防止策」(2016(平成28)年度策定)を着実に実行していく必要があります。
- 再発防止策を踏まえ、各学校において、いじめの定義についての理解が進み、いじめの認知件数は増加しています。引き続き、いじめの早期発見や早期解決に向けた取組を進めていく必要があります。
- 学校内で発生した暴力行為について、中学校での発生件数が減少している一方で、小学校での発生件数が増加傾向にあります。小学校における児童指導体制を強化するとともに、児童相談所や警察等の関係機関との連携を強化する必要があります。
- 不登校児童生徒数の増加傾向が続く中、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(2016(平成28)年制定)の趣旨を踏まえ、学校や学校外における子どもの多様な学びの場を確保することが重要です。また、2017(平成29)年度に新たに不登校になった児童生徒が不登校児童生徒全体の4割強を占めていることを踏まえ、子ども一人ひとりに対する深い理解やきめ細かな支援を基盤とし、前向きな思いがもてる魅力ある学校を目指した取組が求められています。
- 上記課題に対して児童支援・生徒指導専任教諭が中心となって組織的な指導・支援を行うとともに、カウンセラーやSSW、弁護士、医療等の専門家の積極的な活用により、チームアプローチを強化していく必要があります。

いじめの認知件数及び年度内における解消率



(出典) 児童生徒の問題行動等諸課題に関する調査:2017(平成29)年度

学年ごとの不登校児童生徒数



(出典) 児童生徒の問題行動等諸課題に関する調査:2017(平成29)年度

■ 主な取組

① 安心して参加できる集団づくり

教職員一人ひとりが、辛い思いをしている児童生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図るとともに、だれもが安心して参加し、自己肯定感を高められる授業づくり・集団作りを進めていきます。

取組名	取組内容
「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の効果的な活用【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 個の力を育てるとともに、個が安心して自分らしさを発揮することができる集団を育てることを柱とした「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を授業や学校行事の場面でより効果的に活用。 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を効果的に活用するための校内研修の充実及び研修指導者の養成。
横浜子ども会議の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「横浜子ども会議」を年間を通じた子ども主体の「いじめの未然防止」等に向けた取組とし、ブロックや学校での話し合いと活動の充実。 子ども主体の取組を保護者や地域と共に推進。
新たな不登校を生まないための「魅力ある学校づくり」 NEW	<ul style="list-style-type: none"> 各学校が新たな不登校児童生徒数を把握する取組の推進。 「魅力ある学校づくり」のモデル校の取組における成果と課題の周知。 新たな不登校が多い学校において、ブロック単位での「魅力ある学校づくり」の取組の推進。

② いじめ等への組織的対応の強化

いじめ等の様々な課題に対して早期発見、早期対応、早期解決できるよう、各学校の児童生徒支援体制の充実や、SSW の体制強化、専門家を活用したチームアプローチの体制整備を図る等、「いじめ重大事態に関する再発防止策」に掲げられている 8 項目 34 の取組を着実に実行していきます。

取組名	取組内容
☆児童生徒支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 児童支援・生徒指導専任教諭が役割を十分に果たせるよう、補充した非常勤講師の常勤化により体制を強化。 組織的な判断・対応を行うため、校内のいじめ防止対策委員会において、定期的にケースカンファレンスを実施。 進級やクラス替え、転入等、児童生徒の環境が大きく変わる際にも確実な情報の共有と組織的な引継ぎの実施。
☆SSW の体制強化・人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 学校が、いじめ等、複雑化・多様化する児童生徒の課題に対し、SSW や心理、福祉、法律等の専門家を積極的に活用し、チームによる早期解決を図ることができるよう、SSW の役割や機能を拡大し、人員体制を充実。 経験豊富な SSW を育成するため、関係機関との人事交流を行うほか、OJT⁶⁷を通して実践的な人材育成を実施。
小中一貫型カウンセラー配置	<ul style="list-style-type: none"> 2017（平成 29）年度に全ブロック及び義務教育学校で完了した小中一貫型カウンセラー配置について、いじめ等、様々な課題を抱える児童生徒に寄り添い、専門性を生かした支援を実施。
情報共有や引継ぎのための仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会事務局における相談記録の情報を共有するシステムの本格実施を目指し、制度を設計。 各学校における記録及び個人情報保護の徹底に向け、研修を実施。

67 On the Job Training の略（日常の業務を通して職場教育）。

緊急対応チームによる支援	●学校だけでは解決が困難な事案に対し、教育委員会事務局内に設置した「緊急対応チーム」が学校教育事務所と連携し、学校訪問や専門家を活用した支援により、事態の深刻化を防ぎ、早期解決。
チームアプローチ体制の整備	●SSWが学校と関係機関を結び付ける役割を担うことで、福祉・医療の専門職や警察等と連携を図りながらチームアプローチで課題解決。
弁護士相談の充実	●学校及び学校教育事務所が迅速かつ適切に課題対応できるよう、学校から弁護士へ直接相談ができる体制を充実。
いじめ相談窓口の充実	●2017(平成29)年度に開設した学校生活あんしんダイヤルを通じて、SSWが直接いじめ等の相談に応じるほか、継続的な支援が必要な場合は、学校教育事務所へ引き継ぎ、学校と共に対応。 ●若者のコミュニケーションツールであるSNSを活用した相談窓口について、国や県と連携を図りながら、導入に向けた検証を実施。
児童生徒の暴力行為等問題行動に対する未然防止・早期対応	●小・中学校における児童生徒指導体制を強化するとともに、児童生徒の健全育成のために児童相談所や警察等の関係機関との連携強化を図り、繰り返し暴力行為等を起こさせないための取組を推進。
☆小学校高学年における一部教科分担制の導入【再掲】	●小学校高学年に学級をもたない学年主任等を配置し、学年経営の充実を図るとともに、英語の教科化等、新学習指導要領の実施も踏まえた一部教科分担制を導入。授業の質を高め、子どもの資質・能力を育成。各学校での実施に向けて、推進校を指定し、具体的な実践や研究の成果を発信しながら、市内全小学校での展開を視野に入れ、強力に推進。

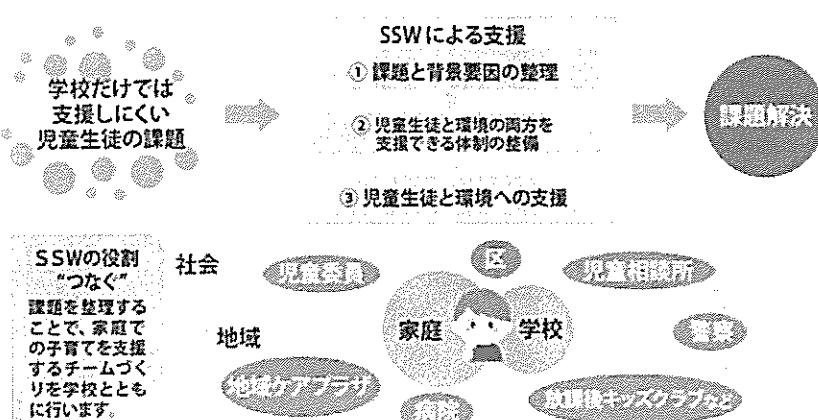
コラム

スクールソーシャルワーカーに期待される役割と、児童生徒への支援の充実に向けた体制強化

SSWは、子どもの権利の保障と、全ての子どもたちが自己の潜在能力を発揮できることを目的としています。社会福祉の専門的な知識・技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みを抱えている問題の解決に向けて支援する専門家です。

不登校、いじめ等の未然防止、早期発見、支援・対応等に向け、児童生徒及び保護者との面談及びアセスメントや、事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援、関係機関及び地域への働きかけ等を行います。

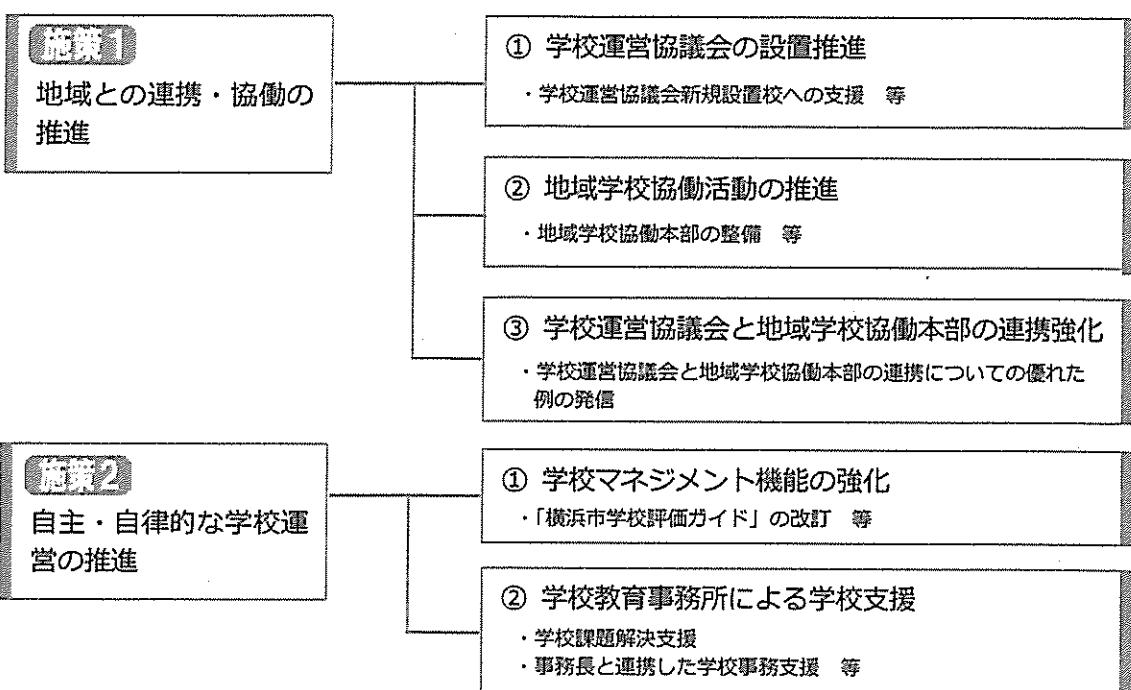
これまでの、要請を受けた学校に派遣する形から、全小・中学校を定期的に訪問する形へ移行することで、日々の児童生徒の行動を観察し、予防及び早期発見・早期対応できることや、関係機関や地域の支援者の協力を得やすくなることが期待されています。



柱6

社会とつながる学校

地域や社会と目標を共有し、連携・協働することを通して、子どもが社会とつながる学校をつくります



指標

施策	指標	2017年度 (平成29年度)	2022年 (平成34年度)
施策1 地域との連携・協働の推進	保護者や地域の人との協働 [*] による取組は、学校の教育水準の向上に効果があったと答える学校の割合 <全国学力・学習状況調査>	—	小 100% 中 90%

※ 学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営等の活動を想定

想定事業量

施策	項目	2017年度 (平成29年度)	2022年 (平成34年度)
施策1 地域との連携・協働の推進	☆学校運営協議会 ⁶⁸ 設置校数	148校	全校 [※]
	☆地域学校協働活動推進員（学校・地域コーディネーター ⁶⁹ ）の配置校数	236校	全校
施策2 自主・自律的な学校運営の推進	「横浜市学校評価ガイド ⁷⁰ 」の改訂	—	改訂 (2018年度・2021年度)

※ 学校評議員制度導入校については、設置時期を調整していきます。

68 保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく仕組み。

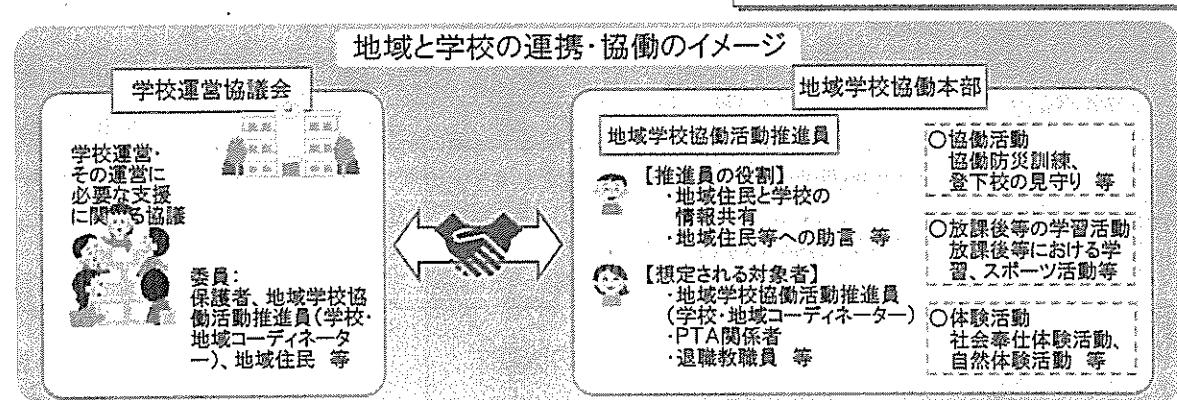
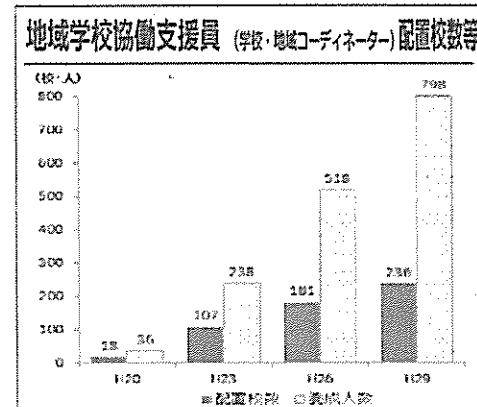
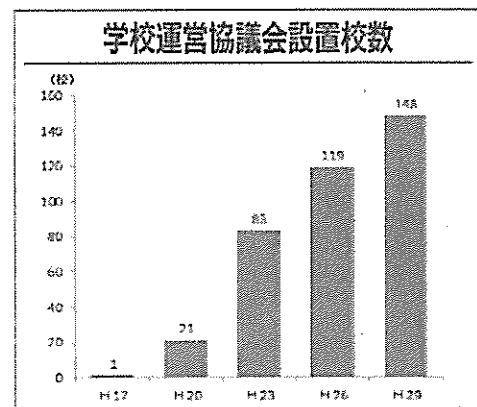
69 地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを進めるため、学校と地域を結ぶ役割を担う人材。

70 小・中・特別支援学校が目指す学校評価の在り方を示したもの。

施策1 地域との連携・協働の推進

■ 現状と課題

- 「横浜教育ビジョン」(2006(平成18)年策定)において、横浜らしさである「公(公共心と社会参画意識)」「開(国際社会に寄与する開かれた心)」を示して教育を推進するとともに、「『まち』とともに歩む学校づくり懇話会⁷¹」や「学校支援活動事業⁷²」等、地域と学校が連携して子どもを育む様々な取組が展開されてきたことにより、地域や社会に貢献しようとする態度の育成や共生の意識の醸成が進んでいると考えられます。
- 2017(平成29)年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されたことに伴い、各市町村の教育委員会に対して、学校ごとに「学校運営協議会」を設置することが努力義務化されました。横浜市においては、既存の仕組みや資源を活用しながら、各地域の状況に応じた学校運営協議会の設置を推進しており、設置校数は全体の約30%です。
- 新学習指導要領で示されている「社会に開かれた教育課程⁷³」の実現のためには、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有することが期待されています。そのため、保護者や地域住民が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する学校運営協議会の意義や役割について、教職員や保護者、地域の理解を深め、学校運営協議会の設置をより一層推進していく必要があります。
- 地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進していくため、社会教育法が2017(平成29)年に改正され、「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や、「地域学校協働活動推進員」に関する規定が設けられました。今後、横浜市においても法改正の趣旨等を踏まえ、従来の連携・協働体制を基盤として、幅広い層の地域住民や団体等の参画を得て、地域学校協働活動を推進する「地域学校協働本部⁷⁴」の整備を進める必要があります。
- 学校運営協議会と地域学校協働本部が両輪となり、学校と地域の効果的な連携・協働を推進していくことができるよう、それぞれの知見、経験、課題等の共有を図ることが重要です。



71 開かれた学校づくりのため、学校の状況を地域住民に周知し、相互に意見交換を行うための懇話会。

72 「学校・地域コーディネーター」が中心となり、「学校支援ボランティア」の活動等を学校と連携して企画・実施する事業。

73 「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもに育むような教育課程。

74 従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より幅広い層からより多くの地域住民や団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。

■ 主な取組

① 学校運営協議会の設置推進	
「学校運営協議会」について、全校設置に向けて取組を推進していきます。その際には、「『まち』とともに歩む学校づくり懇話会」等の既存の仕組みを生かして推進していきます。	
取組名	取組内容
☆学校運営協議会新規設置校への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規設置校への説明会、研修会等の実施。
学校運営協議会制度の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校運営協議会の目的や役割に対する教職員、保護者、地域の理解を深めるため、ホームページ等を活用して広報を充実させるとともに、研修会等を通して好事例を共有。

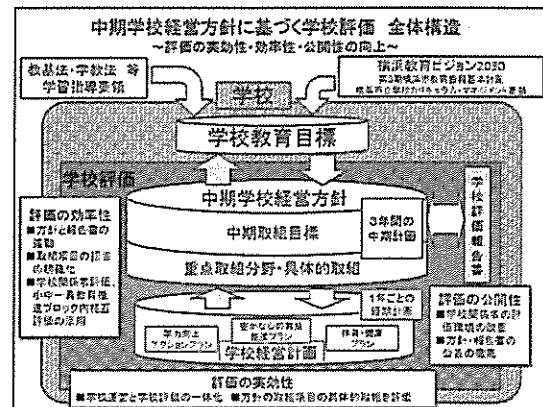
② 地域学校協働活動の推進	
「地域学校協働活動」を推進するために、現在の学校・地域コーディネーターを社会教育法改正で新たに位置づけられた「地域学校協働活動推進員」として委嘱し、活動の継続・充実に向けて支援するとともに、新しい人材の確保を進めています。	
取組名	取組内容
☆地域学校協働本部の整備 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● 「地域学校協働本部」の3要素である、「コーディネート機能」、「多様な活動」、「継続的な活動」を意識して活動できるよう体制を整備。 ● 小中一貫教育推進ブロック（以下「ブロック」といいます。）の50%に統括的な地域学校協働活動推進員を配置し、ブロック内の連携・協働を促進。 ● 「地域学校協働活動の推進に向けて」の配布や研修等を通して、地域や学校へ周知。
学校・地域コーディネーターの地域学校協働活動推進員への委嘱 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動中の学校・地域コーディネーターに対し、学校長の推薦を得て、「地域学校協働活動推進員」を委嘱。
地域学校協働活動推進員（学校・地域コーディネーター）の養成・育成・組織化 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続的な体制づくりを目指し、推進員向けに研修会を実施し、ブロックや区単位の交流会の実施を通して、地域学校協働活動推進員（学校・地域コーディネーター）間のネットワークを構築。

③ 学校運営協議会と地域学校協働本部の連携強化	
「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」が効果的に連携することによって、学校運営の改善と連動した地域学校協働活動の推進、地域と学校の持続的な連携・協働体制の構築、子どもに対する地域の当事者意識の醸成が図られます。そのため「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」が効果的に連携している好事例を積極的に発信していきます。	
取組名	取組内容
学校運営協議会と地域学校協働本部の連携についての優れた例の発信 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● 「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」が効果的に連携している事例を積極的に発信し、地域と学校の連携を推進するとともに、地域学校協働活動推進員（学校・地域コーディネーター）が「学校運営協議会」の委員として参加する等の取組を推進。

施策2 自主・自律的な学校運営の推進

■ 現状と課題

- 各学校では、「中期学校経営方針⁷⁵」を策定し、「横浜市学校評価ガイド」に沿って、「自己評価」や、学校運営協議会等を活用した「学校関係者評価」を実施しています。新学習指導要領、「横浜教育ビジョン2030」及び「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」の策定を踏まえ、「横浜市学校評価ガイド」を改訂する必要があります。
- 「横浜市立学校管理職人材育成指針⁷⁶」に基づき、管理職が優れた組織マネジメント力を身に付け、リーダーシップを発揮するために、管理職研修や統括校長⁷⁷が主催する学校経営推進会議⁷⁸を実施してきましたが、複雑化・多様化する学校の課題に適切に対応していくために、マネジメント力の一層の向上を図る必要があります。
- 2010（平成22）年に、市内4か所に学校教育事務所が開設され、各学校の実情を踏まえたきめ細かな支援を行ってきました。指導主事⁷⁹の学校訪問を通して、各学校の状況を適切に把握し、教育課程運営や課題解決の支援を行っていますが、複雑化・多様化する学校の課題に適切に対応していくためには、学校教育事務所による学校支援の在り方について、不断の見直しを図る必要があります。
- いじめや不登校等の児童生徒指導上の課題が複雑化・困難化してきている中、学校だけで課題を解決していくことは難しくなっています。そのため、学校教育事務所では、課題別担当の指導主事を中心として、学校支援員やスクールソーシャルワーカー⁸⁰等を加えた「学校課題解決支援チーム⁸¹」を迅速に派遣することで、学校課題の早期解決を図っていますが、より良い支援の在り方について検討する必要があります。
- 自主・自律的な学校運営を推進していくためには、教職員一人ひとりの能力の向上が必要です。学校教育事務所では「授業改善支援センター（ハマ・アップ）」において、授業づくり講座等を行っていますが、より多くの教職員が参加・利用できるような環境整備が必要です。
- 2017（平成29）年度に、県費負担教職員の定数の決定や給与負担等の権限が神奈川県から横浜市へ移管されました。これを機に、学校現場への支援をより一層進めるため、複数の学校に事務長⁸²を配置し、学校教育事務所と兼務をすることで、連携体制を構築してきました。事務長と連携し、学校事務職員の人材育成、業務執行管理や業務改善等を推進し、学校事務職員がその専門性を生かして、より積極的に校務運営に参画することが必要です。



75 学校教育目標の達成に向けた3年間の学校経営方針及び取組等を示したもの。

76 新たに登用される管理職を早期に育成し、信頼される学校づくりを推進するために、求める管理職像や資質・能力等を示した指針。

77 各区の「学校経営推進会議」を主催し、校長の学校経営力や、区域内の校長相互の協力体制を構築する等の役割を担う校長として教育長が指名した者。

78 校長の学校経営力を高め、安定した学校経営に取り組めるよう、教育委員会事務局が支援する区ごとの会議。

79 教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門事項の指導に関する事務に従事する、教育委員会事務局におかれる職。

80 いじめや不登校等の課題の解決に向けて、福祉的な視点で支援を行うとともに、関係機関との連携調整を図る専門職。

81 学校だけでは解決が困難な課題に対応するため、教育、心理、医療、法律等の専門家から編成する支援チーム。

82 校長の命を受け、小・中学校等の事務を処理し、事務職員を指揮監督するとともに、学校事務全般に係る支援等を行う者。

■ 主な取組

① 学校マネジメント機能の強化

複雑化・多様化する学校課題に対応していくためには、管理職、とりわけ校長のリーダーシップ、マネジメント力の向上が必要です。「横浜市立学校管理職人材育成指針」に基づいた研修や各学校の学校評価を効果的に活用し、継続的に学校経営に生かすPDCAサイクルの確立を推進していきます。

取組名	取組内容
「横浜市学校評価ガイド」の改訂 NEW	● 「横浜教育ビジョン2030」や「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」を踏まえ評価ガイドの改訂を行い、各学校の継続的なPDCAサイクルを確立。
管理職の育成	● 自身のキャリアステージに応じた組織・経営マネジメント力等の研修を充実。

② 学校教育事務所による学校支援

学校教育事務所は、学校現場により近いところで、各学校の実情を踏まえたきめ細かな支援を行い、各学校の自主・自律的な学校運営を支えていますが、複雑化・多様化する学校の課題に適切に対応するため、更なる学校支援を推進します。

取組名	取組内容
教育課程運営の支援・指導 教員の授業力向上支援	● 各学校が自主・自律的に教育課程を編成・実施・評価・改善していくことができるよう、各学校の状況に応じて指導・支援。 ● 指導主事や授業改善支援員による教科等の要請訪問を通じ授業力を向上。 ● 授業改善支援センター(ハマ・アップ)における授業づくり相談や授業づくり講座等を通して、授業力を向上。
学校課題解決支援	● 課題別指導主事を中心とする「学校課題解決支援チーム」を迅速に派遣することで、学校課題の早期解決を図るとともにチーム体制を強化。 ● 法律的な視点からの解決が必要な場合には、積極的に弁護士を活用。 ● 学校教育事務所間で危機管理や学校支援のノウハウを蓄積し、複雑化する学校課題に対応。
学校運営サポート事業の展開	● 各学校教育事務所が地域課題に応じて企画・運営する「学校運営サポート事業」を実施。主に、学校の自主性・自律性を高める取組を支援する「自主企画事業」を展開。
事務長と連携した学校事務支援	● 学校事務職員の積極的な校務運営への参画を進めるため、事務長と連携して、学校事務を円滑に進めるための相互支援と学校事務職員の育成・資質向上につながる取組を強化。

コラム

授業改善支援センター（ハマ・アップ）

4方面的学校教育事務所にそれぞれ設置され、教職員向けに教育関連図書の貸出や指導案の開架等を行っています。また、授業改善支援員（元校長・副校長）や指導主事等による「授業づくり講座」を開設したり、授業づくりや学級づくりの相談等も実施したりしています。

「授業づくり講座」は、教科等の内容のほか、横浜市の教育課題に関するテーマを軸としたものなど、多岐にわたり、教員のよりよい授業づくりや学級づくりをサポートしています。

4方面合計で、毎年約2万人の教職員に利用されています。

柱7

いきいきと働く教職員

子どもが豊かに学び育ち、教職員がいきいきと働くことができる学校をつくります



教職員の働き方改革の
推進

① 学校の業務改善支援

・総合学校支援システムの構築 等

② 学校業務の適正化、精査・精選

・勤務時間外の留守番電話の設定 等

③ チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実

・職員室業務アシスタントの配置の拡充 等

④ 教職員の人材育成・意識改革

・教職員庶務事務システム、ICカードによる勤務実態の把握 等

指標

施策	指標	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策1 教職員の働き方改革の推進	時間外勤務月80時間超の教職員の割合	—	0%
	19時までに退勤する教職員の割合	—	70%以上
	健康リスク・負担感指数 ⁸³	109	100未満
	年休取得日数(有給休暇取得日数)	—	全員10日以上

想定事業量

施策	項目	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策1 教職員の働き方改革の推進	☆総合学校支援システムの構築	—	実施
	教職員版フレックスタイム制度の導入	—	実施
	☆職員室業務アシスタント ⁸⁴ の配置校数	30校	全小・中学校 (2021年度)
	☆部活動指導員の配置校数(中学校)【再掲】	—	全中学校
	☆スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置 【再掲】	区担当SSWが学校の要請により訪問する体制	SSWが全小・中学校を定期的に訪問できる体制 (2021年度)
	☆小学校高学年における一部教科分担制を伴うチーム学年経営の強化推進校数【再掲】	—	48校

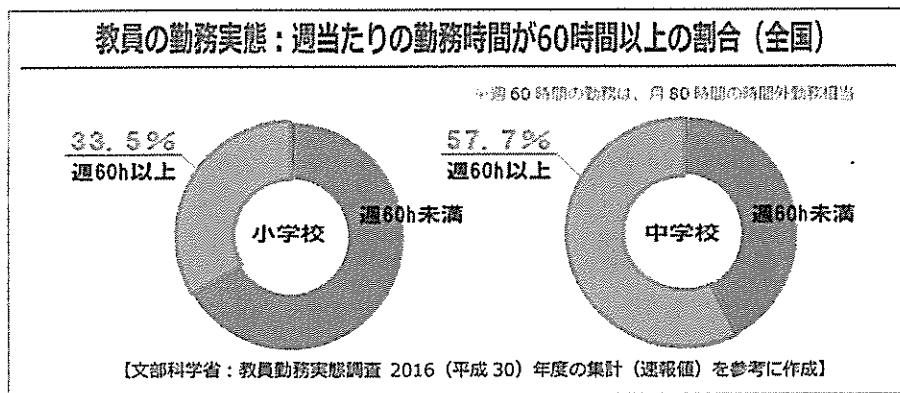
83 「仕事の量的負担」と「仕事のコントロール」をクロス集計した指標。全国平均100として数値が高いほどストレス度合いが高い。

84 職員室における事務的な業務(印刷業務、電話対応、来客対応等)をサポートする非常勤職員。

施策① 教職員の働き方改革の推進

■ 現状と課題

○横浜市では、2013（平成25）年度に「横浜市立学校 教職員の業務実態に関する調査」を実施し、約9割の教職員が多忙を感じている実態が明らかになりました。また、国においても、2017（平成29）年に約10年ぶりに行われた「教員の勤務実態調査」の結果が公表され、10年前の調査に比べて、いずれの職種でも勤務時間が増加し、特に小学校約34%、中学校約58%の教員が週当たり60時間以上の勤務（月80時間以上の時間外勤務相当）という状況が浮き彫りになりました。



○横浜市では全国に先駆けて教職員の負担軽減に関する取組を進めてきましたが、長時間勤務の抜本的な解消には至っていないことを踏まえ、今後5年間での、働き方改革に向けた取組を計画的に推進していくため、2018（平成30）年に「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」を策定しました。本プランに基づき、スピード感をもって、改革を推進していくことが重要です。

「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」（2018（平成30）年策定） ～先生のHappyが子どもの笑顔をつくる～

横浜が目指す学校の「働き方改革」

- ・誇りや情熱をもって、心身健康で生き生きとした姿で子どもたちの前に立ち、向き合うことが、子どもの豊かな学びや成長となる
- ・教育課程が変わっていく大きな節目である今、学校環境、働き方、そして、学校が果たすべき役割を「未来志向」で問いかける
- ・教職員一人ひとりの問題にとどめず、学校と事務局が両輪となり、全ての学校関係者が課題解決の重要性を認識し、魅力的で持続可能な学校環境を目指す

期間 約5年間
(2018~2022年)

1 働き方改革を進める理由

- (1) 看過できない教職員の勤務実態
- (2) 多様化・複雑化する学校現場
- (3) 必要性高まる教職員の学びの時間
- (4) 育児や介護等を抱える教職員の増加

2 取組姿勢・達成目標

【取組姿勢】

先生のHappyが子どもの笑顔をつくる

【達成目標】

- ・時間外勤務月80時間超の教職員の割合 0%
- ・19時までに退勤する教職員の割合 70%以上
- ・健康リスク・負担感指数※ 100未満へ
- ・年休取得日数 全員10日以上

※「仕事の量的負担」と「仕事のコントロール」をストレス要因として算出

3 重点戦略

- 【戦略1】学校の業務改善支援
 - ・ICT等を活用した業務改善支援
 - ・働きやすい物的環境の整備
 - ・家庭と仕事の両立支援
- 【戦略2】学校業務の適正化、精査・精選
 - ・学校業務の適正化
 - ・学校業務の精査・精選
- 【戦略3】チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実
 - ・教職員配置に工夫、チーム体制の構築
 - ・学校をサポートする専門スタッフ等の配置
- 【戦略4】教職員の人材育成・意識改革
 - ・勤務実態の把握、マネジメントの推進
 - ・意識啓発・研修

4 教職員の働き方改革の着実な推進に向けて

- ・PDCAに基づくプランの進捗管理
- ・国への働きかけの実施

■ 主な取組

① 学校の業務改善支援

ICT 等を活用した業務改善支援を行い、事務作業の効率化や業務の絶対量の削減につなげます。職員室レイアウト改善や e ラーニングによる研修の実施等、働きやすい教育環境の整備を行います。働き方改革を学校が主体となって推進していけるように支援します。

(「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」 戰略 1)

取組名	取組内容
☆総合学校支援システムの構築 NEW 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 授業力向上による教育の質の向上や校務の更なる効率化を進めるために、教材等の共有化システム、e ラーニングシステム、グループウェア⁸⁵等を統合したシステム構築を検討。
教職員版フレックスタイム制度の導入 NEW	<ul style="list-style-type: none"> 教職員に対して、家庭と仕事の両立支援に向け、多様な選択肢を提供できるよう勤務時間の在り方について検討。 モデル校での試行実施の結果を検証し、導入。

② 学校業務の適正化、精査・精選

留守番電話の設定や学校閉庁日の実施等、学校や教員の担うべき業務の適正化を図ります。一方で現在の学校業務についても精査・精選を進める視点をもつことで、教職員のワーク・ライフ・バランスの推進だけでなく、先を見据えた業務の進め方への意識向上につなげます。

(「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」 戰略 2)

取組名	取組内容
勤務時間外の留守番電話の設定	<ul style="list-style-type: none"> 各学校や地域の実情を踏まえ、勤務時間終了時刻（標準的 16：45）以降に順次、留守番電話を設定する取組を推進。取組について保護者や地域、学校関係機関に理解・協力を得るために、幅広く周知。
部活動休養日の設定【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 「週に平日 1 日以上、土日どちらか 1 日以上」を部活動休養日として、全中学校及び特別支援学校中学部で設定。
夏季の学校閉庁日の継続実施、冬季の学校閉庁日の実施 NEW	<ul style="list-style-type: none"> 夏季休業期間における学校閉庁日を継続実施するとともに、新たに冬季休業中における学校閉庁日を新たに実施。

⁸⁵ 組織内のコンピュータネットワークを活用した情報共有のためのシステム。

③ チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実

チームで対応を行うことによる組織力の強化や、教員以外の専門スタッフ等の人員配置拡充による役割分担の明確化によって、教職員一人当たりの担う業務量の削減を進めていきます。

(「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」 戰略 3)

取組名	取組内容
☆小学校高学年における一部教科分担制の導入 NEW 【再掲】	● 小学校高学年に学級をもたない学年主任等を配置し、学年経営の充実を図るとともに、英語の教科化等、新学習指導要領の実施も踏まえた一部教科分担制を導入。授業の質を高め、子どもの資質・能力を育成。各学校での実施に向けて、推進校を指定し、具体的な実践や研究の成果を発信しながら、市内全小学校での展開を視野に入れ、強力に推進。
☆職員室業務アシスタントの配置の拡充	● 職員室における事務的な業務をサポートする非常勤職員である職員室業務アシスタントの配置拡充に向け、配置校での効果検証を行う。より効果的な活用方法について各学校に周知。
☆部活動指導員の配置 【再掲】	● 部活動の顧問としての役割を担うことができる「部活動指導員」を配置し、その効果検証を踏まえて、配置を拡充。
☆SSW の配置拡充	● 学校が抱える様々な課題に対して、学校が関係機関と連携して迅速に解決できるよう、SSW の配置を拡充し、全小・中学校を定期的に訪問できる体制を整備。

④ 教職員の人材育成・意識改革

校長のリーダーシップやマネジメントによる働き方改革の推進や、「働き方」の視点を踏まえた教職員の人材育成・意識啓発等を通して、教職員一人ひとりの「働き方」の見直しにつなげ、働き方改革をさらに推進します。

(「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」 戰略 4)

取組名	取組内容
教職員庶務事務システム、IC カードによる勤務実態の把握 NEW	● IC カードによる「退勤」登録導入により、教職員の勤務実態を把握。● 把握した勤務実態を、効果検証や教職員の業務の平準化や見直し、勤務時間の適正化等に活用。なお、市立高校については教職員庶務事務システムの導入に合わせて実施。
働き方改革に関する中期学校経営方針への位置付け NEW	● 2019（平成 31）年度以降の中期学校経営方針の「人材育成・組織運営」（仮）の項目において、学校での業務改善や働き方改革に向けた取組目標を明記。カリキュラム・マネジメントと連動させ、各学校での組織的な取組を推進。
働き方改革に関する意識啓発	● 意識啓発のために、民間企業等との協働によるフォーラムの継続的な開催や各学校における取組を共有する場や各学校への具体的な働きかけを通じた教職員の働き方改革についての継続的な議論の場等の設定。 ● 働き方改革の更なる推進のために、学校が主体となり働き方改革を推進する働き方改革推進校を募集。学校からの提案による学校業務改善を支援し、効果検証を各学校と共有。
働き方改革の視点を盛り込んだ研修の開催・推進 NEW	● 大学との共同研究による、組織及び個人の「働き方」へのアプローチを目指した研修の開発。教職員のキャリアステージに応じた人材育成指標の視点にも組み込み、研修の体系化を推進。

「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」～先生のHappyが子どもの笑顔をつくる～

学校と教育委員会事務局が両輪となり、4つの戦略と40の取組※、個別の工程表に基づき、着実に勤務環境を改善し、働き方改革を計画的に推進していきます。

※予算を伴う取組については、毎年度の市会の議決をもって確定とします。

戦略1 学校の業務改善支援

(1) ICT等を活用した業務改善支援

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| ①総合学校支援システムの構築 | ②eラーニングによる研修等の実施 |
| ③学校に提出を求める文書の簡素化・調査依頼業務の見直し | |
| ④電子申請システムの活用 | ⑤学校向けグループウェアの導入 |
| ⑥校務システムの継続的な改修 | ⑦学校ホームページのCMS化 |

(2) 働きやすい物的環境の整備

- | | |
|--------------------|------------|
| ①負担軽減に配慮した学校施設の建替え | ②特別教室の空調設置 |
| ③職員室レイアウトの改善 | |

(3) 家庭と仕事の両立支援

- | | |
|----------------------|--|
| ①テレワーク等の実施に向けた検討 | |
| ②教職員版フレックスタイム制度の試行実施 | |

戦略2 学校業務の適正化、精査・精選

(1) 学校業務の適正化

- | | |
|----------------------------|------------|
| ①勤務時間外の留守番電話の設定 | ②部活動休養日の設定 |
| ③夏季の学校閉庁日の継続実施、冬季の学校閉庁日の実施 | |
| ④計画的な休暇等の取得促進 | |

(2) 学校業務の精査・精選

- | | |
|---------------------------|------------------|
| ①横浜市学力・学習状況調査に係る業務の一部外部委託 | |
| ②教職員の業務の精選、アウトソースの検討 | ③学校事務職員の業務分担の見直し |
| ④市主催行事や学校行事等の在り方検討 | ⑤市全体の研究活動の在り方検討 |

戦略3 チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実

(1) 教職員の配置の工夫、チーム体制の構築

- | | |
|----------------------------------|--|
| ①小学校高学年における一部教科分担制の導入による学年経営力の強化 | |
| ②市費移管後の教職員配置の工夫 | |

(2) 学校をサポートする専門スタッフ等の配置

- | | |
|---------------------------------------|----------------------|
| ①職員室業務アシスタントの配置の拡充 | ②部活動指導員の新規配置・支援体制の構築 |
| ③特別支援教育支援員の配置の拡充 | ④学校におけるカウンセラーの配置の継続 |
| ⑤理科支援員の配置の継続 | ⑥学校司書の配置の継続 |
| ⑦スクールサポートの配置の継続 | ⑧学校栄養職員の配置の継続 |
| ⑨保健室支援員の配置の継続 | ⑩日本語指導が必要な児童生徒支援の充実 |
| ⑪スクールソーシャルワーカー(SSW)の活用による福祉的課題への支援の強化 | |
| ⑫学校教育事務所による法律相談体制の強化 | |

戦略4 教職員の人材育成・意識改革

(1) 勤務実態の把握、マネジメントの推進

- | | |
|--|--|
| ①教職員庶務事務システム、ICカードによる勤務実態の把握 | |
| ②メンタルヘルスセルフチェック(ストレスチェック)実施による職場環境の把握・支援 | |
| ③働き方改革に関する中期学校経営方針の位置付け | |

(2) 意識啓発・研修

- | | |
|-------------------------|--|
| ①働き方改革に関する意識啓発 | |
| ②働き方改革の視点を盛り込んだ研修の開発・推進 | |

柱8

学び続ける教職員

教職員は自ら学び続け、資質・能力の向上を図り、使命感や情熱を持って職責を果たします

実現策

教職員の育成、
優秀な教職員の確保

① 時代の変化に対応した教職員の人材育成の強化

・学校運営力の向上に向けた研修の充実 等

② 学び続ける教職員のための環境づくり

・教職員の e ラーニングシステムの活用 等

③ 優れた教職員の確保

・採用方法の工夫 等

指標

施策	指標	2017年度 (平成29年度)	2022年 (平成34年度)
施策1 教職員の育成、 優秀な教職員の 確保	学校の授業は分かりやすいと答える児童生 徒の割合 <横浜市学力・学習状況調査>	小：76.0% 中：64.0%	小：80% 中：70%

想定期量

施策	項目	2017年度 (平成29年度)	2022年 (平成34年度)
施策1 教職員の育成、 優秀な教職員の 確保	海外研修派遣者数	48人／年	200人(延べ)
	企業等研修派遣者数	791人／年	4,000人(延べ)
	特別支援学校教諭免許状取得支援により 免許状を取得した人数 【再掲】	92人	580人 (5か年累計)
	臨時の任用職員・非常勤講師研修の実施	12回／年	75回(延べ)
	新たな教育センターの施設確保に向けた 事業推進	検討	推進
	教職員志望者向け説明会の実施回数	154回／年	600回(延べ)
	教職員志望者向け学校見学会の参加者数	59人／年	200人(延べ)

施策① 教職員の育成、優秀な教職員の確保

■ 現状と課題

○教員の大量退職・大量採用により、経験年数25年以上のベテラン層の割合が減る一方で、経験年数が10年以下の教員が増加し、全体の5割を超えてます。いじめ、不登校、子どもの貧困等、学校における課題が複雑化・多様化していることや、学習指導要領の改訂等を踏まえ、引き続き、教職員が学び続けることができる環境づくりや効果的・効率的な教職員の育成が求められています。また、持続可能な学校運営や教育の質の向上のためにも、実践力や専門性を備えた優秀な教職員の確保が重要です。

○今後は、採用者の多くが出産・子育て世代に移行していくため、産休・育休取得者の増加が見込まれます。教職員が安心して働くことができるよう、十分な代替教職員を確保していく必要があります。

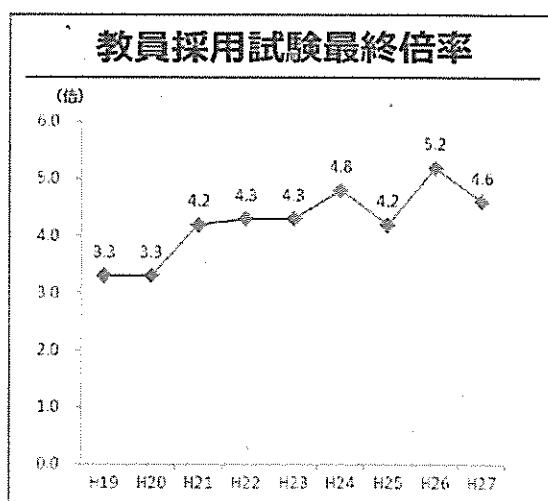
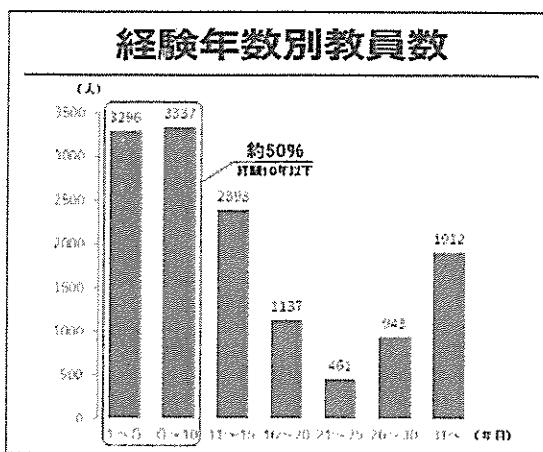
○一方で、採用者の多くがミドルリーダー層になることで、学校運営の中で力を発揮できる人材が増えることが見込まれています。ミドルリーダーの中から次世代の学校リーダーを育成できるよう、継続的な支援が必要となります。

○学校内の人材育成力を高めるためにも、キャリアステージに応じて、学校内での自分の立場や役割に責任をもち、やりがいや成長を感じることができるようなOJT⁸⁶の推進方法が求められています。そのためにも、特に経験の浅い教員を指導・助言する教員の育成が必要になります。

○eラーニング⁸⁷等の活用により、効率的・効果的な研修の実施や、全市の教職員が同じ条件で質の高い研修等を受けることができるシステムの構築が必要です。

○採用後すぐに子どもや保護者と適切に関わり教育活動を行うことができるよう、教員志望の学生等が採用前から一定の実践力や専門性を身に付けるため、養成段階から大学等と連携し、即戦力となる教員を養成することが必要です。

○2013（平成25）年に教育文化センターが廃止されたことに伴い、設備の整った研究スペースがない、研究・研修・教育相談施設が分散している、ホール及び併設する研修室がないなどの課題が生じております。新学習指導要領や新たな教育課題へ対応するためにも、新たな教育センターのための施設確保が必要となっています。



86 On the Job Training の略（日常の業務を通してした職場教育）。

87 ウェブ上で必要な知識等を学習できるシステム。

■ 主な取組

① 時代の変化に対応した教職員の人材育成の強化

全ての学校管理職・教職員が、学校の置かれた状況の変化に対応し、各学校のよさを生かしながら、よりよい学校をつくっていくために、キャリアステージに応じた資質・能力を身に付けることができるような支援を行います。

取組名	取組内容
学校運営力の向上に向けた研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理職のマネジメント力向上のため、組織・経営マネジメント力の研修や企業等研修派遣を実施。 ● 次世代の学校リーダーの育成を目指し、「横浜市 教員のキャリアステージにおける人材育成指標」における第3ステージの目指す姿を示すことで、個々の教職員の実績等に応じた研修体系の充実。
授業力の向上【一部再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ● より客観的な根拠に基づいた授業改善と授業力の向上のため、「横浜市学力・学習状況調査」の個人単位での分析を推進。 ● 異校種間の交流を含め、各教科等の研修を充実することで、教員の授業力を向上。 ● 授業改善支援センター（ハマ・アップ）における教員の授業力向上を支援する「授業づくり講座」の実施や、「匠の授業」を実施。 ● 自身のキャリアステージに応じた授業力等の充実した研修を実施。
学校の人材育成力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理職や主幹教諭、人材育成マネジメント研修受講者等、OJTを推進する教職員を対象とした研修の実施。
大学と連携した人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学教員による校内OJTへの支援や、大学及び教職大学院への教員の派遣による教職員の資質・能力の向上。

② 学び続ける教職員のための環境づくり

全ての学校管理職・教職員が人材育成指標に基づき、自身のキャリアステージに応じて自ら学び続けることができるよう、育成制度、研修制度等の環境を整えます。

取組名	取組内容
教職員のeラーニングシステムの活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 全市の教職員が時と場所を選ばずに、質の高い学びを得られるようにeラーニングシステムを構築。
学び続ける教職員の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 「社会に開かれた教育課程⁸⁸」の実現に向けて、教職員が新しい視点をもって学び続けることができるよう、企業等研修派遣を実施。 ● 教員自身がグローバルな視点を養い、異文化への理解を深め、コミュニケーション力をはじめとした資質・能力の向上を図ることで、児童生徒をグローバル人材として育成していく指導力を高めるため、海外研修派遣を実施。
特別支援学校教諭免許状の取得支援 NEW【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ● 教員の専門性の向上に向け、神奈川県と連携した特別支援学校教諭免許状の取得促進のための事業推進や同免許状取得に係る大学等における単位取得のための受講料補助等を検討。
臨時の任用職員・非常勤講師研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後も学校において重要な役割を担う、臨時の任用職員・非常勤講師について、より一層研修機会の充実を図り、チーム学校の一員として能力を発揮していくために学ぶ環境を整備。
新たな教育センターの施設確保に向けた事業推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな教育センターに必要な機能や施設規模、実施手法等の検討を進め、施設確保に向けた事業を推進。

88 「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもに育むような教育課程。

③ 優れた教職員の確保

社会情勢に応じた採用方法の改善や、対象者に応じたきめ細かな広報活動や見学機会の提供により、より優れた人材を確保していきます。横浜の教育へ情熱をもつ人材の確保を図ります。また、大学との連携・協働の推進等により、教員の養成と育成をより一体的に進めます。

取組名	取組内容
採用方法の工夫	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、教員の大量採用が続くことが想定される中で、学習指導要領の改訂等を踏まえ、様々な教育的ニーズに対応できる優れた人材を確保することができる選考方法を実施。
教員養成段階の取組	<ul style="list-style-type: none"> 「よこはま教師塾『アイ・カレッジ』⁸⁹」を実施することで、教員としての資質や実践力等を高めた人材を育成。また、大学等と連携・協働し、積極的に学校体験活動や教育実習を行う学生を受入。
潜在教職員の発掘	<ul style="list-style-type: none"> 年度初めや年度途中からの産休・育休取得者の増加に伴い、正規の教職員だけでなく、臨時の任用職員の確保も重要。そのため、現在は教員として働いていない教員免許保有者に対し、積極的に募集情報等を発信。
多様な働き方や採用形態の推進	<ul style="list-style-type: none"> 子育てや介護等を担う教員の増加が見込まれるため、教職員版フレックスタイム制度の試行的実施やテレワーク等の実施に向けた検討を開始。 大量退職のピークは過ぎたものの、経験年数の少ない教員が多数を占める中で、今後も学校現場で培った豊富な知識や経験を持ち、意欲と能力のある教員を、定年退職後に再任用教員や非常勤講師等として、引き続き活用。
広報の充実による優れた人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市の特色ある教育施策や若手教員へのサポート体制等、横浜の魅力を伝えるため、教職課程を置く大学や地方会場における採用説明会を開催。 教職課程を置く首都圏の大学にて、「よこはま教師塾『アイ・カレッジ』」について、説明会を実施。 実際に横浜の学校現場を体験できる学校見学会を実施。参加者数の増加や参加者の満足度向上のために、定員の拡充や実施内容を充実。

コラム

大学と連携した教員養成

横浜市では、52の大学等と協定を締結し、「横浜市大学連携・協働協議会」を活用して、教員養成のための連携・協働を行っています。着任前の学校体験活動や効果的な教育実習、相互交流の実施等により、横浜市と連携大学が相互に協力・支援し合うことで、教員養成の質や学校における教員の資質・能力の向上を図ります。

⁸⁹ 横浜市の教員志望者を対象に、「横浜市が求める着任時の姿」を目標に教員を養成。

第9

安全・安心な環境

学校施設の計画的な建替えや保全等を進め、子どもの安全・安心を確保します

施策1

安全・安心な教育環境
の確保

① 児童生徒の安全確保

・非構造部材（外壁・サッシ等）落下防止対策 等

② 快適な教育環境の整備

・特別教室（図書室、理科室、美術室（図工室）、調理室（家庭科室））への空調設備の設置 等

③ 学校施設の計画的な保全

・計画的な保全と長寿命化

施策2

学校施設の計画的な
建替えの推進

① 学校施設の計画的な建替え

・建替えに向けた検討・事業着手 等

② 自然環境に配慮した学校施設の整備

・省エネルギー施設の整備 等

指標

施策	指標	2017年度 (平成29年度)	2022年 (平成34年度)
施策2 学校施設の計画的な建替え	建替工事着手校数	一	9校

想定事業量

施策	項目	2017年度 (平成29年度)	2022年 (平成34年度)
施策1 安全・安心な教育環境の確保	特別教室（図書室、理科室、美術室（図工室）、調理室（家庭科室））への空調設備の設置校数	286校	全校 (2019年度)
	トイレの洋式化率	80%	85%
施策2 学校施設の計画的な建替えの推進	☆基本構想着手校数	3校	27校
	☆基本設計着手校数	一	21校
	☆実施設計着手校数	一	15校

■ 現状と課題

- これまで、児童生徒の安全を確保するため、「横浜市耐震改修促進計画」（2006（平成18）年策定）に基づき、2015（平成27）年度までに学校施設の耐震化を完了させるとともに、2017（平成29）年度までに全ての防火防煙シャッターに危害防止装置を設置しました。また、体育館トイレの洋式化や多目的トイレの設置については、2017（平成29）年度に全校で完了させています※。
※学校の大規模改修等が予定されている学校を除く。
- 横浜市では学齢期人口の増加に合わせ、昭和40年代から50年代にかけて学校施設を集中的に整備してきたことから老朽化が進行しており、学校施設の安全確保が強く求められています。
- 子どもの安全・安心の確保を最優先で進めるとともに、より良い学習環境の提供や防災対策の観点からも、学校施設の環境改善を実施していく必要があります。
- 特別教室（図書室、理科室、美術室（図工室）、調理室（家庭科室））の暑さ対策やトイレの洋式化等を行うことにより、子どもが快適に教育を受けられる環境を整える必要があります。
- 学校における災害時の防災対策として、児童生徒用の飲食料等については、2015（平成27）年度までに全校に配備しており、引き続き更新を実施する必要があります。防災ヘルメットについては、毎年、小学校・特別支援学校小学部の1年生を対象に配備を行っています。
- 2014（平成26）年の台風18号により市内で発生したがけ崩れを受け、2014（平成26）から2015（平成27）年度にかけて学校敷地におけるがけ等の調査を実施し、2015（平成27）年度から工事を実施しています。引き続き、学校敷地にあるがけ地の安全対策を進める必要があります。
- 2018（平成30）年6月の大阪府北部地震を受け、現行の建築基準法の仕様に合致しないことが判明した61校（2018（平成30）年8月現在）の学校施設のブロック塀について、必要な対応をできるだけ速やかに進める必要があります。

■ 主な取組

① 児童生徒の安全確保	
-------------	--

非構造部材（外壁・サッシ等）の落下防止対策等、子どもの安全・安心の確保を最優先で進めるとともに、児童生徒用飲食料等の更新等、防災対策も進めます。

取組名	取組内容
非構造部材（外壁・サッシ等）落下防止対策	●児童生徒の安全を確保するため、非構造部材（外壁・サッシ等）の落下防止対策を実施。
児童生徒用の飲食料等の更新	●2015（平成 27）年度に全校配備が完了した災害発生時の児童生徒用の飲食料等について、引き続き賞味期限等の到来に先立ち更新を実施。
防災ヘルメットの配備	●小学校及び特別支援学校小学部の1年生を対象に防災ヘルメットを配付し、学校生活中の災害に備えるとともに、児童の安全を確保。
学校敷地にあるがけ地の安全対策	●調査に基づいて対策工事が必要であると判断された学校敷地にあるがけ地について、計画的に安全対策工事を実施。
学校のブロック塀の安全対策 NEW	●現行の建築基準法の仕様に合致しないことが判明した学校施設のブロック塀等についての速やかな解体撤去及びフェンス等の再設置。

② 快適な教育環境の整備	
--------------	--

特別教室（図書室、理科室、美術室（図工室）、調理室（家庭科室））の空調設備の設置や、トイレの洋式化を進めることで、子どもが快適に過ごすことができる環境を整備します。

取組名	取組内容
特別教室（図書室、理科室、美術室（図工室）、調理室（家庭科室））への空調設備の設置	●図書室や理科室等の特別教室については、引き続き空調設備の設置を進め、全校設置を完了。
トイレの洋式化	●子どもがいつでも快適にトイレを使用し、よりよい学校生活を送ることができるようトイレの洋式化を推進。

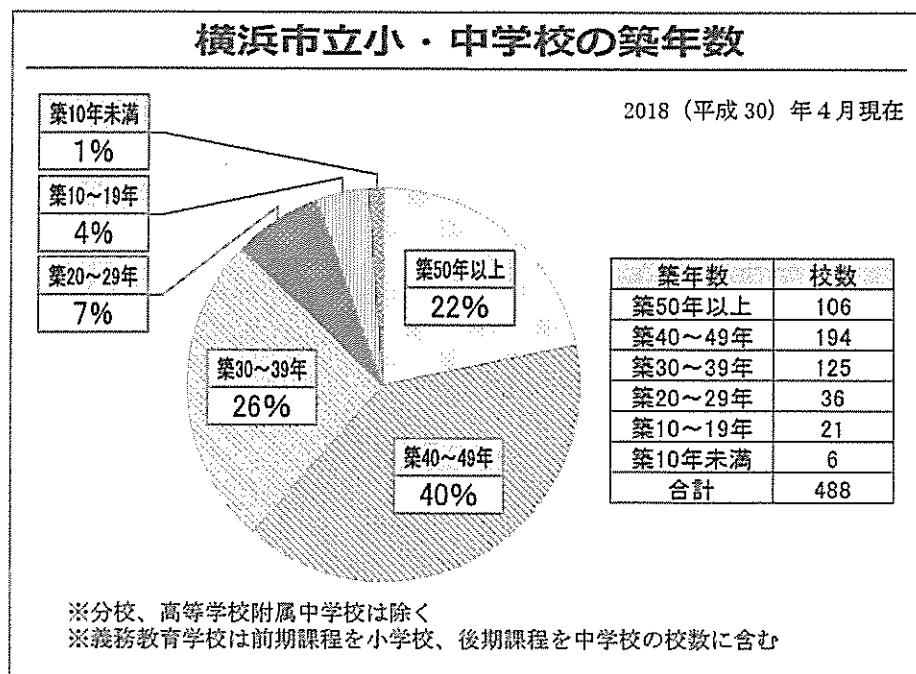
③ 学校施設の計画的な保全	
---------------	--

横浜市では学齢期人口の増加にあわせ、昭和40年代から50年代にかけて学校施設を集中的に整備してきたことから、老朽化が進んでいるため、学校施設の計画的な保全と長寿命化の取組を進めます。

取組名	取組内容
計画的な保全と長寿命化	●2018（平成30）年に横浜市で策定した「学校施設の長寿命化計画（学校保全・更新計画）」に基づき、定期的な点検の実施等、施設の状態把握を行うとともに、学校施設の長寿命化を図るために、防水改修等の保全工事を計画的に実施。

■ 現状と課題

- 従来は築40年程度で建替えを行っていましたが、現状では約6割の学校が築40年以上経過しています。そこで、2017（平成29）年に「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」を策定し、計画的に建替えを進めることとしました。
- 学校施設の建替えは70年に一度の貴重な機会です。この機会を捉え、建替え以外の手法では改善が見込めないような施設面の機能向上や課題解決を図ります。
- 学校施設の建替えの際には、学校規模の適正化の検討や、教育効果の向上を見込むことができる他施設との複合化等についても留意し、地域と共に子どもをよりよく育むための教育環境を整えます。
- 学校施設の建替え時等には、自然環境や省エネルギーに配慮し、児童生徒の環境教育にも活用できる施設の整備を進めます。



■主な取組

①学校施設の計画的な建替え

学校施設の建替えの実施に向けて、国費の導入に必要な調査等を実施します。また、新しい学習内容を柔軟に取り入れられるように配慮しながら、長期的な視野を持ち、学校関係者や地域の方の意見を踏まえて、建替えを進めます。

取組名	取組内容
☆建替えに向けた検討・事業着手	●学校施設の建替えの実施に向けて、国費導入に必要な調査等を実施。また、学校関係者や地域の代表者等と検討の場を設け、建替えの構想や設計に反映。
学校施設の複合化等の検討	●建替え時には、学校施設と他の公共施設等との複合化等を検討し、その機能を授業や学校行事等、学校教育でも活用。
新しい教育内容を踏まえた整備水準等の見直し NEW	●学校施設の建替事業の着手を契機に、新しい教育内容を踏まえ、より教育現場のニーズに対応した施設とするため、学校施設の整備に係る基準等の見直しを実施。

②自然環境に配慮した学校施設の整備

学校施設の建替え等を契機に、より環境に配慮した学校施設を整備し、児童生徒の環境教育にも活用できるようにします。また、自然光、雨水の利用や断熱材等の活用により、省エネルギーに配慮した学校整備を進めます。

取組名	取組内容
☆省エネルギー施設の整備	●省エネルギー性能に優れたLED照明器具や空調設備等を導入し、日除け効果があるバルコニーを設置。 ●エネルギーのロスを最小限にするため壁や窓の断熱化を検討。 ●太陽光を活用した設備の設置。
☆自然と共生する施設の導入	●雨水をろ過処理してトイレや校庭の散水に利用できる雨水利用施設を整備。 ●ハイサイドライト90や吹き抜け等を活用した自然採光・自然換気の取り入れを検討。
木材利用の促進	●森林環境譲与税を活用し、地域材等を利用した、内装等の木質化を促進。 ●木造校舎への建替整備手法について検討。

柱10

地域とともに歩む学校

地域とともに子どもをよりよく育む教育環境を整えます

施策1 学校規模の適正化

① 小規模校や過大規模校の対策

- ・小規模校の適正規模化 等

② 通学区域の調整

- ・通学区域の変更・弾力化

施策2 地域の状況を踏まえた 学校づくり

① 地域学校協働活動の推進

- ・学校・地域コーディネーターの地域学校協働活動推進員への委嘱 等

② 学校施設の複合化等の検討

- ・学校施設の複合化等の検討

指標

施策	指標	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策2 地域の状況を踏まえた学校づくり	保護者や地域の人との協働 [※] による取組は、学校の教育水準の向上に効果があったと答える学校の割合【再掲】 <全国学力・学習状況調査>	—	小 100% 中 90%

※ 学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営等の活動を想定

実行計画

施策	項目	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策1 学校規模の適正化	市場小学校けやき分校の開校(新設)	実施設計	開校 (2020年4月)
	箕輪小学校の開校(新設)	実施設計	開校 (2020年4月)
	上菅田笠の丘小学校の開校(統合)	条例改正	開校 (2020年4月)
	池上小学校・菅田小学校の学校規模適正化等	検討	実施
	嶮山小学校・すすき野小学校の学校規模適正化等	検討	実施
	野庭中学校・丸山台中学校の学校規模適正化等	検討	実施
施策2 地域の状況を踏まえた学校づくり	☆地域学校協働活動推進員(学校・地域コーディネーター ⁹¹⁾ の配置校数【再掲】	236校	全校

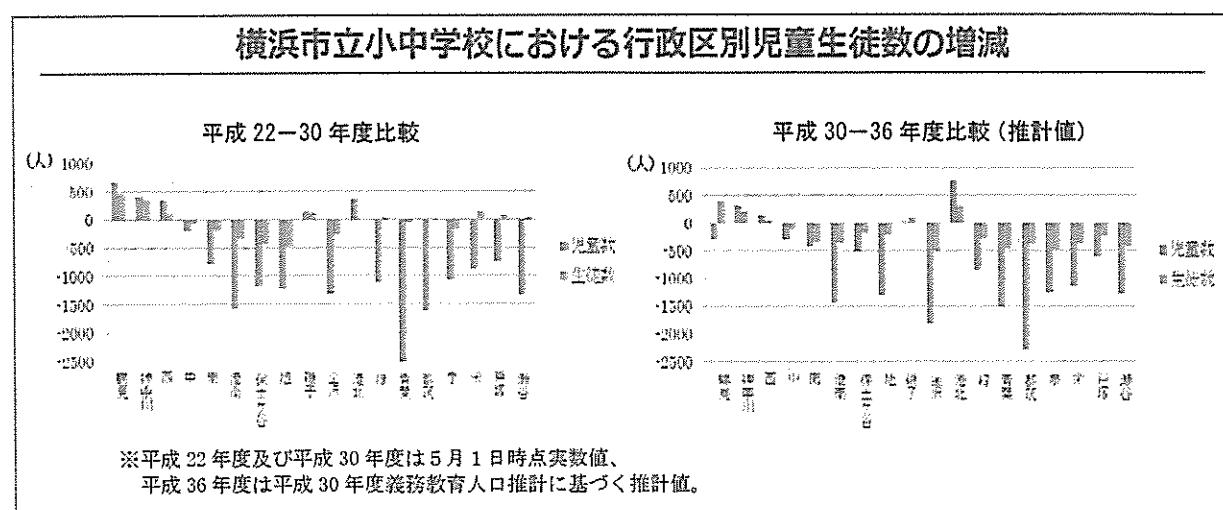
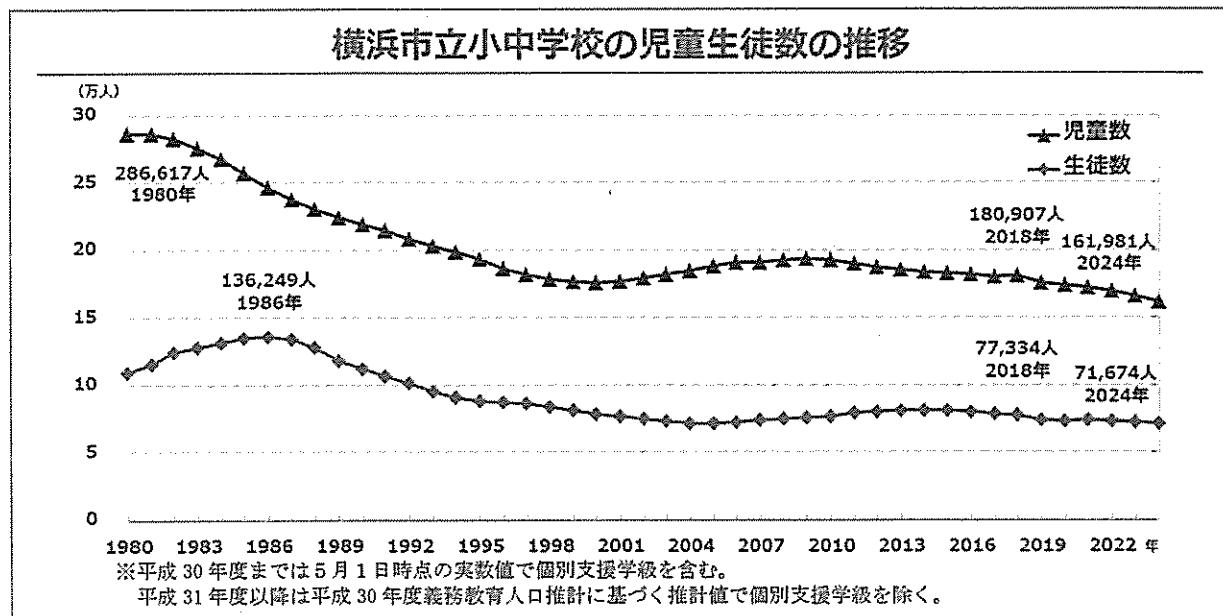
91 地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを進めるため、学校と地域を結ぶ役割を担う人材。

施策①

学校規模の適正化

■ 現状と課題

- 市内北部や臨海部を中心とした集合住宅の開発等による児童生徒数の急増や、市内西部や南部等における少子化による児童生徒数の減少等が生じており、地域の状況に応じた学校規模の適正化が必要となっています。
- 小規模校（小学校 11 学級以下・中学校 8 学級以下）では、子ども同士がよく知り合うことができ、人間関係を密にすることができますが、クラス替えのできない学年が生じることや、友人や学級間の交流が少なくなるため、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合う機会が少なくなることにより、課題が生じるおそれがあります。
- 準適正規模校（25～30 学級）では、保有教室数や特別教室数等が充足している場合は、教育指導面において適正規模校（12～24 学級）と遜色ない教育を進めることができますが、過大規模校（31 学級以上）では、特別教室、体育館、プール等の施設を使用する授業の割り当てが難しくなるなどの課題があります。
- 通学区域に関する問題を解消するため、通学区域の変更や弾力化を推進する場合は、保護者や地域住民の理解や協力を得ながら進めていく必要があります。



■ 主な取組

① 小規模校や過大規模校の対策

子どもの教育環境を改善するため、地域の状況に応じて通学区域の見直しや学校の統合・分離新設による学校規模の適正化を進めます。

取組名	取組内容
通学区域の変更・弾力化による学校規模の適正化	●小規模校、過大規模校の解消を進め、子どもの教育環境を改善するため、基本的な学校規模の適正化方策については、保護者や地域住民の理解や協力を得ながら、通学区域の変更や弾力化等の手法を検討し実施。
小規模校の適正規模化	●通学区域の変更・弾力化等が実施できない場合や、実施によっても小規模校の状態が解消しない場合には、学校の統合について検討を実施。
過大規模校の適正規模化	●児童生徒の急増により、準適正規模校や適正規模校が過大規模校となることが見込まれる場合や教室不足が見込まれる場合には、学校の分離新設や増築等による対策だけではなく、早期に大幅な通学区域の変更等を実施。

② 通学区域の調整

現行の通学区域について、学校規模や通学距離及び通学安全、地域コミュニティとの関係等の観点から課題が生じる場合には、通学区域の変更や弾力化等の調整を検討します。

取組名	取組内容
通学区域の変更・弾力化	●自治会・町内会区域を分割する通学区域において、地域からまとまつた要望が出た場合は、同一の自治会・町内会の子どもが同一の学校に通学することができるようにするなどの見直しを検討。 ●小学校の通学区域が2校以上の中学校の通学区域に分かれている場合で、同一中学校への進学者が極端に少なくなるときには、多数の進学者と同一の中学校に就学できるように通学区域の設定・変更、または、特別調整通学区域の設定等を検討。 ●小規模校と過大規模校が隣接するなど、学校規模に不均衡が生じている場合は、各学校が適正規模となるように、通学区域の変更等を検討。

コラム

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」概要 (2018(平成30)年12月改訂)

子どもの教育環境を改善することを目的として、市立小・中学校の通学区域制度や適正な学校規模について定めるとともに、小規模校及び過大規模校の対策や通学区域の調整を推進する際の根拠となるものです。また、「横浜教育ビジョン2030」において示されている、「豊かな教育環境」の整備に向けて、方策の方向性を示すものです。

この基本方針に基づき、適正な通学区域制度の運用や学校規模の適正化を推進します。

また、学校規模の適正化にあたっては、「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」(2017(平成29)年策定)を踏まえ、学校施設の建替えも考慮した、老朽化対策と機能改善についても検討し、効率的な施設整備を推進します。

■ 現状と課題

- 「社会に開かれた教育課程⁹²」の実現に向け、学校が保護者や地域住民等と目標を共有し、地域と連携・協働しながら子どもを育むことが求められています。そのため、地域学校協働活動を推進するとともに、地域と共に子どもをよりよく育む教育環境を整えていく必要があります。
- 学校は子どもが多くの時間を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域の防災や生涯学習、まちづくり等の様々な役割も担っているため、学校施設の建替えに当たっては、教育効果の向上を見込むことができる他施設との複合化等についても検討する必要があります。

■ 主な取組

① 地域学校協働活動の推進

学校と地域が目標を共有し、連携・協働しながら社会全体で子どもを育んでいくことができるよう、地域学校協働活動を推進します。

取組名	取組内容
☆地域学校協働本部 ⁹³ の整備 NEW 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ● 「地域学校協働本部」の3要素である、「コーディネート機能」、「多様な活動」、「継続的な活動」を意識して活動できるよう体制を整備。 ● 小中一貫教育推進ブロック（以下「ブロック」といいます。）の50%に統括的な地域学校協働活動推進員を配置し、ブロック内の連携・協働を促進。 ● 「地域学校協働活動の推進に向けて」の配布や研修等を通して、地域や学校へ周知。
学校・地域コーディネーターの地域学校協働活動推進員への委嘱 NEW【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動中の学校・地域コーディネーターに対し、校長の推薦を得て、「地域学校協働活動推進員」を委嘱。
地域学校協働活動推進員（学校・地域コーディネーター）の養成・育成・組織化 NEW【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続的な体制づくりを目指し、推進員向けに研修会を実施し、ブロックや区単位の交流会の実施を通して、地域学校協働活動推進員（学校・地域コーディネーター）間のネットワークを構築。

② 学校施設の複合化等の検討

学校は子どもの学習、生活の場であるとともに、地域におけるまちづくりの中心的な役割も期待されています。70年に一度の建替えは、地域の課題解決の貴重な契機でもあるため、建替時には子どもだけでなく、地域にとっても望ましい施設となるよう、区役所や関係局、学校関係者や地域の方たちと共に、学校施設の複合化等を検討します。

取組名	取組内容
学校施設の複合化等の検討 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ● 建替時には、学校施設と他の公共施設等との複合化等を検討し、その機能を授業や学校行事等、学校教育でも活用。

92 「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもに育むような教育課程。

93 従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より幅広い層からより多くの地域住民や団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。

柱11

市民の豊かな学び

生涯にわたって主体的に学び、心豊かな生活につながるよう、市民の学びの環境を整えます

施策1 生涯学習の推進

① 生涯学習の推進

- ・生涯学習に関する職員への研修の充実 等

② 読書活動の推進

- ・「第二次横浜市民読書活動推進計画」の策定 等

施策2 図書館サービスの充実

① 子どもの読書習慣の定着と市民の学びの支援

- ・誰もが利用しやすい図書館づくり 等

施策3 横浜の歴史に関する学習の場の充実

① 歴史学習の機会の充実

- ・魅力ある展示の充実 等

② 文化財の保全・活用

- ・「歴史文化基本構想」の策定 等

指標

施 策	指 標	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年度 (平成 34 年度)
施策 2 図書館サービス の充実	市立図書館の新規登録者数	60,287 人	60,000 人 (5か年平均)

想定事業量

施 策	項 目	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年度 (平成 34 年度)
施策 1 生涯学習の推進	「横浜市生涯学習基本構想」の改訂	—	改訂
	「第二次横浜市民読書活動推進計画」の策定	検討	策定 (2019 年度)
	地域で読書活動を担うボランティア講座実施回数	80 回/年	80 回/年
施策 2 図書館サービス の充実	図書館サービスの充実のための基本方針策定（図書館情報システム等）	—	策定
	学校の授業支援等のためのセット貸出用図書の冊数	3,920 冊	4,500 冊
	レファレンス回答事例のホームページ公開 ⁹⁴	1,071 件	1,200 件
施策 3 横浜の歴史に関する学習の場の充実	歴史博物館等による講座開催回数	64 回/年	65 回/年
	「歴史文化基本構想」の策定	検討	策定 (2021 年度)

94 市民の学びや課題解決を支援するため、図書館の資料を使って調べものや資料・情報探しの支援を行うサービスにおいて、過去に回答した事例をホームページ等で公開。

施策1

生涯学習の推進

■ 現状と課題

生涯学習の推進

○横浜市では、「第3次横浜市生涯学習基本構想」(2011(平成23)年策定)に基づき、市民が主体的に地域課題の解決に向かうよう、各区の社会教育主事(補)の任命のほか、社会教育コーナーと連携し、生涯学習関係職員への研修・相談支援や、国や県からの研修案内等の情報提供を実施し、生涯学習を推進してきました。

○市民が主体的に地域課題の解決に向かう姿を目指し、関係局と連携しながら生涯学習に関する職員向けの研修を充実させる必要があります。また、市民活動・生涯学習支援センター(以下「区版センター」といいます。)の職員に対して、各区の特性や職員の勤務形態に応じた研修を実施することが求められています。

○保育ボランティアグループの立ち上げや、おはなし会ボランティア養成講座の実施等により、地域課題を解決する担い手の発掘・育成に取り組みました。担い手の高齢化が進んでいることから、若手や企業等、新たな人材を発掘・育成していく必要があります。

○これまでの取組の成果と課題や、時代とともに変化する社会情勢を踏まえ、「横浜市生涯学習基本構想」の改訂を行う必要があります。

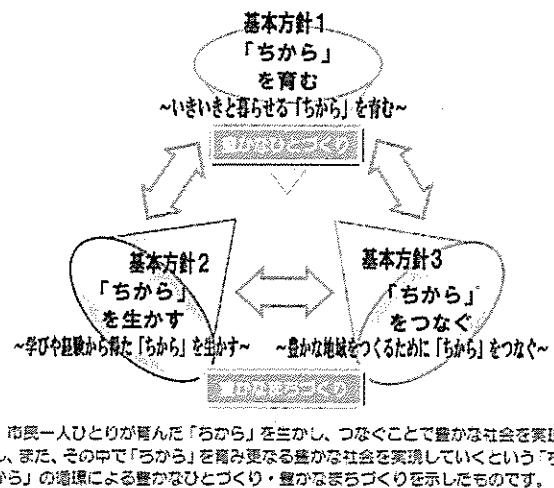
読書活動の推進

○「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」(2013(平成25)年施行)に基づき、「横浜市民読書活動推進計画」(2014(平成26)年策定)(以下「読書計画」といいます。)を策定し、各区の地域性に応じた取組を推進しました。現行の読書計画を振り返り、成果と課題を基に、「第二次読書計画」を策定する必要があります。

【読書計画に基づく読書活動の概要】

重点項目	主な活動
1 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進	子どもたちの身近な場所における読み聞かせ、保護者に向けた本の紹介や読み聞かせ講座等
2 成人の読書活動の推進と担い手の拡大	読書活動推進ネットワークフォーラムの開催、初心者向けの講座の開催や活動場所の提供等
3 読書活動の拠点の強化と連携	図書館における地域情報の収集、郷土史講座等の開催、図書館と地域の大学や企業、区内施設との連携強化
4 区の地域性に応じた読書活動の推進	各区の読書活動の目標に基づく地域性に応じた取組 (読書施設マップの作成、多言語によるおはなし会ほか)

第3次横浜市生涯学習基本構想



■ 主な取組

① 生涯学習の推進	
市民が主体的に地域の生活上の課題や社会的な問題に関わり、豊かなまちづくりにつなげていくため、生涯学習に関する職員の研修や地域の担い手の育成に取り組みます。また、その成果や課題を踏まえながら、「横浜市生涯学習基本構想」の改訂を行います。	
取組名	取組内容
生涯学習に関する職員への研修の充実	<ul style="list-style-type: none">● 市民が主体的に地域課題の解決に向かう姿を目指し、生涯学習に関する職員に対して、生涯学習の理念や社会教育の意義を共有するとともに、地域課題の解決を担うグループの立ち上げ、継続及び発展を支援するノウハウを提供するなど、研修を充実。● 職員の体制や区の現状に合わせた個別研修の実施。
担い手の発掘と育成	<ul style="list-style-type: none">● 地域課題を解決するために、学習活動を基盤として、大学や企業等を取り込んだ事業を行い、新たな担い手を発掘・育成。
横浜市生涯学習基本構想の改訂	<ul style="list-style-type: none">● 職員研修と担い手育成の取組の成果や課題を踏まえ、「横浜市生涯学習基本構想」を改訂。

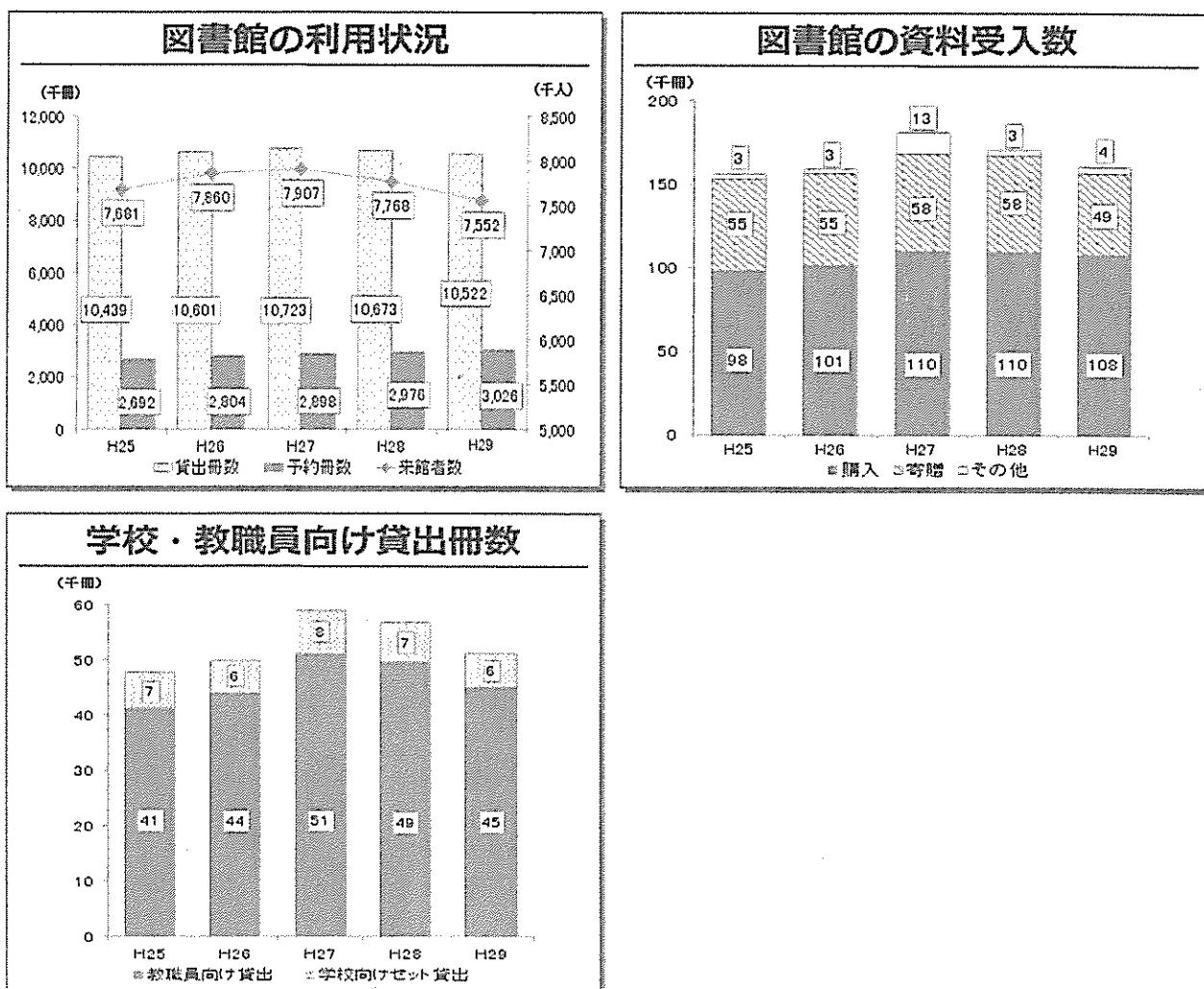
② 読書活動の推進	
横浜市民の読書活動の推進に関する条例に基づき、「第二次横浜市民読書活動推進計画」を策定し、各区の地域性に応じた取組を推進します。	
取組名	取組内容
「第二次横浜市民読書活動推進計画」の策定 NEW	<ul style="list-style-type: none">● 施策の具体的な活動の指針である「横浜市民読書活動推進計画」(2014(平成26)年策定)の計画期間が2018(平成30)年度末に終了するため、市民の意見も踏まえながら「第二次読書計画」を策定し、引き続き、地域全体で読書活動を推進。
読書の日や読書活動推進月間等を活用した普及啓発事業の推進	<ul style="list-style-type: none">● 毎月23日の「市民の読書の日」、11月の「市民の読書活動推進月間」等を活用したイベントや、地域の施設や読書活動団体、企業等と協力した普及啓発事業を実施。

施策2 図書館サービスの充実

■ 現状と課題

○図書館の来館者数や貸出冊数の推移は、この5年間おおむね横ばいの状況ですが、予約冊数は増加しております。蔵書に対する利用者の要望に十分に応えられていません。隣接市との相互貸出利用等による利便性の向上を図るとともに、市民の学びや課題解決を支援するレファレンスサービスにも積極的に取り組んできましたが、利用者の蔵書及びサービスへの要望は多様化しており、選択と集中により蔵書の構成に特色を出していくことや図書館サービスを充実させていくことが必要です。限られた予算の中で、市民の読書ニーズに応え、地域の情報拠点として蔵書をどのように充実させていくかは大きな課題です。また、子どもに読書習慣を定着させるために、子どもや子どもを取り巻く大人へ働きかけを行っていくことが重要です。

○2013（平成25）年度より横浜市立小・中・特別支援学校に学校司書を配置し、2016（平成28）年度には全校に配置しました。市立図書館では、学校司書や読み聞かせボランティア等への研修、授業で必要な図書の貸出等により学校図書館を支援しています。学校図書館が充実したものとなるよう、引き続き支援をする必要があります。



■ 主な取組

① 子どもの読書習慣の定着と市民の学びの支援

図書館サービスを充実するために、図書館運営・サービスの根幹である図書館情報システムの機能について、方針を決定します。また、乳幼児期から読書に触れ合う機会を提供して子どもの読書習慣の定着を支援し、生涯に渡って市民の課題解決を支える蔵書とレファレンスの充実を図ります。

取組名	取組内容
誰もが利用しやすい図書館づくり	<ul style="list-style-type: none">● 2021（平成33）年に開業100周年を迎える横浜市立図書館で、読書活動の推進に向けた記念イベント等を実施。● 2024（平成36年）1月に予定している図書館情報システムの更新に合わせ、先端技術やICタグ⁹⁵の導入、物流、施設管理等、図書館サービスを安定運営させる機能について外部の専門家等の意見を取り入れて方針を決定し、誰もが利用しやすい図書館サービスを充実。● 引き続き相互貸出利用ができる隣接市の拡大等を実施。● 図書館サービスを支える人材育成を計画的に推進。
子どもの読書習慣の定着への支援	<ul style="list-style-type: none">● 図書館は、市の読書条例の理念を踏まえ、乳幼児期からの読書活動を支援。未就学児とその保護者を対象とした、家庭での読書活動を推進。● 教職員向け貸出等、学校教育への協力や学校図書館充実のための支援を実施。● 読書習慣の定着に重要な時期であるティーンズ世代の読書活動を促進。
蔵書とレファレンスの充実	<ul style="list-style-type: none">● 厳しい財政状況の下、次の100年を見据えて残すべき価値のある資料を選定し、特色ある蔵書を構成。また、資料や情報源と「人」を結び付け、市民の学びや課題解決を支援するレファレンスを引き続き充実させていくとともに、刻々と変化していく社会情勢を考慮し、紙の書籍以外にオンラインデータベースの充実、資料を活用した情報発信、市の施策に関連した情報を提供することで、市民の課題解決を支援。

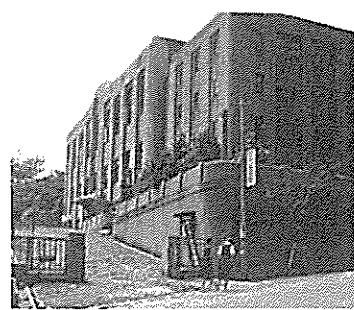
コラム

市立図書館の100年

市立図書館の始まりは、1921（大正10）年。横浜公園内の仮閲覧所でした。その2年後、関東大震災により建物と蔵書を焼失してしまいましたが、1927（昭和2）年、現在の中央図書館の場所に「横浜市図書館」が竣工。「野毛の図書館」として親しまれました（なお、中央図書館の開館は1994（平成6）年です）。

2館目の市立図書館は、1974（昭和49）年開館の磯子図書館です。その後、順次建設が進み、1995（平成7）年5月に緑図書館が開館し、1区に1館ずつ、計18館となりました。

2021年に市立図書館は開業100周年を迎えます。この間、コンピュータ化、ネットワーク化が進み、図書館のサービスも大きく変わりました。今後も図書館サービスの充実に取り組んでいきます。



く 横浜市図書館外観 1958(昭和33)年 >

95 図書館サービスの充実や業務の効率化につながる、蔵書管理番号を記録した非接触型タグ。

■ 現状と課題

- 市内に残る文化財は、横浜はもとより日本の歴史を知る上でも欠かせないものであり、市民の財産として、広く保存・活用を進めていくことが必要です。そのため、市民が身近に横浜の歴史を学ぶことができるよう、博物館・資料館等と連携した講座や企画展等を開催しています。今後、関係区局とも連携しながら、文化財等の歴史遺産を適切に保存・活用し、市民に広く紹介するとともに、観光資源としての魅力向上を図っていく必要があります。
- 「歴史文化基本構想」は、地域に存在する文化財を指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、市内の文化財を適切に保存・活用するためにも策定する必要があります。
- 文化財所有者の高齢化や文化財の経年劣化による修繕等の負担が大きな課題となり、次世代の方々が適切に引き継いでいくことが困難な状況になってきています。有形・無形を問わず、文化財の価値について市民から幅広く理解・協力を得られるよう、取組を進めることができます。

■ 主な取組

① 歴史学習の機会の充実	
市民の貴重な財産である文化財の保存・活用を的確に進め、博物館とも連携して市民の学習の機会を充実していきます。	
取組名	取組内容
魅力ある展示の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民ニーズを把握しながら、身近な横浜の歴史について理解が深まる魅力ある展示を実施。
歴史講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 横浜の歴史を幅広い視点で学ぶ講座や参加型の講座等、幅広い市民ニーズに対応して開催。
学校等で活用できるプログラムの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会科や総合的な学習の時間における土器づくり指導等、学校等の要望に応じた訪問授業の充実。

② 文化財の保全・活用	
文化財を適切に保存するため所有者への支援を実施するとともに、公開・活用していくための事業を実施します。また、市内の文化財を総合的に保存・活用する構想である「歴史文化基本構想」を策定します。	
「歴史文化基本構想」の策定 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内に存在する文化財を指定・未指定にかかわらず幅広く捉え的確に把握し、周辺環境まで含め総合的に保存・活用するための基本構想を関係区局と協力して策定。
イベント等での文化財の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化財の積極的な市民向け公開を始め、博物館・資料館等が学校や地域のイベントと連携して事業を実施。
民族芸能等の継承への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 民族芸能等を守るための支援を行うとともに、その魅力を発信。

柱12

家庭教育の支援

家庭は子どもの心身の調和のとれた発達、自立心の育成、生活習慣の確立を図り、行政は家庭教育を支援します



家庭教育支援の推進

① 家庭教育に関する適切な情報の提供

・家庭教育総合情報サイトの開設

② 保護者の学びや交流の促進

・保護者の学び・交流の場づくり事業

③ 関係機関や地域と連携した家庭教育支援

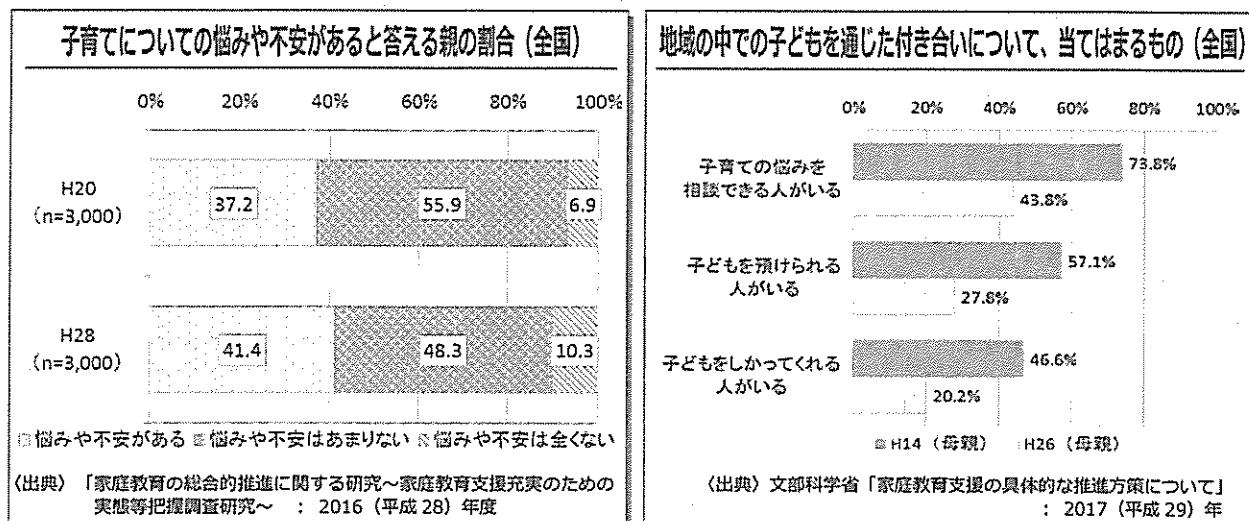
・幼児教育施設との連携促進 等



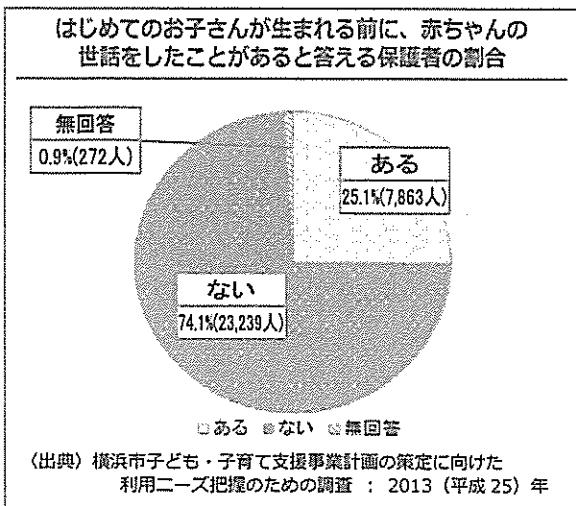
施 策	項 目	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年度 (平成 34 年度)
施策1 家庭教育支援の 推進	家庭教育に関する総合情報サイトの開設	—	開設 (2020 年度)

■ 現状と課題

- 家庭教育は全ての教育の出発点であり、家庭に教育の基盤をしっかりと築くことがあらゆる教育の基盤として重要です。父母その他の保護者は、子どもの教育について第一義的責任があり、子どもの心身の調和のとれた発達、自立心の育成、生活習慣の確立を図ることなどが求められます。
- 家族構成の変化や地域における人間関係の希薄化の影響を受け、家庭教育に関して身近に相談できる相手を見つけることが難しいために孤立してしまう傾向があることや、家庭教育に関する多くの情報の中から適切な情報を取捨選択することが難しいために悩みを深めてしまうことなど、家庭教育を行う困難さが指摘されています。
- 学齢期の子どもの保護者が、適切な情報の選択や判断を行うことができるよう支援することや、保護者の就労形態やニーズに合わせて家庭教育を学ぶ機会及び保護者同士が交流できる場の提供が必要です。



- 幼保小連携の取組が進み、子ども自身の育ちや学びが幼稚園や保育所等から小学校へつながるようになっています。未就学期における子育て支援施策は充実してきていますが、就学前の段階で、学校生活に関する情報が不足している、同じ学校に通う保護者同士のつながりがないなど、保護者が不安を抱えている場合があります。
- 少子化や核家族化の進行により、赤ちゃんや小さい子どもの世話を経験しないまま親になる人が増えています。



■ 主な取組

① 家庭教育に関する適切な情報の提供

保護者が安心して適切な情報の選択ができる、不安や悩みの軽減につながるよう、家庭教育に関する情報を集約し、発信していきます。

取組名	取組内容
家庭教育総合情報サイトの開設 NEW	● 家庭教育に関する制度の情報や、発達段階ごとの課題に応じた助言・支援情報等を、ウェブ上の総合情報サイトに集約し、発信。

② 保護者の学びや交流の促進

保護者が地域のつながりの中で安心して子育てができるよう、保護者同士のつながりや地域との交流を促進します。

取組名	取組内容
保護者の学び・交流の場づくり事業	● PTA、おやじの会、地域学校協働本部 ⁹⁶ 等と連携し、保護者が家庭での教育について学ぶ機会や保護者同士が交流を深める機会を創出。

③ 関係機関や地域と連携した家庭教育支援

幼稚教育施設や区役所、地域等と連携し、家庭教育の支援を充実していきます。

取組名	取組内容
幼稚教育施設との連携促進	● 幼稚園や保育所等と学校が連携し、未就学児の保護者の学校訪問等を推進。
将来親になる世代の子育て体験機会の充実	● 区役所や地域と学校が連携し、児童生徒が乳幼児と直接触れ合う機会や、乳幼児の保護者の話を聞く機会を創出。

96 従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より幅広い層からより多くの地域住民や団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。

柱13

多様な主体との連携・協働

学校、家庭、地域をはじめ、国内外の様々な関係機関や企業等が連携・協働し、子どもを育みます

施策1

多様な主体との連携・ 協働の推進

① 地域等との連携・協働の推進

・地域学校協働本部の整備 等

② 企業との連携・協働の推進

・横浜市の公民連携窓口「共創フロント」と連携した取組 等

③ 大学との連携・協働の推進

・横浜市立大学データサイエンス学部との連携による調査研究 等

想定期量

施 策	項 目	2017 年度 (平成 29 年度)	2022 年度 (平成 34 年度)
施策 1 多様な主体との 連携・協働の推進	☆地域学校協働活動推進員（学校・地域コ ーディネーター ⁹⁷⁾ の配置校数【再掲】	236 校	全校
	子どもアドベンチャーのプログラム数	79/年	100/年
	☆横浜市立大学データサイエンス学部との 連携による、客観的な根拠に基づくカリ キュラム・マネジメントの推進	—	推進

97 地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを進めるため、学校と地域を結ぶ役割を担う人材。

■ 現状と課題

- 「社会に開かれた教育課程⁹⁸」を実現するとともに、地域全体で子どもの学びや育ちを支えるために、地域学校協働活動を推進する必要があります。
- 関係機関や地域との連携強化により、登下校時の安全を確保していく必要があります。
- 大規模災害等の発生に備え、家庭や地域と連携した防災教育や防災対策を一層進める必要があります。
- 人口減少・超高齢社会が進展する中、共生社会の実現に向けた地域づくりを進めるため、福祉等に対する子どもの理解や関心を高めることが求められています。
- 2004（平成16）年に「児童生徒の健全育成に関する警察と学校の相互連携に係る協定書」が締結されて以来、数多くの事例の積み重ねや対話を通して、学校と警察の連携が円滑に行われるようになっていきます。子どもを取り巻く状況が複雑化・多様化する中、児童生徒の健全育成や非行防止等に向け、警察等の関係機関との連携を一層進めていく必要があります。
- 2016（平成28）年度より「はまっ子未来カンパニープロジェクト」を開始し、企業や地域等の協力を得て、社会課題の解決に関する体験型学習を進め、子どもの社会参画や地域貢献に対する意識が高まりました。今後は、より多くの企業から当該事業への理解・協力を得られるよう働きかけるとともに、参加校の拡大を図っていく必要があります。

はまっ子未来カンパニープロジェクトの実施

実施年度	参加学校数	協力いただいた企業等の数
2016	27	34
2017	27	47

- 市内の小中学生を対象に、民間企業・団体をはじめ、大学、公的機関等の協力を得て毎年実施している「子どもアドベンチャー」は「働く」ことの体験や、様々な社会体験を通じた「人との交流」の場と機会を提供しています。参加団体数は年々拡大し、プログラムが充実しています。

子どもアドベンチャーの実施

実施年度	実施プログラム数	参加団体数（うち企業）
2013	50	61(28)
2014	67	73(36)
2015	78	87(45)
2016	82	96(54)
2017	79	108(55)

- 教員の養成及び資質・能力向上を目的として、横浜市教育委員会と52の大学等が連携・協働に関する協定を締結しています。今後は、幅広い分野で大学等との連携を進め、放課後学習支援の充実等を図っていく必要があります。

98 「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもに育むような教育課程。

■ 主な取組

① 地域等との連携・協働の推進

地域全体で子どもの学びや育ちを支えるために、学校と地域が連携・協働していく「地域学校協働活動」等を推進していきます。

取組名	取組内容
☆地域学校協働本部の整備 NEW 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 「地域学校協働本部」の3要素である、「コーディネート機能」、「多様な活動」、「継続的な活動」を意識して活動できるよう体制を整備。 小中一貫教育推進ブロック（以下「ブロック」といいます。）の50%に統括的な地域学校協働活動推進員を配置し、ブロック内の連携・協働を促進。 「地域学校協働活動の推進に向けて」の配布や研修等を通して、地域や学校へ周知。
学校・地域コーディネーターの地域学校協働活動推進員への委嘱 NEW 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 活動中の学校・地域コーディネーターに対し、校長の推薦を得て、「地域学校協働活動推進員」を委嘱。
地域学校協働活動推進員（学校・地域コーディネーター）の養成・育成・組織化 NEW 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 持続的な体制づくりを目指し、推進員向けに研修会を実施し、ブロックや区単位の交流会の実施を通して、地域学校協働活動推進員（学校・地域コーディネーター）間のネットワークを構築。
通学路の安全確保に向けた関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 関係局との連携を通じ、各学校が地域やPTA、区役所、警察等と連携を図りながらスクールゾーン対策を推進できるよう支援。
地域による登下校時見守りへの支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 関係局や関係機関と連携し、よこはま学援隊⁹⁹による登下校時の見守り活動への支援を充実。
学校・家庭・地域が連携した防災教育・防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> 様々な災害を想定し、学校・家庭・地域が連携して、地域の特性に応じた防災教育や防災訓練を実施。
地域・関係機関と連携した福祉等の活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域や関係機関と連携し、福祉分野をはじめとする様々な活動や体験を通して、子どもが積極的に地域や社会に参画して課題解決に向けて取り組むことを推進。

② 企業との連携・協働の推進

より多くの学校が企業等と連携し教育活動に取り組むことができるよう、横浜市の公民連携窓口「共創フロント」と連携した取組等を通して、連携を推進する仕組みを構築していきます。

取組名	取組内容
☆「共創フロント」と連携した取組 NEW	<ul style="list-style-type: none"> 「共創フロント」を通じて、学校の教育活動に協力できる企業を募集し、リストを作成、学校へ周知。
はまっ子未来カンパニープロジェクト連携企業等の拡充と活用	<ul style="list-style-type: none"> 学校と社会がつながる機会を創出するため、横浜の自分づくり教育（キャリア教育）を支える連携企業等を拡充。
子どもアドベンチャー開催	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業・団体をはじめ、大学、公的機関等の協力を得て「働く」ことの体験や、様々な社会体験を通じた「人との交流」の場と機会、親子の触れ合いのきっかけづくりを提供。
バーチャルパワープラント（VPP：仮想発電所）の構築 NEW	<ul style="list-style-type: none"> 関係部局や民間企業と連携し、電力の需給調整や非常時に防災用電源として活用できるバーチャルパワープラント（VPP）の構築に協力。

99 学校の校舎、校門や通学路における見守り活動等を行う、保護者や地域住民のボランティア。

③ 大学との連携・協働の推進

エビデンスに基づく教育施策の展開や教育活動の充実、放課後の学習支援等、幅広い分野において大学との連携を推進します。

取組名	取組内容
☆横浜市立大学データサイエンス学部との連携による調査研究 NEW	●より客観的な根拠に基づいた教育施策（EBPM）を推進するため、横浜市立大学データサイエンス学部と連携し、学力・学習状況調査を多面的・多角的に分析。
放課後学習支援の充実等に向けた大学等との連携促進 NEW	●大学等との連携・協働を通して、放課後学習支援への大学生ボランティアの参画を促進。

コラム

子どもアドベンチャー 横浜まるごと冒険隊！～いろいろなお仕事・人との出会い～

夏休み期間を利用して、市内の小中学生を対象に、キャリア教育の視点から「働く」ことの体験や、様々な社会体験を通した「人との交流」の場と機会を提供するため、民間企業・団体をはじめ、大学、公的機関等の協力を得て、多様なプログラムを実施しています。これらの体験を通して、子どもの夢を親子で語り合うなど、「親子のふれあいのきっかけづくり」も目的としています。

各区で開催されるプログラムもあり、子どもたちは自分の住む「まち」について知る機会にもなっています。

当日参加した子どもたちは、様々な人と自ら進んで関わり合い、目を輝かせながら活動をしていました。

協力していただく企業や関係機関の数は年々増えており、今後も子どもの成長に関わる様々な人と連携・協働しながら、この事業を進めていきます。



「市会議事堂を探検しよう！」の様子

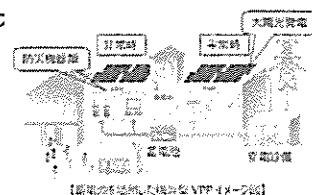


「みなどみらい駅お仕事体験」の様子

コラム

バーチャルパワープラント（VPP：仮想発電所）

横浜市では、公民連携により、地域防災拠点に指定されている市小・中学校に蓄電池設備を設置し、電力の需給調整やCO₂削減に貢献するバーチャルパワープラント構築事業に取り組んでいます。また、停電を伴う非常時には防災用電源として活用することで、地域の防災性向上に貢献します。



柱14

切れ目のない支援

教育と福祉、医療等との連携により、子どもを切れ目なく支援し、自立と社会参画に向けた学びや発達を保障します

施策1

福祉・医療との連携による支援の充実

① 福祉との連携強化

- ・要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用した連携の促進 等

② 医療との連携強化

- ・医療的ケアを必要とする子どもへの支援

施策2

子どもの貧困対策の推進

① 教育機会の保障

- ・就学援助の入学準備金前倒し支給
- ・高校生向け給付型奨学金制度の充実 等

② 地域・関係機関との連携強化

- ・放課後の学習支援の実施 等

想定事業量

施策	項目	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策1 福祉・医療との連携による支援の充実	☆児童支援・生徒指導専任教諭 ¹⁰⁰ 配置に伴う後補充非常勤職員を常勤化している学校数【再掲】	小：40校 中：121校	拡充
	☆スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置【再掲】	区担当SSWが学校の要請により訪問する体制	SSWが全小・中学校を定期的に訪問できる体制 (2021年度)
	☆医療的ケアに関する多分野にわたる相談・調整を行うコーディネーターの養成・配置か所数	-	2か所 (2021年度)
施策2 子どもの貧困対策の推進	高校生向け給付型奨学金受給者数	1,160人	拡充
	☆「放課後学び場事業」実施校数(中学校)【再掲】	42校	94校

100 いじめや不登校等の課題に対応するため、児童生徒指導の学校内での中心的役割や関係機関及び地域との連携窓口を担う教諭。

【施策①】 福祉・医療との連携による支援の充実

■ 現状と課題

- 教育と福祉の連携を図り、未就学期から学齢期までの切れ目のない支援を行うため、2015（平成27）年度に区の機構改革が行われました。福祉的支援が必要な場合について、学校と区役所・児童相談所の連携を円滑に行うため、情報共有の仕組みが整理されました。
- 虐待や貧困等、学校だけでは解決できない課題が複雑化・多様化する中、学校と区役所、児童相談所等が顔の見える関係を作り、相互理解を深めることで、連携を強化する必要があります。
- 教育と福祉の連携等の推進に係る国の考え方を踏まえ、障害等により特別な支援が必要な児童生徒に対し、それぞれの地域で切れ目のない支援を行うため、横浜市においても学校と地域の障害児通所支援事業所等との相互理解の促進が求められています。
- 医療技術の進歩と新生児集中治療室の整備等を背景に、胃ろうや人工呼吸器等、在宅で医療的ケアを必要とする子どもが増えており、医療、福祉、教育の分野で連携して受入体制の充実を図ることが求められています。

■ 主な取組

① 福祉との連携強化	
福祉的ニーズを抱える子どもをより良く支援できるよう、区役所、児童相談所等との連携を強化するため、児童支援・生徒指導専任教諭定数配置校を拡充し、SSWの配置を拡充するとともに、SSWと地域の関係機関との連携を強化します。	
取組名	取組内容
要保護児童対策地域協議会 ¹⁰¹ の枠組みを活用した連携の促進	● 要保護児童対策地域協議会を活用することで、学校と区役所、児童相談所等が連携し、要保護児童及び要支援児童等を切れ目なく支援。
☆児童支援・生徒指導専任教諭の定数配置校の拡充【再掲】	● 各学校の児童支援・生徒指導専任教諭を中心としたチームによる指導・支援を進め、関係機関と円滑に連携を図るため、専任教諭が役割を十分に果たせるよう、非常勤講師の常勤化により定数配置校を拡充。
☆SSWの配置拡充【再掲】	● 学校が抱える様々な課題に対して、学校が関係機関と連携して迅速に解決できるよう、SSWの配置を拡充し、全小・中学校を定期的に訪問できる体制を整備。
SSWと関係機関の連携強化NEW	● 地域で子どもを見守り、支える体制作りに向け、SSWと、区役所や市・区社会福祉協議会等、関係機関との連携を強化。
学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化	● 特別な支援が必要な児童生徒への地域での支援を充実させるため、学校と放課後等デイサービス事業所等、障害児通所支援事業所との相互理解及び連携を強化。

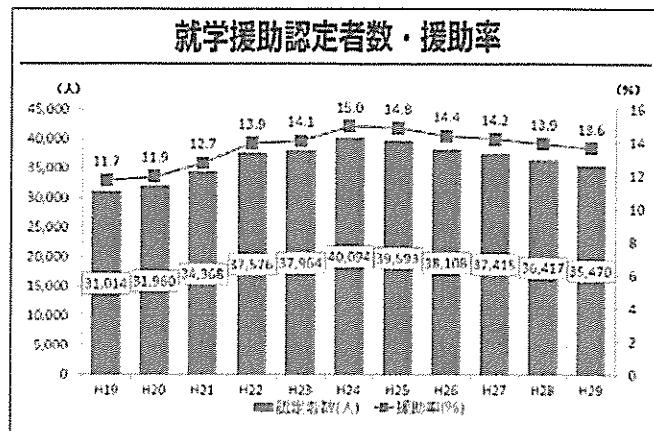
② 医療との連携強化	
医療的ケアを必要とする子どもをより良く支援できるよう、関係機関との連携を強化します。	
取組名	取組内容
☆医療的ケアを必要とする子どもへの支援 NEW	● 関係局と連携し、医療、福祉、教育等の多分野にわたる相談・調整を行うコーディネーターを養成・配置するとともに、医療、福祉、教育等の受入体制を充実。

101 要保護児童等（虐待を受けている子ども等）の早期発見や適切な保護のため、関係者や関係機関が円滑に連携していくことを目的とした協議会。

施策2 子どもの貧困対策の推進

■ 現状と課題

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、横浜市としての基本目標や、基本的な考え方、2016（平成28）年度からの5年間で取り組む施策等を盛り込んだ「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」を策定しました。本計画のもと、教育、福祉、子育て支援等、様々な分野において連携して取組を進めています。
- 横浜市では、景気回復による世帯収入の微増に伴い、全国と同様に、就学援助認定者数及び援助率は2012（平成24）年度をピークに緩やかな減少傾向にあります。しかし、子どもの貧困が社会問題として大きく取り上げられる中、横浜市における「子どもの貧困対策」の重要な施策として、就学援助制度の周知や制度改正等に取り組んでいます。
- 地域における子どもの居場所づくり等、子どもを地域で見守り、支える取組が広がっており、学校と地域が連携・協働して子どもの育ちや成長を支えることが求められています。



■ 主な取組

① 教育機会の保障	
家庭の経済状況により、就学の機会が狭まったりすることなどにより貧困が連鎖することを防ぐため、教育機会の保障に向けた取組を進めます。	
取組名	取組内容
就学援助の入学準備金前倒し支給 NEW	● 経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学用品、通学用品費、学校給食費等を援助。小学校及び中学校への入学準備金について、入学前の時期に支給を実施。
高校生向け給付型奨学金制度の拡充 NEW	● 保護者が市内在住の高校生に対する給付型奨学金制度の対象者を拡充。

② 地域・関係機関との連携強化	
学校での学習だけでなく、地域等による学習支援により、学習習慣の定着や学力向上を図るとともに、地域で子どもの育ちや成長を支える環境づくりを進めます。	
取組名	取組内容
☆放課後の学習支援の実施【一部再掲】	● 中学校における学習支援活動である「放課後学び場事業」について、様々な状況の生徒の参加促進や、大学等との連携による学習支援ボランティアの確保等、課題への対応を進めながら、地域等による放課後の学習支援を拡大。
高校生の「学び直し」支援	● 市立高校定時制で、ボランティアの協力を得て、生徒の到達度に応じ、国語や数学、英語の基礎を改めて学ぶとともに、基本的な学習習慣を身に付ける「学び直し」の授業を実施。
SSWと関係機関の連携強化 NEW【再掲】	● 地域で子どもを見守り、支える体制作りに向け、SSWと、区役所や、市・区社会福祉協議会等、関係機関との連携を強化。

3 指標一覧

客観的な根拠に基づく教育政策を推進するため、計画期間内に実施した施策の成果等を測る一つの基準として、客観的数値として把握できる指標や子どもの実感を問う指標等、計26個（再掲2つを含む）の指標を設定しました。

PDCAサイクルのもと、各取組を着実に進めていくため、隨時、指標の達成状況を確認しながら、各取組を着実に推進していきます。

※「横浜市中期4か年計画 2018～2021」に掲載している指標については、○で示しています。

柱	指標	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)	中期計画 掲載*
施策1：主体的・対話的で深い学びによる学力の向上				
1 主体的な学 び	① 課題の解決に向け、話し合い、発表する等の学習活動に取り組んでいると答える児童生徒の割合 ＜全国学力・学習状況調査＞	小6：74.3% 中3：64.0%	小6：80% 中3：70%	○
	② a 「全国学力・学習状況調査」の平均正答率	全国を上回る	毎年、全国を上回る	
	b 「全国学力・学習状況調査」の下位層の割合	全国より少ない	毎年、全国より少ない	
施策2：多様な教育的ニーズに対応した教育の推進				
	③ 不登校児童生徒のうち横浜教育支援センターの支援を受けている児童生徒の割合	12.5%	17.4%	
施策3：特別支援教育の推進				
	④ 卒業後を見通した学習が行われていると答える特別支援学校の保護者の割合	88.0%	100%	
	⑤ 個別支援学級の担当教員の特別支援学校教諭免許状保有率	小：25.3% 中：31.1%	小：32% 中：38%	
施策4：魅力ある高校教育の推進				
	⑥ 全日制高等学校卒業段階で英検2級相当以上の取得割合	29.8%	50%	○
2 創造に 向かう学 び				
	施策1：グローバル社会で活躍できる人材の育成			
	⑦ 中学校卒業段階で英検3級相当以上の取得割合 ＜英語教育実施状況調査＞	54.0%	58%	○
	⑧ 全日制高等学校卒業段階で英検2級相当以上の取得割合 【再掲】	29.8%	50%	○

	施策2：情報社会を生きる能力の育成			
	⑨ 児童生徒のICT活用を指導する能力を有する教員の割合 <ICT指導力実態調査>	59.9%	67%	
	施策3：持続可能な社会の実現に向けて行動する力の育成			
3 支え合う風土	⑩ 地域や社会をよりよくすることを考えることがあると答える児童生徒の割合 <全国学力・学習状況調査>	小6：46.8% 中3：32.6%	小6：55% 中3：45%	○
	施策1：豊かな心の育成			
4 学びと育ちの連続性	⑪ 学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると答える児童生徒の割合 <全国学力・学習状況調査>	小6：69.0% 中3：60.0%	小6：82% 中3：76%	
	⑫ 自分には良いところがあると答える児童生徒の割合 <全国学力・学習状況調査>	小6：76.6% 中3：67.1%	小6：84% 中3：79%	
5 学べる安心して学校	施策1：つながりを重視した教育の推進			
	⑬ 小中一貫教育推進ブロック内で教育課程に関する共通の取組を行ったと答える学校の割合	82.9%	100%	
6 つながる社会と学校	施策2：健康な体づくり			
	⑭ 一週間の総運動時間（体育、保健体育の授業を除く）が7時間未満の児童生徒の割合 <全国体力・運動能力調査>	小：58.1% 中：28.4%	小：56% 中：25%	
7 働く教職員	⑮ 「ハマ弁」の喫食率	1.3% (2018年3月)	20% (2020年度)	○
	施策1：安心して学べる学校づくり			
8 安心して就労する社会	⑯ 1,000人当たりの不登校児童生徒数（小・中学校）	17.5人	16.1人	
	⑰ スクールソーシャルワーカー（SSW）が行った支援により児童生徒の状況が改善した割合	75.8%	80%	
9 安心して就労する社会	施策1：地域との連携・協働の推進			
	⑱ 保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果があったと答える学校の割合 <全国学力・学習状況調査>	—	小：100% 中：90%	
10 安心して就労する社会	施策1：教職員の働き方改革の推進			
	⑲ 時間外勤務月80時間超の教職員の割合	—	0%	○
11 安心して就労する社会	⑳ 19時までに退勤する教職員の割合	—	70%以上	

	㉑ 健康リスク・負担感指数	109	100未満	
	㉒ 年休取得日数（有給休暇取得日数）	一	全員10日以上	
8 ける 教 職 員 統	施策1：教職員の育成、優秀な教職員の確保			
	㉓ 学校の授業は分かりやすいと答える児童生徒の割合 <横浜市学力・学習状況調査>	小：76.0% 中：64.0%	小：80% 中：70%	○
9 心 な 環 境 ・ 安 全	施策2：学校施設の計画的な建替えの推進			
	㉔ 建替工事着手校数	一	9校	○
10 に 歩 む 学 校 と と も	施策2：地域の状況を踏まえた学校づくり			
	㉕ 保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果があったと答える学校の割合 【再掲】 <全国学力・学習状況調査>	一	小：100% 中：90%	
11 か な 市 民 び の 豊	施策2：図書館サービスの充実			
	㉖ 市立図書館の新規登録者数	60,287人	60,000人 (5か年平均)	

資料編

1 教育基本法(抜粋)

平成18年12月施行

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服すことなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るために、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るために、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

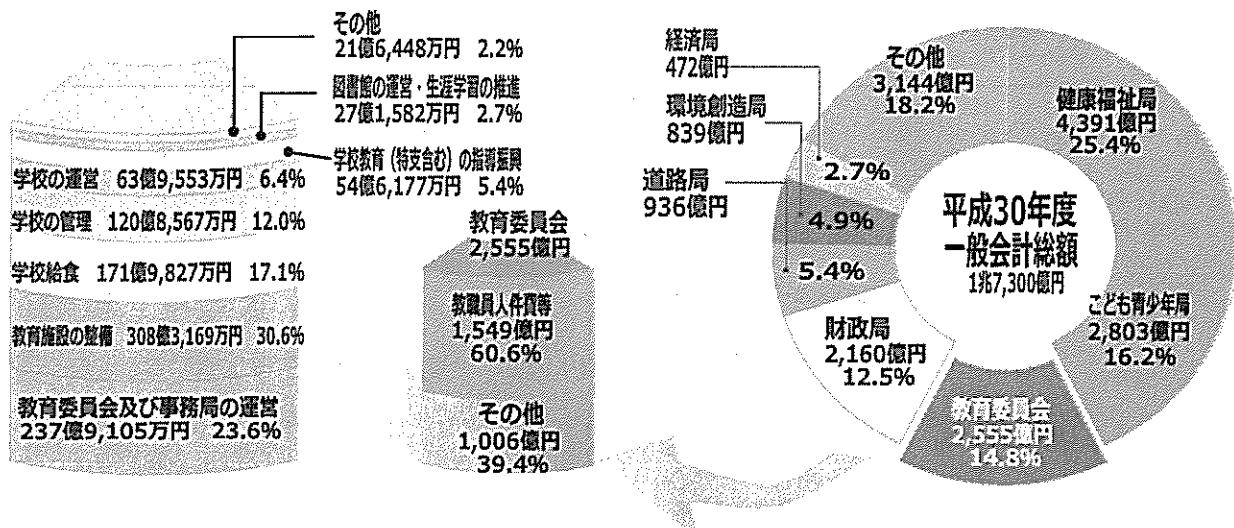
附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 基礎データ

(1) 平成30年度の横浜市教育予算と一般会計予算



(2) 市立学校の概況

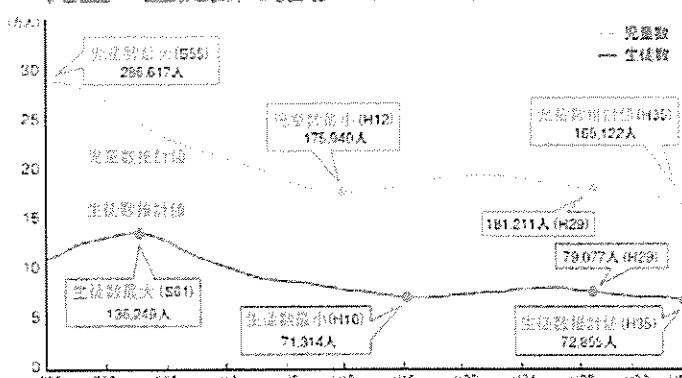
市立学校概況

区分	数	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校		特別支援学校
					全日制	定時制	
学校数	508	339	146	2	9	6	2
児童生徒数	269,744	180,127	78,586	1,675	7,961	6,058	1,293
学級数	9,686	6,656	2,504	59	215	169	46
教員数	16,343	9,736	4,829	99	667	542	125
職員数	1,909	1,320	384	11	90	73	17

*教員数・職員数は非常勤講師等を含みません。

*学校数は小学校、中学校ともに分校各1校を含みます。高等学校9校について実学校数です。

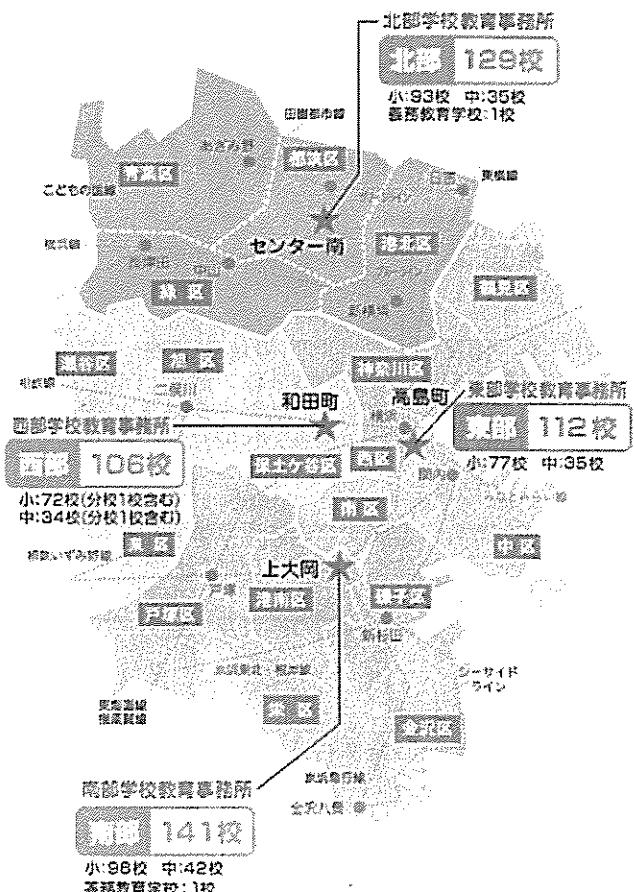
市立小・中学校及び義務教育学校の児童・生徒数の推移 (平成30～35年度・推計)



【H29以前】5月1日現在の実数(個別支援学級、夜間学級、分校及び附属中学校の児童生徒数を含む)

【H30～35】推計値(個別支援学級、夜間学級、分校及び附属中学校の児童生徒数を除く)
※義務教育学校の前期課程は小学校、後期課程は中学校に含む。

学校教育事務所設置場所 (★所在地)



*学校数は、平成30年4月1日現在。

3 素案に対するパブリックコメント

「第3期横浜市教育振興基本計画」素案について、以下のとおりパブリックコメントを実施し、多くの貴重なご意見をいただきました。いただいたご意見は原案策定の参考としたほか、今後の取組の参考にさせていただきます。

なお、いただいたご意見は市民情報センター及び各区広報相談係で閲覧いただけます。また、本計画のホームページにも掲載しています。

1 実施概要

- (1) 実施期間 平成30年9月28日（金）～平成30年10月29日（月）
(2) 意見提出方法 電子メール、FAX、郵送
(3) 素案冊子の配布部数 7,500部
(4) 周知方法 各区役所、市民情報センター、市立図書館、行政サービスコーナー、広報よこはま、教育委員会ホームページ、ツイッター 等

2 実施結果

(1) 意見提出状況

投稿数 98通 意見数 246件

投稿手段	通 数
電子メール	47
FAX	49
郵送	2
計	98

居住地	通 数
市内	89
市外	3
不明	6
計	98

(2) 項目別意見数

項目	意見数
計画全般	12
指標	2
特に重視するテーマ	1
柱1 主体的な学び	85
柱2 創造に向かう学び	6
柱3 支え合う風土	8
柱4 学びと育ちの連続性	54
柱5 安心して学べる学校	7
柱6 社会とつながる学校	4
柱7 いきいきと働く教職員	34
柱8 学び続ける教職員	2
柱9 安全・安心な環境	4
柱10 地域とともに歩む学校	0
柱11 市民の豊かな学び	1
柱12 家庭教育の支援	1
柱13 多様な主体との連携・協働	2
柱14 切れ目のない支援	5
その他	18
合 計	246

(3) 特にご意見の多かった事項

内 容	意見数	割合
「中学校昼食」について 【主な意見】 <ul style="list-style-type: none">● 中学校給食の実施を望む。● その他（家庭弁当の役割）	50	20.3%
「特別支援教育」について 【主な意見】 <ul style="list-style-type: none">● 一般級、個別支援学級等における、子どもの障害特性の理解をはじめとする特別支援教育に関する教職員の専門性向上を望む。● 複数の教職員や支援員が学級運営に関わり、子ども一人ひとりの障害特性に応じた教育内容の充実を望む。● 放課後等ディサービスなどの関係機関と連携強化を進めるべき。	45	18.3%
「教職員の働き方改革」について 【主な意見】 <ul style="list-style-type: none">● 先生方の負担を減らし、心身の健康の確保を望む。● 抜本的な業務内容の見直しや教職員定数増などの施策の実施を望む。	41	16.7%
「不登校児童生徒への支援」について 【主な意見】 <ul style="list-style-type: none">● 不登校が問題なのではなく、様々な学びが認められる社会の実現を望む。● 教育機会確保法※に基づく地方自治体による不登校児童生徒や保護者に対する情報提供や助言、その他支援が行われるようにすべき。● 教育委員会と民間のフリースクール等との連携を望む。	31	12.6%
※義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律		

(4) ご意見への対応状況

	対応状況	意見数	割 合
①	ご意見を踏まえ、原案に反映したもの	26	10.6%
②	ご意見の趣旨がすでに素案に含まれているもの (賛同意見等含む)	26	10.6%
③	ご意見として参考とさせていただいたもの	192	78.0%
④	その他	2	0.8%

※ 全体の意見数（246件）に対する割合については、小数点第二位を四捨五入しています。
端数処理の関係で合計が100%とならない場合があります。

「横浜教育ビジョン2030」

1 横浜の教育が目指す人づくり

自ら学び 社会とつながりともに未来を創る人

2 横浜の教育が育む力

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指し、子どもに身に付けてほしい力を五つの視点「知」「徳」「体」「公」「開」で表し、相互に関連付けながらバランスよく育んでいきます。

知 生きて はたらく知

- 基礎・基本を身に付け、自ら問題を発見し、よりよく解決する力
- 主体的に考え、意欲的に学び続ける力
- 知識や経験を活かし、知恵をはたらかせて生きる力

徳 豊かな心

- 自分を大切にし、しなやかに生きる力
- 自分を律する態度と人を思いやる優しさ
- 「本物」に触れることで育む豊かな感性

体 健やかな体

- 自ら健康を保持増進しようとする態度
- 体力づくりを通じ、心身ともにたくましく生きる力
- 生涯にわたって運動やスポーツに親しむ態度

公 公共心と社会参画

- 自分の役割や働くことの意義を理解し、行動する力
- 横浜を愛し、地域や社会のために、他者と協働する力
- 夢や目標を持ち、よりよい社会を創造しようとする態度

開 未来を開く志

- 自分を見つめ、多様性を尊重し、共生する力
- グローバルな視野を持ち、持続可能な社会の実現に向けて行動する力
- 進取の精神を持ち、新たな価値を創造しようとする態度

3 横浜の教育の方向性

多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進します

多様性を尊重し、つながりを大切にしながら、次の四つの方向性に沿って施策や取組を進めます。

1 子どもの可能性を広げます

主体的な学び

主体的な学びを引き出し、様々な教育的ニーズに応じて、個性や能力を伸ばします。

創造に向かう学び

よりよい社会や新たな価値の創造に向け、学びを社会と関連付け、他者と協働する機会を創出します。

支え合う風土

相手と心から向き合うこと(想)※1を大切にし、多様な価値観を認め、支え合う風土を醸成します。

学びと育ちの連続性

幼児期から社会的自立までの成長過程における学びや育ちの連続性を大切にします。

2 魅力ある学校をつくります

安心して学べる学校

教職員が子どもの理解を深め、いじめなどの課題をチームで解決し、安心して学べる学校をつくります。

社会とつながる学校

地域や社会と目標を共有し、連携・協働することを通して、子どもと社会がつながる学校をつくります。

いきいきと働く教職員

子どもが豊かに学び育ち、教職員がいきいきと働くことができる学校をつくります。

学び続ける教職員

教職員は自ら学び続け、資質・能力の向上を図り、使命感や情熱を持って職責を果たします。

3 豊かな教育環境を整えます

安全・安心な環境

学校施設の計画的な建替えや保全等を進め、子どもの安全・安心を確保します。

地域とともに歩む学校

地域とともに子どもをよりよく育む教育環境を整えます。

市民の豊かな学び

生涯にわたって主体的に学び、心豊かな生活につながるよう、市民の学びの環境を整えます。

4 社会全体で子どもを育みます

家庭教育の支援

家庭は子どもの心身の調和のとれた発達、自立心の育成、生活習慣の確立を図り、行政は家庭教育を支援します。

多様な主体との連携・協働

学校、家庭、地域をはじめ、国内外の様々な関係機関や企業等が連携・協働し、子どもを育みます。

切れ目のない支援

教育と福祉、医療等の連携により、子どもを切れ目なく支援し、自立と社会参画に向けた学びや発達を保障します。

※1 いじめをなくすために、「横浜子ども会議（2013（平成25））」で子どもたちがまとめたアピール文より

「横浜教育ビジョン2030」の解説

1 横浜の教育が目指す人づくり

自ら学び 社会とつながりともに未来を創る人

複雑で変化の激しい時代、解が一つではない課題にも柔軟に向き合い、持続可能な社会の実現に向けて、自分たちができるを考え、他者と協働し、解決していくことが重要となります。

横浜の教育は、子どもが主体的に考え学び続け、多様な人々や社会と関わり合うことを大切にします。個性や能力を活かしながら、夢や目標に向かってチャレンジし、よりよい社会や新たな価値を創造できる人を育みます。

2 横浜の教育が育む力

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指し、子どもに身に付けてほしい力を五つの視点「知」「徳」「体」「公」「開」で表し、相互に関連付けながらバランスよく育んでいきます。

知 生きて はたらく知

○基礎・基本を身に付け、自ら問題を発見し、よりよく解決する力

いつの時代でも、基礎・基本は学習や生活の基盤ですが、これからは、社会とのつながりを考えながら学んだことをどのように使っていくかがますます重要になります。そのため、多面的・多角的な見方や考え方で問題を発見し、身に付けた知識や技能を使って思考力・判断力・表現力等をはたらかせながら、よりよく解決していく力を育みます。

○主体的に考え、意欲的に学び続ける力

複雑で変化の激しい時代においては、新しいことに対する好奇心を持ちながら変化に柔軟に対応し、物事をよりよくしていこうとする意欲が、生きていく上での原動力となります。そのため、様々な課題に対して筋道を立てて主体的に考え、学ぶことの意義や楽しさを感じながら意欲的に学び続ける力を育みます。

○知識や経験を活かし、知恵をはたらかせて生きる力

知識や情報、技術をめぐる変化の速さが加速度的になる中、的確に社会の動向を捉えることが重要です。そのため、様々な情報を色々な角度から精査したり、知識を相互に関連付けたりして、物事を深く考え、真理や本質を見極める力を磨きます。その上で、学びを人生や社会とつなげ、豊かな発想を基に、知恵をはたらかせて生きる力を育みます。

徳 豊かな心

○自分を大切にし、しなやかに生きる力

「全国学力・学習状況調査（2017）」の結果、「自分には良いところがある」と答えた横浜市の小・中学生の割合は全国より低い状況です。自己肯定感は、自信をもって物事に取り組み、困難を乗り越える力の源となります。そのため、自己理解を深め、自分をかけがえのない存在として大切にする心を育みます。また、積極的に周りに相談するなどして変化に柔軟に対応したり、助けを求めて困難を乗り越えたりすることができるよう、しなやかに生きる力を育みます。

○自分を律する態度と人を思いやる優しさ

日常生活の様々な問題や自分の生き方について関わる課題に直面したときには、主体的な判断の下に行動することが重要です。そのため、自立的な生き方や社会の形成者としてのあり方について考え、よりよく生きるために行為を自分の意志や判断によって選択し、実践しようとする態度を育みます。また、他者と共によりよく生きることができるよう、相手の立場や気持ちを思いやって行動できる優しさを育みます。

○「本物」に触れることで育む豊かな感性

自然体験や生活体験が豊富な子どもほど、自己肯定感や道徳観・正義感が高いという調査結果「青少年の体験活動等に関する実態調査（2014）」があります。身近な自然から得られる発見や感動、人と人がじかに触れ合うあたたかな交流や文化芸術の情緒豊かな世界など、様々な「本物」に触れる体験を通して、豊かな感性を育みます。

④ 健やかな体

○自ら健康を保持増進しようとする態度

横浜市では、いつまでも元気に自分らしい毎日を過ごせるようにするために、自分のできるところから健康づくりを楽しむことを「健康横浜21」に掲げ、様々な取組を進めています。食生活の大切さを理解し、望ましい生活習慣や楽しく運動する習慣を身に付けることで、自分の心身の健康を保持増進しようとする態度を育みます。

○体力づくりを通じ、心身ともにたくましく生きる力

「小中学校児童生徒体力・運動能力調査（2016）」によると、横浜市の小・中学生の体力は全国より低い状況にあり、運動をする子どもとそうでない子どもの二極化傾向も見られます。体力は、意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており、人間の健やかな成長を支え、豊かで充実した生活を送ることにもつながります。そのため、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、自ら進んで運動やスポーツを継続的に行い、心身ともにたくましく生きる力を育みます。

○生涯にわたって運動やスポーツに親しむ態度

一人ひとりの興味関心に応じて運動やスポーツに親しむことは、生活をより豊かに送ることにつながります。また、運動やスポーツには粘り強くあきらめないで取り組み、目標を達成する喜びもあります。「ラグビーワールドカップ2019」「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」の経験を踏まえ、関係機関や企業等と連携した取組等を通して、運動やスポーツに対する関心を高め、生涯にわたって運動やスポーツを「する、みる、支える、知る」の多様な関わり方で親しむ態度を育みます。



公共心と社会参画

○自分の役割や働くことの意義を理解し、行動する力

「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（2013）」の結果、社会問題への関心や自分の社会参加において、日本の若者の意識は諸外国と比べて低い状況です。そのため、学んでいることを社会と関連付ける工夫などを通して、身近な出来事や社会問題への興味関心を高めます。その上で、家庭や地域における役割も含めた幅広い視点で働くことの意義を理解し、社会的・職業的自立に向けて、自分の役割と責任を自覚し、行動する力を育みます。

○横浜を愛し、地域や社会のために、他者と協働する力

大規模災害の発生を契機に、改めて地域や社会の絆の重要性が認識されています。横浜では、多くの市民が横浜に対して愛着や誇りを感じており、豊富な人材と、活発な市民活動が特徴です。日頃から、横浜の魅力を発見する機会や、地域社会とのつながりについて学ぶ機会を通して、地域や社会のために自分ができることを考え、他者と協働しながら課題解決を図ることができる力を育みます。

○夢や目標を持ち、よりよい社会を創造しようとする態度

「全国学力・学習状況調査（2017）」の結果、将来の夢や目標を持っている横浜市の小中学生の割合は全国と比べて低い状況です。様々な分野で活躍する人や身近な尊敬できる人との出会いなどを通じて、自分らしい夢や目標を持ち、生き方を考えようとする態度や、よりよい社会をつくるために、自ら考え行動し続ける態度を育みます。

開 未来を開く志

○自分を見つめ、多様性を尊重し、共生する力

グローバル化や価値観の多様化が一層進む中、年齢や性別、国籍や文化の違い、障害の有無等に関わらず、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、いきいきとした人生を送ることができます。そのため、自分の内面と向き合い、自他の違いを受け止めながら、価値感や背景の異なる相手ともコミュニケーションを図ることを大切にします。その中で、共感的に理解したり、合意を形成したりするなど、共に生きていく力を育みます。

○グローバルな視野を持ち、持続可能な社会の実現に向けて行動する力

経済、社会、環境をめぐる地球規模の課題が深刻化する中、「持続可能な開発目標（SDGs）^{※2}」の達成を目指し、世界中の国や企業、市民団体等が取組を進めています。そこで、横浜はもとより日本の歴史や伝統文化を深く理解し、また、世界で起きている出来事にも幅広く関心を持ち、持続可能な社会の実現に向けて身近なところから行動する力を育みます。

○進取の精神を持ち、新たな価値を創造しようとする態度

横浜には開港以来、国内外から人が集まり、常に新しい技術や文化を積極的に取り入れていく進取の精神が育まれてきました。急速に変化する社会では、その先に起こる変化を予測し、行動することで、新たな未来を切り開いていくことが求められます。そのため、横浜がこれまで培ってきた進取の精神や国際都市としての多様性を強みとし、既成概念や慣習を打破してイノベーションを起こすなど、新たな価値を創造しようとする態度を育みます。

※2 2015（平成27）年9月「国連持続可能な開発サミット」にて、全会一致で採択された開発目標。先進国を含む、国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定している。

多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進します

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」を目指して、多様な価値観や個性を尊重し、子どもや学校を取り巻く、様々な「ひと、もの、こと」のつながりを大切にします。その上で、次の四つの方向性に沿って施策や取組を進めます。そのために、学校や行政だけでなく、家庭、地域、関係機関、企業等、子どもの成長に関わる人が、方向性を共有し、一体となって教育を推進します。

1 子どもの可能性を広げます

□主体的な学びを引き出し、様々な教育的ニーズに応じて、個性や能力を伸ばします。

- 子ども自身が興味を持って積極的に学ぶとともに、学習活動を振り返って次につなげができるよう授業改善を推進します。そのために、エビデンスに基づいた指導・支援を行うとともに、ICTをはじめとするテクノロジーの効果的な活用、調査研究の充実等を図ります。
- 特別支援教育や日本語指導、登校支援など、学習や発達を取り巻く教育的ニーズに応じて、連続性のある多様な学びの場が用意されていることや、多様な個性や能力を伸ばす視点を重視します。

□よりよい社会や新たな価値の創造に向け、学びを社会と関連付け、他者と協働する機会を創出します。

- 学んでいることを社会と関連付け、自分の思いや考えを基に身近な生活をよりよくしたり、自分の未来や持続可能な社会のあり方について考えを広げ深めたりする機会を創出します。
- 知識や経験を相互に関連付けながら課題解決を図る機会や、他者と協働し、試行錯誤しながら物事を成し遂げる機会を創出します。

□相手と心から向き合うこと(想)を大切にし、多様な価値観を認め、支え合う風土を醸成します。

- 人権教育の充実や「考え方、議論する道徳」の展開、いじめのない風土づくりに向けた取組等を通して、子どもが相手と心から向き合うことを大切にします。
- 集団の中で目標に向かって力を合わせ、ぶつかり合い、わかり合い、励まし助け合うことを通じて、個々の違いを認め合いながら、ともに学び育つ風土づくりを進めます。

□幼児期から社会的自立までの成長過程における学びや育ちの連続性を大切にします。

- 幼児教育から高等教育までを視野に入れ、目指す子どもの姿や育む力を共有し、前の段階での教育が次の段階で生かされるよう、教育課程等の効果的で円滑な接続を図ります。
- 小中一貫教育を一層推進するとともに、幼保小中高の連携を進めていきます。
- 社会的自立に向けて、発達の段階に応じたキャリア教育を進めていきます。

2 魅力ある学校をつくります

□教職員が子どもの理解を深め、いじめなどの課題をチームで解決し、安心して学べる学校をつくります。

- 子どもの思いをしっかりと受け止め、安心して学ぶことができる学校をつくります。そのために、いじめや不登校など、複雑化・困難化する児童生徒指導上の課題について、個人で対応するのではなく、児童支援・生徒指導専任教諭を中心としたチームによる指導・支援を進めます。
- 校長のマネジメント力や危機管理力の向上により、迅速かつ適切な判断のもと、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士や医師等の専門家を積極的に活用し、子どもの抱える課題のよりよい解決を図ります。

□地域や社会と目標を共有し、連携・協働することを通して、子どもと社会がつながる学校をつくります。

- 「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育むという考え方に基づき、学校運営協議会等を活用しながら、「社会に開かれた教育課程」を実現します。
- 子どもや地域の実態を踏まえて設定する学校教育目標を実現するため、校長のリーダーシップのもと、学校全体として、教科等や学年を超えて教育活動や組織運営の改善を図っていきます。
- 各学校の自主的・自律的な学校運営を尊重しながら、学校や子ども、地域の実態を踏まえた支援をしていきます。

□子どもが豊かに学び育ち、教職員がいきいきと働くことができる学校をつくります。

- 働きやすい環境の整備等に向けた業務改善の取組とともに、ワーク・ライフ・バランスを着実に推進し、教職員が働きがいを感じながら心身ともに健康でいきいきと働くことで、教育の質を向上させ、子どもが豊かに学び育つことができる学校をつくります。
- 学校の業務改善支援、専門スタッフの配置や教職員の担うべき業務の精選等、教職員の働き方改革を進めることにより、教職員が子どもとしっかり向き合う時間が確保できる、魅力的で持続可能な環境を目指します。

□教職員は自ら学び続け、資質・能力の向上を図り、使命感や情熱を持って職責を果たします。

- 全ての学校管理職・教職員が、学校の置かれた状況の変化に対応し、よりよい学校を作っていくために、人材育成指標等に基づき、自身のキャリアステージに応じて自ら学び続け、不断の努力を重ねながら、教育に対する使命感と情熱を持って職責を果たしていきます。
- 採用方法の改善により、より優れた人材を確保していくとともに、大学との連携・協働の推進等により、教員の養成と育成をより一体的に進めていきます。あわせて、校内OJT・メンターチームの活動支援や、研究、研修の充実を図ることにより、意欲と能力を最大限に発揮できる人材育成をより一層進めます。

3 豊かな教育環境を整えます

□学校施設の計画的な建替えや保全等を進め、子どもの安全・安心を確保します。

- 「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」に基づき、築70年を超えない範囲で、計画的に学校施設の建替えを進めます。
- 学校施設の建替えや老朽化対策にあたっては、子どもの教育環境の向上を第一に考え、子どもが安全に、安心して、そして快適に過ごすことができる環境を整備します。

□ 地域とともに子どもをよりよく育む教育環境を整えます。

- 学校は、子どもが多くの時間を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域の防災や生涯学習等にも活用され、地域におけるまちづくりの様々な役割を担っていく場になります。
- 学校施設の建替え時には、建替えでなければ解消できない施設の機能面の課題解決のほか、学校規模の適正化の検討や、教育効果の向上が見込むことのできる他施設との複合化等について留意し、地域とともに子どもをよりよく育むための教育環境を整えます。

□ 生涯にわたって主体的に学び、心豊かな生活につながるよう、市民の学びの環境を整えます。

- 市民が自分の興味や関心に応じて主体的に学び続け、心豊かな生活につながるよう、読書活動の推進や図書館サービスの充実、横浜の歴史に関する学習の場の充実を図ります。
- 市民の貴重な財産を次世代に引き継ぐため、文化財の保護・保全を進めるとともに、大人や子どもの学習の場としての活用や観光資源としての魅力向上を図ります。
- 市民が身近な課題に気づき、解決に向けて主体的に行動していくことができるよう、「学び」と「活動」の循環を支援します。

4

社会全体で子どもを育みます

□ 家庭は子どもの心身の調和のとれた発達、自立心の育成、生活習慣の確立を図り、行政は家庭教育を支援します。

- 子どもは、保護者など特定の大人との継続的な関わりの中で、愛され、大切にされることで、生きる上での基盤となる基本的信頼感を育んでいきます。これを踏まえ、家庭は子どもの心身の調和のとれた発達を図り、自立心の育成や生活習慣の確立に努めます。
- 家族形態の変容や地域のつながりの希薄化など、家庭での教育を行うことが困難な状況が指摘されています。行政は、各家庭の自主性を尊重しつつ、地域や学校、幼児教育施設等と連携し、保護者への学習の機会及び情報の提供を進め、保護者同士のつながりや地域との交流を促進することにより、保護者が安心して、家庭での教育を行うことができるよう支援します。

□ 学校、家庭、地域をはじめ、国内外の様々な関係機関や企業等が連携・協働し、子どもを育みます。

- より多くの保護者や地域住民等が学校運営に積極的に参画することで、地域と学校が双方向で関わる協働活動を推進するとともに、市長部局や警察等関係機関との連携強化により、登下校時の安全確保等を図りながら、地域全体で子どもを育みます。
- 地域人材だけでなく、国内外の教育機関や企業、民間団体等と子どもの成長に向けた目標を共有しながら連携・協働し、教育内容の充実を図ります。
- 子どもが積極的に地域や社会に参画して課題解決に向けて本気で取り組むことを推進し、子どもの挑戦する姿を厳しくもあたたかく受け止めてくれるような地域コミュニティを形成していくことで、人づくりと地域づくりの好循環を生み出しています。

□ 教育と福祉、医療等の連携により、子どもを切れ目なく支援し、自立と社会参画に向けた学びや発達を保障します。

- 全ての子どもの豊かな学びや育ちのため、教育と福祉、医療等が連携し、貧困や児童虐待など、様々な課題を抱える子ども一人ひとりに寄り添って支えます。
- 学校だけでは解決が困難な課題においては、学校と幼児教育施設や区役所、児童相談所、地域療育センター、医療機関、地域の団体等が連携し、役割分担をしながら切れ目なく支援することにより、子どもの自立と社会参画に向けた学びや発達の保障につなげていきます。



2018(平成30)年12月発行 横浜市教育委員会事務局 教育政策推進課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-3243 FAX 045-663-3118

横浜市教育員会
教育長様
教育委員様



受理番号 86

教科書採択の審議と採決の適正化を求める要望書

2018年12月19日

横浜教科書採択連絡会

提出代表 田崎秀一郎

連絡先 横浜市中区尾上町 [REDACTED]

要望項目

教科書採択は、教科書名を挙げて審議し、採決は無記名投票採決ではなく挙手で行ってください。

要望理由

文部科学省や県教育委員会は、教科書採択を行う市町村教育委員会に対し「開かれた採択」のため、住民への採択理由の説明責任や情報公開へのいっそうの努力を求めています。

横浜市の教科書採択は、従来から、審議については、教育委員、教育長とも具体的な教科書名をあげて発言し、採決は挙手でおこなわれてきました。ところが近年の横浜市の採択審議・採決においては、教科書名を挙げない抽象的な発言に終始し、無記名投票による採決が繰り返されるようになりました。今年度の採択審議では、2名の教育委員が教科書名を明らかにしつつ発言ましたが、それぞれの委員が具体的な教科書名を挙げなければ話がかみ合わず、審議とはいえません。また無記名投票は、各委員の判断と責任が明確にならないため、教科書採択の公正性確保に問題を残します。

また、国は採択の会議録や資料を公表するよう求めていますが、このような審議や無記名投票採決は、記録を残さない運営方法であるため、傍聴者しても情報公開請求しても記録は「不存在」となり、なんの検証もできません。

さらに、今年度は記者会見で、教育長が「基本的に無記名投票でやるべきで、教科書会社名を挙げないのが基本だと思う」と発言しました。いわゆる地方教育行政法や教科書無償措置法などの教科書採択に関する法律の趣旨に反する発言と言わざるをえません。持論とはいえ、教育長として「基本」とまでいいうのは行き過ぎであり、教科書採択への不安を感じます。

横浜市では、近年、教科書採択をめぐって多くの特異な問題も生じています。私たちは一日も早く、横浜市の教科書が子どもたちや学校現場を大切にした観点で選ばれ、保護者・市民への説明責任を果たすことができる手続きとなるよう求めます。

以上